

Title	修辞構造による法令文の解析法に関する研究
Author(s)	小林, 良輔
Citation	
Issue Date	2008-03
Type	Thesis or Dissertation
Text version	author
URL	http://hdl.handle.net/10119/4303
Rights	
Description	Supervisor: 島津明, 情報科学研究科, 修士

修 士 論 文

修辞構造による法令文の解析法に関する研究

北陸先端科学技術大学院大学
情報科学研究科情報処理学専攻

小林 良輔

2008 年 3 月

修 士 論 文

修辞構造による法令文の解析法に関する研究

指導教官 島津明 教授

審査委員主査 島津明 教授
審査委員 白井清昭 准教授
審査委員 東条敏 教授

北陸先端科学技術大学院大学
情報科学研究科情報処理学専攻

0610037 小林 良輔

提出年月: 2008 年 2 月

概 要

安心な電子社会を実現するための研究の一環として、法令工学の研究を行なっている。法令工学は、法令(契約書、社内規定書を含む)がその制定目的に沿って適切に作られ、論理的矛盾や、文書的問題がなく、関連法令との整合性がとられていることを検査・検証し、法令の改定に対しては、矛盾なく変更や追加、削除が行なわれることを情報科学の手法を用いて支援する学問である。この法令工学の研究の一環として、法令文を論理演算可能な論理表現に変換する研究を行なった。

先行研究では表層情報を解析し、要件・効果構造の形へと対応させることにより論理式への変換を行なっていたが、表層情報のみでは条件部が複数存在し、同時に一要件・一効果の関係が複数存在するような条文では正しく解析できない場合がある。そこで本研究では、このような条文に対応させるため、文の構造を修辞構造理論に基づいて解析し、法令文を正確に論理表現へと変換することを目指した。本稿では、この手法に基づき、法令文から論理表現である論理式へ変換する方法について報告する。

目次

第1章	はじめに	1
1.1	研究の背景と目的	1
1.2	本論文の構成	3
第2章	関連研究	4
2.1	法令文の構造	4
2.2	法令文の論理式への変換	5
2.3	修辞構造理論	7
第3章	法令文の分析	10
3.1	ユニット	10
3.2	修辞関係の説明	12
3.3	修辞構造分析	19
3.4	論理骨格	22
第4章	処理モデル	25
4.1	ユニットの修辞構造	25
4.2	論理骨格	27
4.3	論理式	28
第5章	論理式への変換処理	29
5.1	全体の流れ	29
5.2	ユニットへの分割	29
5.3	修辞関係の付与	30
5.4	修辞構造に基づく論理骨格の解析	31
5.5	論理骨格に基づく論理式への変換	33
第6章	実験	36
6.1	実験結果	36
第7章	おわりに	39
付録A	国民年金法 修辞構造分析結果	43

目 次

2.1	要件・効果構造	4
2.2	談話構造	9
3.1	ユニット分割例 (国民年金法 第一条)	10
3.2	ユニット分割例 (国民年金法 第十七条)	11
3.3	根拠関係の付与例	13
3.4	目的関係の付与例	15
3.5	条件関係の付与例	15
3.6	時間関係の付与例	15
3.7	順列関係の付与例	16
3.8	原因関係の付与例	16
3.9	並列関係の付与例	17
3.10	主題関係の付与例	17
3.11	背景関係の付与例	18
3.12	解釈関係の付与例	18
3.13	ユニット分割例 (国民年金法 第二条)	19
3.14	修辞構造 (国民年金法 第二条)	19
3.15	ユニット分割例 (国民年金法 第十九条)	20
3.16	修辞構造 (国民年金法 第十九条)	21
3.17	目的関係となる時の「～ため」	21
3.18	原因関係となる時の「～ため」	21
4.1	ユニット分割例 (国民年金法 第三十二条第二項)	26
4.2	論理式変換の処理概要	28
5.1	修辞構造及び論理骨格 (国民年金法 第四条)	33
6.1	ユニット分割 誤り例	37
6.2	修辞関係の付与 誤り例	38

表 目 次

2.1	修辞構造理論で定義された関係名	8
3.1	ユニットの手掛かり句	12
3.2	修辞関係一覧 (関係, 頻度)	13
3.3	修辞関係の説明	14
5.1	修辞関係の決定規則	31
6.1	実験結果	37
6.2	修辞関係の付与の誤り数	38

第1章 はじめに

1.1 研究の背景と目的

現在、社会生活の様々な分野で IT 技術による電子化が進んでおり、電子社会の時代を迎えている。我々の社会生活は高度で複雑な情報システムである電子社会に大きく依存している。電子社会の役割は、多様な社会活動の支援であり、社会活動を円滑に行ない、安心して生活を送ることができる基礎であることから、電子社会の安心性・安全性は最も重要な要求と言える。情報システムの不具合や情報の漏洩問題等は、社会全体の機能が成立しなくなる危険がある。また複雑な社会制度を、情報科学を利用することにより、わかりやすく表現することも重要である。そこで、安全で安心な電子社会を作るための研究の一環として、法令工学という学問が提案されている [1, 2]。

法令工学は、法令（契約書、社内規定書を含む）がその制定目的にそって適切に作られ、論理的矛盾や文書の問題がなく、関連法令との整合性がとられていることを検査・検証し、法令の改定に対しては、矛盾なく変更や追加・削除が行なわれるということを情報科学の手法を用いて支援する学問である。社会の変化に対応して新しい法令が日々作られていると同時に、既存の法令に対する変更や修正が頻繁に行なわれており、これに対応して、法令情報システム（法令実働化システム）の開発と保守作業が多大なコストをかけて行なわれている。現在、それらは法務実務者や情報システム開発者により支えられているが、法令工学はこの活動を情報処理技術により支援することを目的としている。

法令文書に求められる無矛盾性や完全性等の計算機による支援、例えば、法令で定められるべきことが明確に規定されているか、条件漏れはないかなどを検査し、法令文書の作成や保守を科学的に行ない、また、法令を実働化している情報システムを設計する技術を研究、開発するためのものである。法令実働化情報システムへ法令文を入力するには、法令文を論理演算可能な論理表現に変換する必要がある。そこで本研究では、自然言語で記述された法令文を、論理式へと変換する手法の研究について行なった。本報告では、特に、先行研究で実装されたシステム [3, 4, 5] で解析できなかった法令文についての解析手法の研究を行なった。法令文の構造に関する研究では、田中ら [7, 8] の研究がある。これによると、「要件・効果論」と呼ばれる原則を採用し、この法則に基づいて記述されていると述べている。法令文は「要件部」と「効果部」からなり、その構造的な特徴を「要件効果構造」と呼ぶ。本研究及び江尻、北田、信岡らの先行研究は、この構造に対応させることにより、法令文の解析を進めている。江尻 [3] の研究では、法令文を「ため、」、「して、」等の手掛かり語により、文の骨格的論理構造を決定し、各部の論理表現をまとめて、

論理表現へと変換している。骨格的論理表現の各部については、北田 [4] の研究で、格解析等を行ない、深層格を決定し、論理式を求めている。信岡 [5] の研究では、文パターン(言い替えを含む)を増やし、埋め込み文や「A の B」などの名詞句の解析なども行ない、システムが対応できる法令文の構文の種類を増加させた。

これらの研究は法令文の表層の手掛かり語により要件・効果構造を求めていたが、1文の中に複数の要件・効果構造を持っているような条文の場合、正しく解析が行なわれないことがある。以下は国民年金法第十七条第一項の文を5つの部分に分割したものである。

- A: 年金たる給付を受ける権利を裁定する場合
又は年金給付の額を改定する場合において、
- B: 年金給付の額に五十円未満の端数が生じたときは、
- C: これを切り捨て、
- D: 五十円以上百円未満の端数が生じたときは、
- E: これを百円に切り上げるものとする。

この条文を先行研究のシステムに入力すると、

A B $\wedge$ C $\wedge$ D $\wedge$ E

となる。ここでAが要件部、B、C、D、Eが効果部ということを表してる。これは、「年金たる給付を受ける権利を裁定する場合又は年金給付の額を改定する場合において、」というAと、「年金給付の額に五十円未満の端数が生じたときは、」というBと、「五十円以上百円未満の端数が生じたときは、」というDの3つがそれぞれ条件部の特徴になっているため、適切に解析されない。この論理式は、BとDが互いに真となる事が有り得ないため、この論理式は成立しない。これを正しく解析するには、BとDが並列構造となっていることを捉え、各々の条件に対して1つの論理式を生成することが正しいと考えられる。正しくは、

A $\wedge$ B C

A $\wedge$ D E

という2つの要件・効果構造があると解析できる。本研究では、文の論理構造を意味的に捉え、正確に文の構造を解析することを目指す。

これを考慮し、本研究では談話に対して談話構造を考えるように、1文に対して句や節の間に修辞関係を考えた。修辞関係に係わる研究として、Mann & Thompson の修辞構造理論 [6] がある。この理論は、談話を構成する2文間の意味的關係を捉え、その關係を修辞關係(条件、目的、原因等)を用いて表すものである。本稿では、この修辞構造理論のような見方を文全体に適用するのではなく、各文に対して適用していく。すなわち、1文を複数のユニットに分割し、ユニット間の意味的關係(条件、目的等)を修辞關係として表

し、この修辭關係に基づいて要件・効果構造の形を表す論理骨格を導いた。この論理骨格に基づいて先行システムを適用することにより、正しい論理式を求められるようにした。

具体的には、法令文のもつ特徴を利用して条文(国民年金法第1～100条296項347文)の構造を分析し、それに基づき文をユニットに分割するための分割規則、修辭關係を付与するための決定規則、論理骨格を解析するための解析規則を作成した。まず分割規則に基づき、法令文を複数ユニットに分割する。次にこのユニット間に他のユニットとの意味的關係に基づいて修辭關係を付与し、修辭構造を解析する。この修辭構造と係り受け構造を論理骨格解析規則により、文の構造をユニット単位で論理形式に表した論理骨格を解析する。得られた論理骨格に基づき、各ユニット情報を先行システムに適用することにより、正しい論理式へと変換した。

1.2 本論文の構成

本稿は、次の構成をとる。2節では関連研究について述べる。3節において法令文の分析結果を示す。4節で処理モデルの説明を行ない、3、4節に基づいて提案された手法を5節で説明する。このシステムの実験結果を6節で述べ、7節でまとめを行なう。

第2章 関連研究

2.1 法令文の構造

一般的に、わが国における法令文は、個々の条文に共通の概念あるいは抽象度の高い概念を規定する条文を前にもってくるといった基本原則の他に、「要件・効果論」と呼ばれる原則を採用し、この法則に基いて記述されている。「要件・効果論」に基づき記述された条文は、「～は、～しなければならない」というように、その条文が規定したい権利・義務関係の内容を表す法律効果（legal effect）と、それを成立させるための条件となる「～において」、「～の場合」といった法律要件（legal condition）を含んでおり、これらの間には一要件に対して一効果のみが対応するという形がとられている。

このような点に着目した田中ら [7, 8] は、法令文の構造に関する研究を行なっている。これによると、法律条文は表面的な表現には多くの記述パターンがあるが、基底的な表現には「要件・効果」をひとつの単位とする同一構造を持っているものと考えられるとしている。これより、法令文は一般自然言語文と比較するとかなり定まった形を有しており、解析に用いやすいと言える。これらの点に留意し、法令文の典型的な構造を、図 2.1 のように与えること等も報告されている。

この図より、法令文は「法律要件部」と「法律効果部」に大別でき、その構造的な特徴を「要件効果構造」と呼ぶ。要件部と効果部は、各々をさらに細かく細分化すると、「主題部」、「条件部」、「対象部」、「内容部」、「規定部」となる。

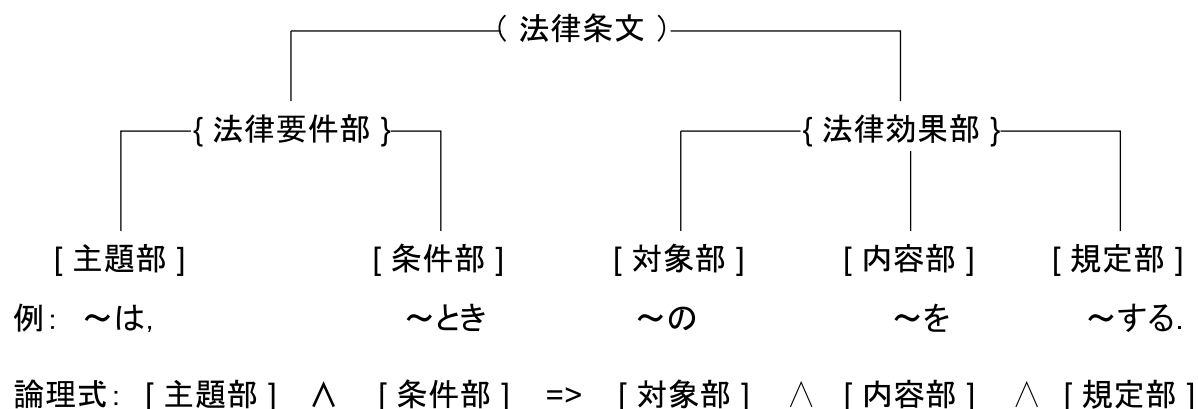


図 2.1: 要件・効果構造

図 2.1 のような要件・効果構造では、「主題部」は「～は、」等の形態素を持ち、「条件部」は「～とき、」等、「対象部」は「～の」等、「内容部」は「～を」等、「規定部」は「～する。」等の形態素となることが特徴である。またこれら 5 つを論理式で表すと、

論理式： [主題部] ∧ [条件部] [対象部] ∧ [内容部] ∧ [規定部]

という形で表すことができる。本研究では、法令文の要件・効果構造を解析し、論理式の形へと変換することを目的とした。

2.2 法令文の論理式への変換

法令文を論理式に変換する方法として、江尻、北田、信岡ら [3, 4, 5] の研究がある。これらのシステムは、要件・効果構造に基づき、法令文を論理構造に沿って分割し、分割された各部分の格解析等を行い、原子式に変換し、全体をまとめるものである。

江尻 [3] は、法令文の持つ特徴を利用して条文の構造を解析し、全体的な論理構造を決定する手法を提案している。

例 2.1(千代田区、条例 53 号、15 条 2 項)

区長は、前項により届出のあった協定が、内容等に関し適切なものであると認めるときは、これを認証し、告示するものとする。
--

分割された語句

主題部：	区長
条件部：	内容等に関し適切なものであると認める
内容部：	前項により届出のあった協定
規定部：	認証し、告示する

表現パターンの特定

[主題部] ∧ [条件部] [内容部] ∧ [規定部]

この例 2.1 を見ると前述した要件・効果構造の図 2.1 と比べると対象部が欠けているとわかる。これは構造内の要素が一部欠けている ϕ (ゼロ) 化の問題と呼ばれており [7]、単純な要件・効果の形ではなく構造の一部が欠けていることを意味している。実際の条文は、5 つの要素が全て含まれている文は少なく、例 2.1 のようにどれかの要素が欠けている場合が多い。江尻 [3] は、このような構造を考慮して分割するルールとして法令文を 7 つの構造パターンに分類している。そして、「ため、」、「して、」等の意味上で述語動詞の関係を表す語句を考慮した構造の決定を行った後、動詞の並列句を考慮したの決定を行なった。

またこれらの特徴から、文の全体的な論理構造を決定し、論理表現へと変換している。

北田 [4] は、江尻のシステムによって分割された各部分の述語動詞に対して格解析を行ない、論理式への変換(原子文の生成)を行なっている。原子文を生成するには、述語の決定、述語に対する項を決定する格構造解析が必要であり、このためには格フレーム辞書が必要となる。法令文において有用な格フレームを構築するため、法令文特有の性質を考慮し、実際の法令文から述語とその深層格の関係を抽出することにより、深層格の情報(出現頻度、名前、付随する表層格)を含む格フレーム辞書を構築した。この格フレーム辞書を用いて、格述語動詞に対して格解析を行なっている。格解析の手法として、格解析の対象となる述語動詞がとりうる深層格を調べ、とりうる深層格としてのスコア付けを行ない、最も高いスコアを示した文節を深層格として決定し、論理式に変換を行なっている。

信岡 [5] は、江尻、北田の研究の発展として、文パターンの増加、格フレーム辞書の拡大、名詞句の解析(埋め込み文、A の B)等を行なった。名詞句を修飾する埋め込み文の例を例 2.2 に示す。

例 2.2 (千代田区条例、第 12 条 4 項)

容器入りの飲料又は食量を販売する事業者は、空き缶、空き箱等の容器及び包装若しくは袋の散乱防止について消費者の啓発を行なうとともに、その販売する場所にこれらを回収する設備を設けるなど、適正な回収及び資源化に努めなければならない。

この下線部の格関係がある場合を論理式に変換すると以下ようになる。

販売する (e1) $\wedge$ 事業者 (x1) $\wedge$ 食料 (x2) $\wedge$ agt(e1,x1) $\wedge$ obj(e1,x2)

名詞句「A の B」については、A、B の種類により様々な場合があり、これを分析し原子式への変換を行なえるようにした。以下に幾つか例をしめす。

1. 名詞 A がサ変名詞の場合

「提出の申請書」

提出 (e) $\wedge$ 申請書 (x) $\wedge$ obj(e, x)

2. 名詞 B がサ変名詞の場合

「施設の設置」

施設 (x) $\wedge$ 設置 (e) $\wedge$ obj(e, x)

3. 名詞 A の論理式が述語、名詞 B の論理式が関数の場合

「第二号被保険者の収入

第二号被保険者 (x) $\wedge$ 収入 (x, t)=m

「被保険者の氏名」

被保険者 (x) $\wedge$ 氏名 (x)=n

「被保険者の保険料」

被保険者 (x) $\wedge$ 保険料 (x, t, h)=m

これらのパターンに対応させ、法令文に対しての論理式の精度を向上させた。また、構文の種類を増やし、システムが対応できる法令文の種類を増加させた。

江尻・北田・信岡らの先行システム [3, 4, 5] は、上記のように法令文を要件・効果構造の形へ対応させることにより、論理式への変換を行っていた。しかし、これは文の表層情報のみを解析し、パターンマッチにより要件・効果構造の形へと対応させるため、文の論理構造が正確に捉えられず誤った解析を行ってしまう場合がある。以下は国民年金法第十七条の条文を5つの部分に分割したものである。

- | |
|--|
| A: 年金たる給付を受ける権利を裁定する場合
又は年金給付の額を改定する場合において、 |
| B: 年金給付の額に五十円未満の端数が生じたときは、 |
| C: これを切り捨て、 |
| D: 五十円以上百円未満の端数が生じたときは、 |
| E: これを百円に切り上げるものとする。 |

このように分割された文がある場合、ユニットAの「～を改定する場合において、」という手掛かり句により、先行システムはこれを条件部と認識する。しかし、ユニットBの「～が生じたときは、」とユニットDの「～が生じたときは、」も同様に条件部の手掛かり語となっているが、このような構文パターンが存在しないため、ユニットAのみを要件部とみなし、のこりを効果部に配置している。この場合、ユニットBとユニットDが互いに成立することは有り得ないので、この構造は誤りだと言える。正しくは、この文の中に2つの要件・効果構造があると解析するべきである。

2.3 修辞構造理論

前節のような条文を解析するには、表層の手掛かり語のみで判断するのではなく、節や句毎の意味を解析し、文全体の論理構造を論理骨格により意味的に捉える必要があると

考えた。文の論理構造を意味的に捉えるためには、談話の文間に関係があるのを見るように、法令文の1文内にある節や句の間にある関係をみる必要があると考えた。そこで本研究では、Mann and Thompson が提案した修辞構造理論の見方を各文に対して適用した。Mann and Thompson[6] は、談話解析を行なう際談話を構成する2文間の意味的関係を捉え、それらを修辞関係として表す修辞構造理論 (RST: Rhetorical Structure Theory) を提唱している。この理論は、2つの文の一方を核 (nuclear)、他方を従属 (satellite) として、それらの文がどのような関係を持って係っているかを条件 (Condition) や目的 (Purpose)、原因 (Cause) 関係などの修辞関係と呼ばれるラベルによって表し、談話全体がどのような意味構造となっているかを解析するものである。これに用いられる修辞関係一覧を表 2.1 に示す。

表 2.1: 修辞構造理論で定義された関係名

Circumstance	Antithesis	Solutionhood
Contrast	Concession	Elaboration
Purpose	Condition	Sequence
Background	Otherwise	Enablement
Interpretation	Motivation	Evaluation
Evidence	Restatement	Justify
Summary		
Volitional Cause	Non-Volitional Cause	
Volitional Result	Non-Volitional Result	

普通自然言語の用法において、テキストは、文 (sentence) を任意に集めただけでなく、ある種の「まとまり性 (unity)」を持っている。RST はテキストの凝集度 (coherence) を見るものであり、凝集したテキストの全ての個所において、その個所の機能、その個所の存在する理由があるとし、テキストの全ての個所には何らかの役割があると考えている。

例えば、「主張 (claim)」とそのあとに続く「根拠 (evidence)」を考えると、RST ではこの2つのユニット (節や句等あらかじめ定義されたもの) 間に根拠 (Evidence) 関係を置く。さらに、「主張 (claim)」の方が特定の「根拠 (evidence)」よりも重要であるとする。この場合「主張 (claim)」ユニットの方を「核 (nucleus)」と呼び、「根拠 (evidence)」ユニットの方を「従属 (satellite)」と呼ぶ。ユニットの順序は制約されていないが、全ての関係においてなりやすい順序が存在している。これを表している談話を例 2.3 に示す。また修辞関係を加えた談話構造を、図 2.2 に示す。

例 2.3

- 1: The program as published for calendar year 1980 really works.
- 2: In only a few minutes, I entered all figures from my 1980 tax return and got a result which agreed with my hand calculations to the penny.

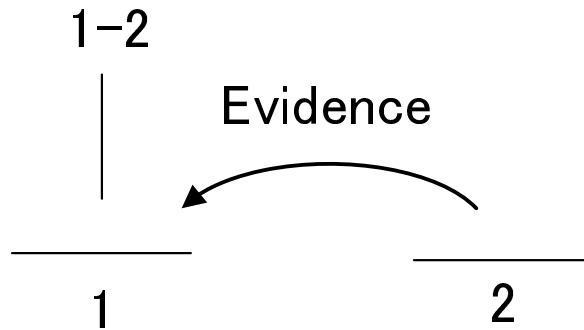


図 2.2: 談話構造

これはユニット2がユニット1に対して根拠 (evidence) 関係を持っていることを表している。ユニット2の内容は、「主張 (claim)」を表すユニット1が正当である理由について記述されている。このようにして談話間の論理構造を修辞関係により意味的に表し、解析する修辞構造理論が提案されている。

このRSTに関連する研究として、D.Marcu[9]は、談話の要約を目的として、Scientific American のテキストに対して、修辞構造理論の概念を用いた。彼らの手法は、まずテキスト上で最も重要なセグメント(ユニット)を核ユニットとし、そこから修辞構造により他の従属ユニットにスコア付けを行なう。このスコアによってユニットを取捨選択することで談話の要約ができるというものである。本研究においては、法令文という長く複雑であるという特徴を持った文を談話に見立て、1文毎に修辞構造を解析することにより、文の論理構造を捉えることとしている。

また新森らの研究[10]では、特許明細書の重要な部分である特許請求の範囲について、理解しやすくする方法を述べている。これは特有の形式で記述されている特許請求の範囲について、一般の人が理解しがたいため、NLPの技術により読みやすさの向上を目指している。具体的には、特許請求の範囲に修辞構造理論を適用し、特許請求の範囲の特徴的な記述方式に着目し、1文毎に修辞構造を解析し、そのユニットがどのような役割を持っているかを修辞関係により表し、文の論理構造をビジュアル的に出力するというものである。これにより、自動的に特許請求の範囲の要素を抜粋することができ、自動特許マップ生成などの応用研究に用いることができると述べている。本研究においては、法令文という独特の形式で記述された文を修辞構造理論の見方を適用することにより、彼らの研究のような一般の人でも理解しやすいような形式に应用できると考える。

第3章 法令文の分析

法令文に対して修辞構造理論の見方を適用し、1文毎に修辞構造を解析するには、法令文のどのような特徴に着目して文の構造を捉えるかを分析する必要がある。このため、実際の法令文を基に分析を行なった。この分析結果を以下に示す。

3.1 ユニット

法令文の修辞構造を解析するためには、まず文をあるまとまり毎に区切ることが必要となる。本研究では区切られた1まとまりをユニットと呼ぶ。このユニットの内容が他のユニットにどのような意味的役割を持っているかを調べていった。

ユニットは、助詞、助動詞、語の意味クラス、係り先の述部等の特徴により、ユニットに定める。条件として、修辞関係を付与することができるということを前提とする。これらをユニットの定義として、国民年金法第1条～第100条(全100条296項347文)について分析を行なった。この時の分析例を以下に示す。

元文

国民年金制度は、日本国憲法第二十五条第二項に規定する理念に基づき、老齢、障害又は死亡によつて国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によつて防止し、もつて健全な国民生活維持及び向上に寄与することを目的とする。
(国民年金法 第一条)

ユニット分割

- A： 国民年金制度は、
- B： 日本国憲法第二十五条第二項に規定する理念に基づき、
- C： 老齢、障害又は死亡によつて国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によつて防止し、
- D： もつて健全な国民生活維持及び向上に寄与することを目的とする。

図 3.1: ユニット分割例 (国民年金法 第一条)

元文

年金たる給付を受ける権利を裁定する場合又は年金給付の額を改定する場合において、年金給付の額に 50 円未満の端数が生じた時は、これを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数が生じた時は、これを 100 円に切り上げるものとする。
(国民年金法 第十七条)

ユニット分割

A : 年金たる給付を受ける権利を裁定する場合
B : 又は年金給付の額を改定する場合において、
C : 年金給付の額に 50 円未満の端数が生じた時は、
D : これを切り捨て、
E : 50 円以上 100 円未満の端数が生じた時は、
F : これを 100 円に切り上げるものとする。

図 3.2: ユニット分割例 (国民年金法 第十七条)

図 3.1、3.2 ように各条文を複数ユニットに分割していった。この分析によりユニットに区切られた節・句から、ユニットの最後のフレーズを手掛かり句として考えた。この分析により、ユニットとなった句・節の区切りより前のフレーズを表 3.1 に示す。

表 3.1 のようなフレーズがあった場合、その条文をユニットと決定した。これらをまとめ、以下に示すような主題、条件、行為等を表す句や節をユニットと決定した。ただし{ } 内のフレーズは、条文により現れる場合と現われない場合がある。

- 名詞句 + { は } + { 、 }
- 名詞句 + { に } + { よって } + { 、 }
- 名詞句 (時間) + { は } + { 、 }
- 名詞句 (時間) + { に } + { 、 }
- 連体修飾句 + { 場合 } + { は } + { 、 }
- 連体修飾句 + { とき } + { は } + { 、 }
- 連体修飾句 + { し } + { 、 }
- 連体修飾句 + { て } + { 、 }
- 連用修飾句 + { し } + { 、 }
- 連用修飾句 + { て } + { 、 }

表 3.1: ユニットの手掛かり句

～ため、(ため)	～により、	～にかかわらず、
～とき、(とき)	～ときは、	～に対し、
～場合、(場合)	～場合には、	～の範囲内で、
～場合又は	又は	～であって、
～かつ	～消滅するほか、	～とみなし、
～に応じて、	～申請によって、	～期間につき、
～一部につき、	ただし、	～する給付が、
～とは、	～は、	～となった者が、
～についても、	～について、	要するに、
～して、～できる。	～とし、	～に基づき、
～受けて、～する。	～受け、～する。	～作成し、～する。
～改定し、～する。	～を備え、～する。	～に沿って、
～から始め、	～に至った日に、	～の翌日に、
～の翌日から、	～の間において、	しない間、
～から六年間、	～にさかのぼって、	～将来にわたって、
～よるものとし、	～するものとし、	～を標準として、
～とみなして、	～な理由がなくて、	～ところにより、

3.2 修辞関係の説明

法令文の修辞構造を解析するにあたり、ユニット間の意味的役割を表すものとして、本研究では、Mann and Thompson の修辞構造理論 (RST) [6] で使用された修辞関係から使用できる関係名を選択し、さらに法令文を解析する上で必要であると考えられた関係については新たに追加した。法令文を解析する上で使用した修辞関係名を表 3.2 に示す。項目中の* は、法令文用に新たに追加した修辞関係を示している。また国民年金法 150 文中に現われた修辞関係の数も同項に示す。これらの修辞関係を用いて、法令文の修辞構造解析を行なった。この修辞関係は以下の表 3.3 に示すような情報を持つユニットに各々割り当てられる。ただし、係り受けの関係よりあるユニットに対してその修辞関係で係りのユニットを“従属ユニット”、受けのユニットを“核ユニット”とする。

これらの修辞関係が付与された例文を図 3.3～3.12 に示す。図 3.3 は、ユニット B(従属ユニット) の内容がユニット C-D(核ユニット) の内容に対して、核ユニットの内容を示す根拠を表す情報が記述されているため、ユニット B とユニット C-D 間には修辞関係の根拠関係 (Justify) を付与します。このように各ユニットの内容を見て、その情報により付与する修辞関係を決定した。

表 3.2: 修辞関係一覧 (関係, 頻度)

主題 (Agent, Topic)	84	原因 (Cause)	3
詳細 (Elaboration)	7	許容 (Concession)	5
対象 (Object)	22	順列 (Sequence)	45
対照 (Antithesis)	0	背景 (Background)	17
解釈 (Interpretation)	2	状況 (Circumstance)	11
対比 (Contrast)	0	並列 (Parallel)*	30
目的 (Purpose)	23	手法 (Method)*	18
可能性 (Enablement)	0	概要 (Summary)	0
時間 (Time)*	29	結果 (Result)	3
条件 (Condition)	62	根拠 (Justify)	14

元文

国民年金制度は、日本国憲法第二十五条第二項に規定する理念に基づき、老齢、障害又は死亡によつて国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によつて防止し、もつて健全な国民生活維持及び向上に寄与することを目的とする。
(国民年金法 第一条)

根拠関係

B: 日本国憲法第二十五条第二項に規定する理念に基づき、

↓ 根拠関係 (Justify)

C-D: 老齢、障害又は死亡によつて国民生活の安全がそこなわれることを国民の共同連帯によつて防止し、もつて健全な国民生活維持及び向上に寄与することを目的とする。

図 3.3: 根拠関係の付与例

表 3.3: 修辞関係の説明

関係名	ユニットに含まれる内容
主題関係：	従属ユニットが法令文の主題を表す。場合により、核ユニットの内容を行なう動作主や対象を表す。
原因関係：	従属ユニットが核ユニットの内容を行なうに至った原因を表す。
詳細関係：	従属ユニットが核ユニットの内容を詳細に述べているものを表す。
許容関係：	従属ユニットが核ユニットに対して完全に真ではないがそれを認める状況等を表す。
対象関係：	従属ユニットが核ユニットの内容を行なう動作主や対象を表す。
順列関係：	従属ユニットから核ユニットへ時間・順序的な流れを表す。
対照関係：	従属ユニットが核ユニットの内容に対して正反対を表す。
背景関係：	従属ユニットが核ユニットの内容に関連した情報を表す。
解釈関係：	従属ユニットが核ユニットの内容を別視点により解釈することを表す。
状況関係：	従属ユニットが核ユニットの状況などの補足的な情報を表す。
対比関係：	従属ユニットと核ユニットの内容を比較したものを表す。
並列関係：	従属ユニットは存在せず、互いに核ユニットを表し、2つのユニット間に並列構造がある場合を表す。
目的関係：	従属ユニットが核ユニットの内容を行なう上での目的を表す。
手法関係：	従属ユニットが核ユニットの内容を行なうにあたり、その時の方法や技法を表す。
可能性関係：	従属ユニットが核ユニットの内容を実行する支援となる情報を表す。
概要関係：	従属ユニットが核ユニットの内容を要約したものを表す。
時間関係：	従属ユニットが核ユニットの内容に関する時間的情報を表す。
結果関係：	従属ユニットが核ユニットの内容を行なった結果を表す。
条件関係：	従属ユニットが核ユニットにとって条件となるべき状況を表す。
根拠関係：	従属ユニットが核ユニットの内容を確信を増加させる情報を表す。

元文

国民年金は、前条の目的を達成するため、国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な給付を行なうものとする。
(国民年金法 第二条)

目的関係

B: 前条の目的を達成するため、
↓ 目的関係 (Purpose)
C: 国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な給付を行なうものとする。

図 3.4: 目的関係の付与例

元文

この法律による年金の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応ずるため、速やかに改定の措置が講ぜられなければならない。
(国民年金法 第四条)

条件関係

B: 国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、
↓ 条件関係 (Condition)
C-D: 変動後の諸事情に応ずるため、速やかに改定の措置が講ぜられなければならない。

図 3.5: 条件関係の付与例

元文

第七条の規定による被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日に、被保険者の資格を喪失する。
(国民年金法 第九条)

時間関係

B: 次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日に、
↓ 時間関係 (Time)
C: 被保険者の資格を喪失する。

図 3.6: 時間関係の付与例

元文

被保険者でなかった者が第一号被保険者となった場合又は第二号被保険者若しくは第三号被保険者が第一号被保険者となった場合において、その者の次に掲げる期間を合算した期間が25年に満たないときは、その者は、第七条第一項の規定にかかわらず、いつでも、社会保険庁長官の承認を受けて、被保険者の資格を喪失することができる。
(国民年金法 第十条)

順列関係

E : いつでも、社会保険庁長官の承認を受けて、
↓ 順列関係 (Sequence)
F : 被保険者の資格を喪失することができる。

図 3.7: 順列関係の付与例

元文

乙年金の受給権者が甲年金の受給権を取得したため乙年金の受給権が消滅し、又は同一人に対して乙年金の支給を停止して甲年金を支給すべき場合において、乙年金の受給権が消滅し、又は乙年金の支給を停止すべき事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として、乙年金の支払が行われたときは、その支払われた乙年金は、甲年金の内払とみなす。
(国民年金法 第二十一条)

原因関係

A : 乙年金の受給権者が甲年金の受給権を取得したため
↓ 原因関係 (Cause)
B : 乙年金の受給権が消滅し、

図 3.8: 原因関係の付与例

元文

乙年金の受給権者が甲年金の受給権を取得したため乙年金の受給権が消滅し、又は同一人に対して乙年金の支給を停止して甲年金を支給すべき場合において、乙年金の受給権が消滅し、又は乙年金の支給を停止すべき事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として、乙年金の支払が行われたときは、その支払われた乙年金は、甲年金の内払とみなす。
(国民年金法 第二十一条)

並列関係

A-B: 乙年金の受給権者が甲年金の受給権を取得したため乙年金の受給権が消滅し、
↓ 並列関係 (Parallel)
C-D: 又は同一人に対して乙年金の支給を停止して甲年金を支給すべき場合において、乙年金の受給権が消滅し、

図 3.9: 並列関係の付与例

同一人に対して厚生年金保険法による年金たる保険給付の支給を停止して年金給付を支給すべき場合において、年金給付を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として同法による年金たる保険給付の支払が行われたときは、その支払われた同法による年金たる保険給付は、年金給付の内払とみなすことができる。
(国民年金法 第二十一条第三項)

主題関係

C: その支払われた同法による年金たる給付は、
↓ 主題関係 (Topic)
D: 年金給付の内払いとみなすことができる。

図 3.10: 主題関係の付与例

元文

年金給付の受給権者が死亡したためその受給権が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以降の分として当該年金給付の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき年金給付があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該年金給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。
(国民年金法 第二十一条の二)

背景関係

B： その死亡の日の属する月の翌月以降の分として当該年金給付の過誤払いが行なわれた場合において、

↓ 背景関係 (Background)

C-E： 当該過誤払いによる返還金に係る債権の弁済をすべき者に支払うべき年金給付があるときは、厚生労働省令の定めるところにより、当該年金給付の支払金の金額を当該過誤払いによる返還金債権の金額に充当することができる。

図 3.11: 背景関係の付与例

元文

租税その他の公課は、給付として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。
(国民年金法 第二十五条)

解釈関係

B： 給付として支給を受けた金銭を標準として、

↓ 解釈関係 (Interpretation)

C： 課することができない。

図 3.12: 解釈関係の付与例

3.3 修辞構造分析

3.1 節で述べたユニットと、3.2 節で述べた修辞関係を用いて、文の意味的に捉えた修辞構造の解析を行なった。解析の手順は、まず条文を複数のユニットに分割を行ない、そしてそのユニット間にある意味的關係を修辞関係として付与する。この流れを例により以下に示す。図 3.13 のように複数ユニットに分割された条文を、以下の図 3.14 のように文の

元文

国民年金は、前条の目的を達成するため、国民の老齡、障害又は死亡に関して必要な給付を行なうものとする。
(国民年金法 第二条)

ユニット分割

A : 国民年金は、
B : 前条の目的を達成するため、
C : 国民の老齡、障害又は死亡に関して必要な給付を行なうものとする。

図 3.13: ユニット分割例 (国民年金法 第二条)

修辞構造を解析した。

図 3.14 は、B ユニットである「前条の目的を達成するため、」という節が、C ユニットで

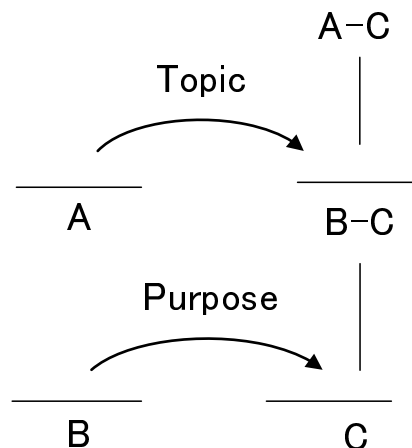


図 3.14: 修辞構造 (国民年金法 第二条)

ある「国民の老齡、障害又は死亡に関して必要な給付を行なうものとする。」という述部に対して目的を表す内容が記述されていると考え、B ユニットは修辞関係の目的 (Purpose) 関係を持って C ユニットに係っているということを意味している。この時、係る側であ

る B ユニットは“従属ユニット(係りユニット)”、係り先である C ユニットは“核ユニット(受けユニット)”と呼ぶことができる。図 3.14 で説明すると、矢印の始点である B ユニットが従属、矢印の終点である C ユニットが核を表す。

修辞関係を付与することができた B と C ユニットは、1 つにまとめられた B-C ユニットとし、この B-C ユニットに A ユニットである「国民年金は、」という句が修辞関係の主題 (Topic) 関係で係っていることを表している。そして修辞関係が付与された A ユニットと B-C ユニットは 1 つにまとめられ、A-C ユニットとする。このように最終的に全てのユニットがまとめられて 1 つのユニットとなった時、元の条文を表している。

法令文をこのような修辞構造を解析することで分析を行なった。同様の修辞構造解析例を図 3.15、3.16 に示す。

元文

年金給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者は、自己の名で、その未支給の年金の支給を請求することができる。

(国民年金法 第十九条)

ユニット分割

A : 年金給付の受給権者が死亡した場合において、
B : その死亡した者に支給すべき年金給付でまだその者に
支給しなかったものがあるときは、
C : その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、
D : その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者は、
E : 自己の名で、その未支給の年金の支給を請求することができる。

図 3.15: ユニット分割例 (国民年金法 第十九条)

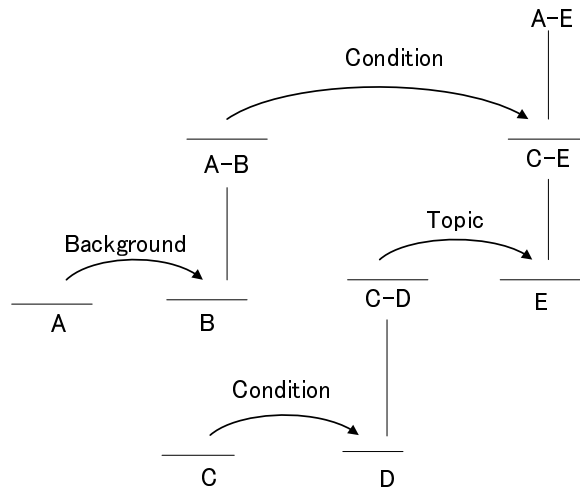


図 3.16: 修辞構造 (国民年金法 第十九条)

このようにして国民年金法 1 文毎の修辞構造を解析した。これらの結果から、実際の法令文中に現われる語句で、「～ため」というものに着目した。この語句に修辞関係を付与したところ、目的 (Purpose) 関係と原因 (Cause) 関係の 2 種類が付与される場合があった。この時の例を以下に示す。

国民年金は、前条の目的を達成するため、国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な給付を行なうものとする。
(国民年金法 第二条)

図 3.17: 目的関係となる時の「～ため」

清算人が欠けたため 損害を生ずるおそれがあるとき
(国民年金法 第百三十七条第二項第三号)

図 3.18: 原因関係となる時の「～ため」

上記の図 3.17 の場合では、下線部の部分は 1 つのユニットとして考えられ、そのユニットは、係り先のユニットを行なう上での目的を持った情報であると考え、付与される修辞関係は目的関係であると考えられる。一方、図 3.18 の場合では、同様に下線部をユニットとすると、係り先のユニットの内容になるに至った原因が書かれていると考えられ、原因関係が付与できる。この 2 種類を分析するには、「～ため」というフレーズの前の部分に

着目する必要があった。この2つの例で見ると、「達成する」という動詞(基本形)と「欠けた」という動詞(タ形)という違いが見つけられた。この事を考慮すると、「～ため」というフレーズが現われた場合、そのすぐ前の動詞の時制を確認することで修辭関係を判断することができると思われる。

3.4 論理骨格

3.3節によって法令文の修辭構造を解析した。計算機で法令文を処理するには、論理表現である論理式への変換を行なう必要がある。正しい論理式を得るには、文の構造を論理式に変換しやすい形にする必要がある。そこで本研究では、ユニット単位で表された条文の論理形式である“論理骨格”を考えた。ユニット単位で文の構造を表すことにより、文の論理構造を捉えやすくなる。3.3節の図3.13で使用した条文を用いて表すと以下のようになる。また、修辭構造-S式-は図3.14をS式で表したものとし、(Purpose B C)は、Bユニットが目的(Purpose)関係でCユニットに係り、(Topic A (Purpose B C))はAユニットが主題(Topic)関係でB-Cユニットに係っている事を意味している。

ユニット分割 (国民年金法 第二条)

- | | |
|-----|---------------------------------|
| A : | 国民年金は、 |
| B : | 前条の目的を達成するため、 |
| C : | 国民の老齡、障害又は死亡に関して必要な給付を行なうものとする。 |

修辭構造-S式- (国民年金法 第二条)

(Topic A (Purpose B C))

論理骨格 (国民年金法 第二条)

$A \wedge B \wedge C$

これはAユニット、Bユニット、Cユニットの内容が共に論理積 $\wedge$ で結合されていることを表している。つまり条件部が存在せず、法律効果部のみで文が構成されていると分析できる。同様に図3.15についても示す。

ユニット分割 (国民年金法 第十九条)

- A : 年金給付の受給権者が死亡した場合において、
B : その死亡した者に支給すべき年金給付でまだその者に
支給しなかったものがあるときは、
C : その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、
D : その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者は、
E : 自己の名で、その未支給の年金の支給を請求することができる。

修辞構造 -S 式- (国民年金法 第十九条)

(Condition (Background A B) (Topic (Circumstance C D) E))

論理骨格 (国民年金法 第十九条)

$A \wedge B \quad C \wedge D \wedge E$

これは、A、B ユニットが条件部であると判断し、これに基づいて要件・効果構造の形に対応した論理骨格を解析する。つまり、A、B ユニットが法律要件部で、C、D、E ユニットが効果部を示している。

同様にして得られる論理骨格の解析例を以下に示す。これは国民年金法 第十三条の条文を論理骨格で表したものである。

ユニット分割 (国民年金法 第十三条)

- A : 社会保険庁長官は、
B : 前条第四項の規定により被保険者の資格を取得した旨の報告を受けたとき、
C : 又は同条第五項の規定により第三号被保険者の資格の取得に関する届出を
受理したときは、
D : 当該被保険者について国民年金手帳を作成し、
E : その者にこれを交付するものとする。

修辞構造 -S 式- (国民年金法 第十三条)

(Topic-Agent A (Condition (Parallel B C) (Sequence D E)))

論理骨格 (国民年金法 第十三条)

$A \wedge (B \vee C) \quad D \wedge E$

次に、国民年金法第八条の条文を論理骨格で表したものを示す。

ユニット分割 (国民年金法 第八条)

- A : 前条の規定による被保険者は、
B : 同条第一項第二号及び第三号のいずれにも該当しない者については第一号から第三号までのいずれかに該当するに至った日に、
C : 二十歳未満の者又は六十歳以上の者については第四号に該当するに至った日に、
D : その他の者については同号又は第五号のいずれかに該当するに至った日に、
E : それぞれ被保険者の資格を取得する。

修辞構造 -S 式- (国民年金法 第八条)

(Topic A (Condition (Parallel B C D) E))

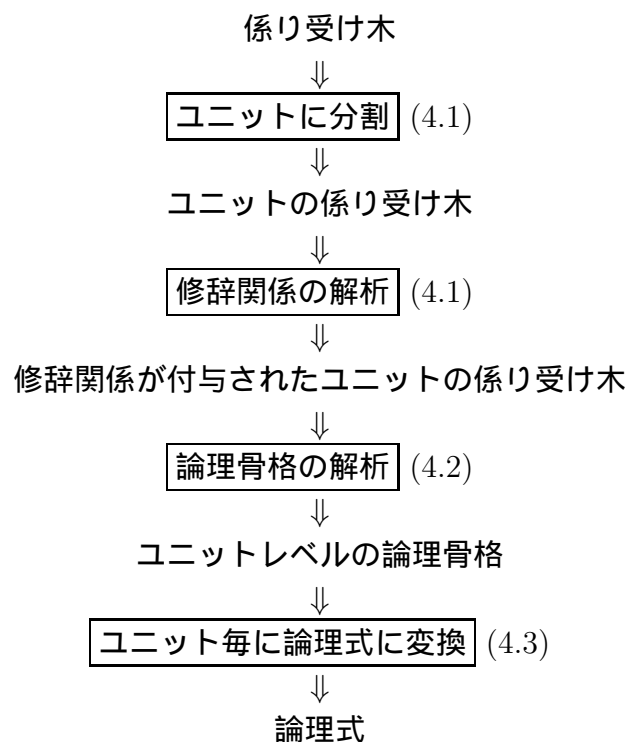
論理骨格 (国民年金法 第八条)

$A \wedge (B \vee C \vee D) \quad E$

このようにして法令文の論理骨格を解析した。この結果を基に、システムの論理骨格の解析規則を作成した。

第4章 処理モデル

本システムの流れは、法令文を複数ユニットに分割し、ユニット間に修辞関係を付与し、その修辞構造から論理骨格を解析し、論理骨格に基づいて論理式に変換する。この流れを以下に示す。



4.1 ユニットの修辞構造

法令文を入力として、これを複数ユニットへと分割する。条文を読んでいき、ユニットの成立条件となりそうな節や句があれば、文頭からみてそこまでをユニットとする。図4.1の例を見ると、文頭から見ていき「～した場合において、」という節のところで、ここは条件や背景を表していると考えられるため、ここまでをユニットと決定する。ユニットとなった節を除き、残りの文の頭から同様に見ていく。すると、「～すべきものであるときは、」という節で、ここも条件を表していると考えられるため、同じようにユニットに

元文

障害基礎年金の受給権者がさらに障害基礎年金の受給権を取得した場合において、新たに取得した障害基礎年金が第三十六条第一項の規定によりその支給を停止すべきものであるときは、前条第二項の規定にかかわらず、その停止すべき期間、その者に対して従前の障害基礎年金を支給する。
(国民年金法 第三十二条第二項)

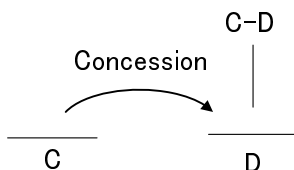
ユニット分割

- A： 障害基礎年金の受給権者がさらに障害基礎年金の受給権を取得した場合において、
B： 新たに取得した障害基礎年金が第三十六条第一項の規定によりその支給を停止すべきものであるときは、
C： 前条第二項の規定にかかわらず、
D： その者に対して従前の障害基礎年金を支給する。

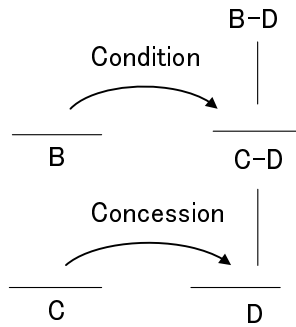
図 4.1: ユニット分割例 (国民年金法 第三十二条第二項)

決定する。順次この操作を行ない、「～にかかわらず、」で許容を表すと考え、ユニットに決定し、残りの文でこれ以上分割できそうになれば、残り全てを1つのユニットとしてみてやる。これを文が全てユニットに決定されるまで行なっていく。

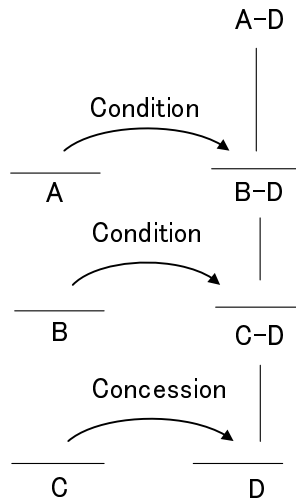
図 4.1 のように文を複数ユニットに分割したとし、次にこのユニット間にどのような修辞関係が付与できるかを考える。述部から考えるとすると、係り受けの関係からユニット C とユニット D についてまず考える。従属ユニット (係りユニット) となっているユニット C の内容を見ると、ある条件に関わらずということが記述されているので、修辞関係の許容関係が付与できると考える。この形を修辞関係で表すと、



となる。次にユニット B とユニット C-D について考える。ユニット B の内容について見ると、係り先に対する条件が記述されているので、修辞関係の条件関係が付与できると考える。この形を修辞関係で表すと、



となる。次にユニット A とユニット B-D について考える。ユニット A の内容について見ると、係り先に対する条件が記述されているので、修辞関係の条件関係が付与できると考える。この形を修辞関係で表すと、



となる。このようにユニット間に対して修辞関係を付与していく。最終的にできた図 4.1 がこの条文の修辞構造を表している。

4.2 論理骨格

前節で作成できた修辞構造より、文の論理構造をユニット単位で表した論理骨格を導く。図 4.1 をみると、まず要件・効果構造になるかを判断する。これは付与された修辞関係を見て、要件部となる修辞関係 (条件・背景・状況) があるかどうかを見る。この図では、条件関係が付与されているので、この条件関係が付与された従属ユニットの上位にあるユニット全てを要件部と考える。この場合では、ユニット A とユニット B が要件部となる。そして残ったユニット C とユニット D が効果部に割り当てられる。次に要件部の

ユニットを見ると A と B はどちらも条件関係で係っているので、この 2 つは論理積 ($\wedge$) により結合する。次に効果部のユニット C と D をみると、これらは許容関係により係っているので、同様に論理積 ($\wedge$) により結合される。最後に要件部と効果部を “ ” で結合することで、この文の論理骨格が導かれる。これをまとめると以下ようになる。

論理骨格

$$A \wedge B \quad C \wedge D$$

4.3 論理式

分割されたユニット毎の情報を先行研究 [3, 4, 5] に適用することにより、ユニット毎の論理式を得ることができる。例えば、ユニット A の内容である「障害基礎年金の受給権者がさらに障害基礎年金の受給権を取得した場合において、」という節のみで先行研究に適用することにより、各ユニットを論理式へと変換することができる。この処理をユニット全てに適用し、全てのユニットを論理式に変換したら、それらを論理骨格に基づき結合する。この時の処理概要を図 4.2 に示す。

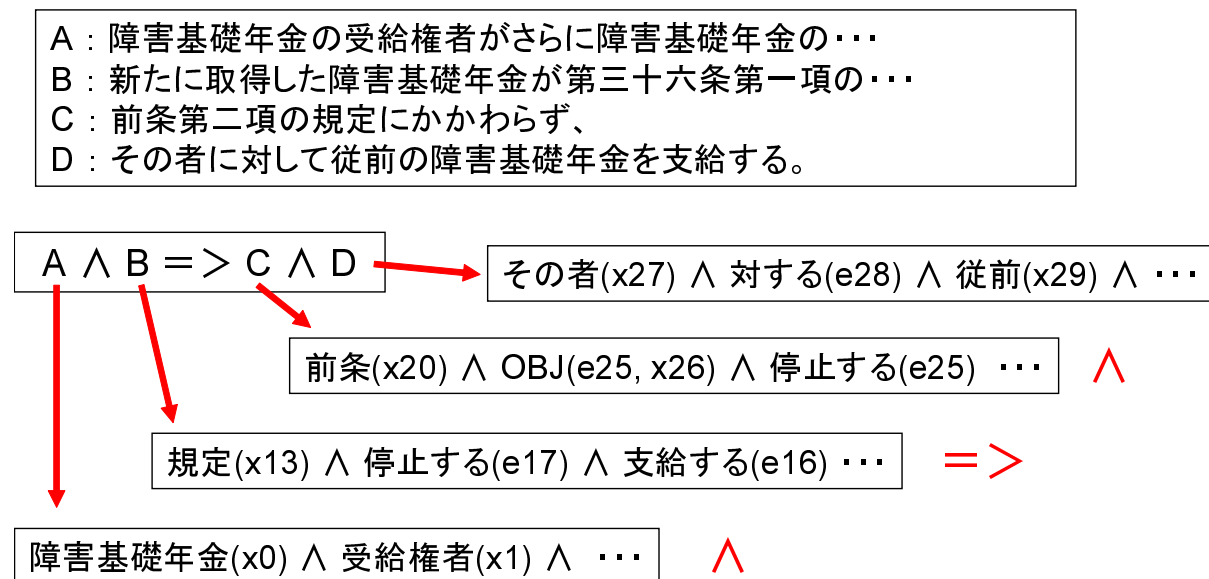
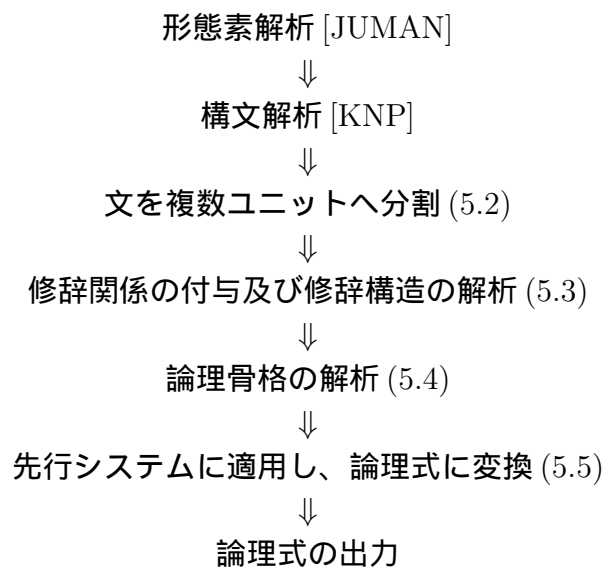


図 4.2: 論理式変換の処理概要

第5章 論理式への変換処理

5.1 全体の流れ

本研究では以下に示すようなタスクにより、法令文を論理式に変換する。



5.2 ユニットへの分割

法令文の修辞構造を解析するため、条文をある定義によって定められた複数ユニットに分割する。3.1 節で示した分析により、ユニットとして分割する条件となる言語特徴を定義した。これらの特徴に条文がマッチするかどうかによって、その節や句をユニットとして分割するかどうかを決定する。この時の解析の流れを、以下に処理手順として示す。

1. 自然言語文である条文を入力として日本語形態素解析システム JUMAN[11] に送る。
2. 得られた出力結果を日本語構文解析システム KNP[12] に送り、そして得られた構造木を基にユニット解析を進める。
3. 構造木の根 (root) から深さ優先探索により、各々のノードと言語特徴がマッチしているかどうかを調べていく。

- 着目するノードがユニットの言語特徴にマッチすれば、そのノードをユニットと決定する。
 - 着目するノードがユニットの言語特徴にマッチしなければ、そのノードは係り先のユニット(上位ノード)の一部とする。
4. 2つのユニット間に修辞関係の規則を適用し、言語特徴がマッチすれば修辞関係も同時に付与する。
- 修辞関係が見つかった場合、各ユニットはそれ以上分解しないものとする。

このような処理手順により、法令文を複数のユニットへ分割していく。

5.3 修辞関係の付与

5.2節の処理とユニット決定規則により、法令文を複数のユニットへと分割した。本節では、この分割されたユニットを入力として、このユニット間にある意味的役割を修辞関係として付与する。処理手順は、まず分割されたユニット毎に変換した構造木を作り、この木の根(root)から深さ優先探索により、各ユニットに含まれる情報が修辞関係を付与する修辞関係決定規則の言語特徴にマッチするかを調べていく。この時の修辞関係決定規則を表5.1に示す。ただし、{ }の中身は現われる場合とそうでない場合がある。このような修辞関係の決定規則に基づき、法令文の修辞構造を解析する。

表 5.1: 修辭關係の決定規則

關係名	從屬ユニットの言語特徴
目的關係 (Purpose)	~ + 動詞 (基本形) + ため + {、} ~ + 名詞 + 接続助詞 + ため + {、}
原因關係 (Cause)	~ + 動詞 (タ形) + ため + {、} ~ + 形容詞 + { 形容詞性接尾辞 } + ため + {、}
条件關係 (Condition)	~ + 連体修飾句 + 場合 + {、 に に、 には には、} ~ + 連体修飾句 + と + {、 に に、 には には、}
状況關係 (Circumstance)	~ + {「」} + 名詞 + {」} + とは + {、} ~ + で + あって + {、}
許容關係 (Concession)	~ + 名詞 + にかかわらず + {、} ~ + 動詞 (タ形) + にもかかわらず + {、}
根拠關係 (Justify)	~ + 用言連体修飾句 + ところにより + {、} ~ + 用言連体修飾句 + に基づき + {、}
詳細關係 (Elaboration)	~ + 名詞 + によるものとし + {、}
可能性關係 (Enablement)	~ + 動詞 + する + ものとし + {て} + {、}
時間關係 (Time)	~ + { 至った した } + 日に + {、} ~ + の + 翌日 + { に から } + {、} ~ + の + 間に + おいて + {、} ~ + の + 将来に + わたって + {、}
順序關係 (Sequence)	~ + 連用修飾句 + { し、 え、} ~ + 動詞 + { て } + {、} ~ + する + {。} ~ + 動詞 + し + {、} ~ する + {。} ~ + から始め + {、} ~ + で + 終わるものとする + {。} ~ + に + 沿って + {、} ~ + を + 払い + {、}
背景關係 (Background)	(下位ユニットに条件關係がある場合) ~ + 連体修飾句 + 場合 + {、 に に、 には には、}
手法關係 (Method)	~ + 普通名詞 + に + より + {、} ~ + に + 応じて + {、}
解釈關係 (Interpretation)	~ + を + 標準として + {、} ~ + と + みなし + {て} + {、}
概要關係 (Summary)	~ + 要する + { と に } + {、}
並列關係 (Parallel)	~ + 又は + {、} + ~ ~ + かつ + {、} + ~
主題關係 (Topic, Agent)	~ + 名詞 + は + {、}
対象關係 (Object)	(条件關係を持つユニットより下位にある場合) ~ + 名詞 + は + {、}

5.4 修辭構造に基づく論理骨格の解析

前節により得られた修辭構造より、法令文の論理構造をユニット単位で表した“論理骨格”へと変換する。この論理骨格への変換手順は、以下の通りである。

1. ユニット間に付与された修辭關係を全てチェックする。

2. 修辞関係を一覧し、要件部・効果部が共に存在するか、あるいは他方が欠けているかをチェックする。

- 要件部があるかどうかを判断するには、要件部に含まれる条件部があるかどうかを判断する。つまり、以下のような条件部となる修辞関係が見つかった場合、その文は要件部が存在すると判断する。
 - － 条件関係 (Condition)
 - － 背景関係 (Background)
 - － 状況関係 (Circumstance)

3. 条件部の有無に応じて、処理手順は以下ようになる。

- 条件部が欠けていると判断された場合
 - － 全てのユニットを論理積 ($\wedge$) で結合する。
- 条件部が存在し、要件・効果構造の形が保たれている場合
 - － 条件を示す修辞関係の従属ユニット及びその下位ユニットを条件部とする。
 - － 条件を示す修辞関係の核ユニット及びその下位ユニットを効果部とする。
 - － 要件部と効果部に配置された各ユニットを、並列関係を持っているユニットの場合は論理和 ($\vee$) で、それ以外の関係ならば論理積 ($\wedge$) により各ユニット間を結合する。

このような処理手順により、修辞構造から論理骨格を解析する。この時の解析例を以下に示す。

元文 (国民年金法 第二十二条)

政府は、障害若しくは死亡又はこれらの直接の原因となった事故が第三者の行為によって生じた場合において、給付をしたときは、その給付の価額の限度で、受給権者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

ユニット分割

- A : 政府は、
B : 障害若しくは死亡又はこれらの直接の原因となつた事故が第三者の行為によって生じた場合において、
C : 給付をしたときは、
D : その給付の価額の限度で、受給権者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

論理骨格

$A \wedge B \wedge C \quad D$

5.5 論理骨格に基づく論理式への変換

前述された処理により、法令文の論理骨格を得ることができた。この結果より江尻、北田、信岡らの先行システム [3, 4, 5] を適用することにより、論理式を出力することができる。この時の処理の流れを以下に示す。

国民年金法第四条の条文を入力として、ユニット分割した結果及び論理骨格は以下のようになる。

元文

この法律による年金の額は、国民生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応ずるため、速やかに改定の措置が講ぜられなければならない。
(国民年金法 第四条)

ユニット分割

A : この法律による年金の額は、
B : 国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、
C : 変動後の諸事情に応ずるため、
D : 速やかに改定の措置が講ぜられなければならない。

論理骨格

B $A \wedge C \wedge D$

図 5.1: 修辞構造及び論理骨格 (国民年金法 第四条)

これらの結果をユニット毎に先行システムを適用させる。まずユニット A について先行システムへ送ると、

A : この法律による年金の額は、

↓

額 (x4) $\wedge$ OBJ(e2, x1) $\wedge$ AGT(e2, x3) $\wedge$ よる (e2) $\wedge$ 法律 (x1) $\wedge$ この (x0)
 $\wedge$ 年金 (x3)

となる。これがユニット A の内容を論理表現で表した論理式となる。同様にユニット B について同様の操作を行なうと、

B： 国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、

↓

OBJ(e10, e9) ∧ REC(e10, x7) ∧ OBJ(e10, x11) ∧ 生ずる (e10) ∧ 変動 (e9) ∧
著しい (x8) ∧ 諸事情 (x7) ∧ 生活水準その他 (x6) ∧ 国民 (x5) ∧ 場合 (x11)

となる。これがユニット B の内容を表した論理式となる。同じ処理を全てのユニットに対して順次行なっていく。ユニット C について処理すると、

C： 変動後の諸事情に应ずるため、

↓

OBJ(e14, x15) ∧ 应ずる (e14) ∧ RES1(e12, x13) ∧ 諸事情 (x13) ∧ 変動後 (e12)
∧ ため (x15)

となり、ユニット D について処理すると、

D： 速やかに改定の措置が講ぜられなければならない。

↓

AGT1(e19, e18) ∧ 講ずる (e19) ∧ OBJ1(e18, e17) ∧ 措置 (e18) ∧ 改定 (e17)
∧ 速やかに (x16)

というように解析できる。このようにして解析された各ユニットの論理式 ({ } により囲われた部分) を、論理骨格に基づいて論理積 (∧) ・論理和 (∨) 等で結合すると、この法令文全体の論理式は、

{ OBJ(e10, e9) ∧ REC(e10, x7) ∧ OBJ(e10, x11) ∧ 生ずる (e10) ∧ 変動 (e9)
∧ 著しい (x8) ∧ 諸事情 (x7) ∧ 生活水準その他 (x6) ∧ 国民 (x5)
∧ 場合 (x11) } { 額 (x4) ∧ OBJ(e2, x1) ∧ AGT(e2, x3) ∧ よる (e2) ∧
法律 (x1) ∧ この (x0) ∧ 年金 (x3) } ∧ { OBJ(e14, x15)
∧ 应ずる (e14) ∧ RES1(e12, x13) ∧ 諸事情 (x13) ∧
変動後 (e12) ∧ ため (x15) } ∧ { AGT1(e19, e18) ∧ 講ずる (e19)
∧ OBJ1(e18, e17) ∧ 措置 (e18) ∧ 改定 (e17) ∧ 速やかに (x16) }

が得られる。この時の各ユニットの論理式が結合された部分を太字で表している。このように論理式へと変換する際に論理骨格を利用することにより、文全体の正しい論理式を得ることができた。

また 1.1 節で述べた国民年金法第十七条の条文も、並列構造のそれぞれの要素に条件部があると分かるならば、それぞれに対して論理骨格を導くという処理を行ない、全体として、複数の要件・効果構造を捉えることができる。

第6章 実験

前述してきた内容に基づくシステムを作成し、JUMAN による形態素解析、KNP による構文解析を行ない、その出力結果をシステムの入力として実験を行なった。また、KNP による係り受け解析を行なった際、係り受けの構造が正しく得られなかった場合は、その都度構造木を調整し、入力は全て正しい構造木であるとした。以下に実験の結果を示す。

6.1 実験結果

実験には国民年金法 (101 ~ 125 条) と所得税法 (1 ~ 25 条) の全 50 条に対して行なった。実験は本研究で行なった「ユニット分割」、「修辞関係の付与」、「論理骨格の解析」の 3 つの処理について評価する。これらの対象の条文は、規則作成のための分析に用いなかった文である。

ユニット分割は、KNP より得られた構造木を入力とし、正解データと比べてどの程度正しく分割されたかを評価した。システムの出力が正解データと同じ句で分割されていれば正解とし、そうでなければ誤りとした。

修辞関係の付与は、ユニット分割により得られた複数のユニット間に修辞関係を付与し、付与された修辞関係が正解データのものと同一関係名であった場合を正解とし、そうでなければ誤りとして評価を行なった。

論理骨格の生成は、修辞関係が付与された条文の修辞構造とユニット間の係り受け構造より論理骨格を解析する。この出力された論理骨格が正解データの論理骨格と同じであれば正解とし、そうでなければ誤りとして評価を行なった。

この時の実験結果を表 6.1 に示す。ただし、入力として用いた法令文中の注釈などの () は全ての除くものとした。なお、各処理を評価するにあたり、その都度、入力は全て正しいデータとして評価を行なった。また KNP が誤っている場合は、構文木を修正して実験を行なった。

表 6.1: 実験結果

	Recall	Precision
ユニット分割	0.82	0.79

	正解率
修辞関係の付与	0.61
論理骨格	0.73

実験を行なった結果、修辞関係の付与が他の処理に比べ低い正解率となった。ユニット分割については、システムが出力したユニットの数が正解データより多かったため、Precision よりも Recall の方が高い値を示した。これはユニット分割の決定規則が重複しているところがあり、適当でない節についても分割してしまったと考える。この例を以下に示す。

正解データ (所得税法 第一条第一項)

- A : この法律は、
 B : 所得税について、
 C : 納税義務者、課税所得の範囲、税額の計算の方法、申告、納付及び還付の手続、源泉徴収に関する事項並びにその納税義務の適正な履行を確保するため
 D : 必要な事項を定めるものとする。

システムの出力

- A : この法律は、
 B : 所得税について、
 C : 納税義務者、課税所得の範囲、税額の計算の方法、申告、納付及び還付の手続、
 D : 源泉徴収に関する事項並びにその納税義務の適正な履行を確保するため
 E : 必要な事項を定めるものとする。

図 6.1: ユニット分割 誤り例

図 6.1 は、正解データと異なり、分割すべきでない場所で分割を行なっている。

次に修辞関係の付与の評価結果について、誤り数とその時の原因について表 6.2 に示す。
また、修辞関係が不明とされた例を図 6.2 に示す。

表 6.2: 修辞関係の付与の誤り数

修辞関係の正しい付与数	98 個 (61 %)
誤った修辞関係を選択	24 個 (15 %)
修辞関係が不明	39 個 (24 %)

図 6.2 では、従属ユニットである C ユニットが核ユニットの D ユニットに対しての修辞

ユニット分割 (所得税法 第十六条第一項)

- | |
|---------------------------|
| A : 国内に住所のほか居所を有する納税義務者は、 |
| B : 前条第一号の規定にかかわらず、 |
| C : その新住所に代え、 |
| D : その居住地を納税地とすることができる。 |

図 6.2: 修辞関係の付与 誤り例

関係を付与するところで、システムは修辞関係が判断出来ず、不明という修辞関係が付与された。これはシステムが「その新住所に代え、」という C ユニットに修辞関係の決定規則にマッチする言語特徴がつけられなかったからである。

第7章 おわりに

本論文では、法令文を論理式に変換する方法として、先行システムを発展させるための手法について述べた。

具体的には、表層情報の解析から要件・効果構造の形にするのではなく、法令文を修辞関係を用いて意味的に捉えることにより、要件・効果構造の形を捉えるというものである。修辞構造を求めるにあたり、国民年金法第1条～第100条(全100条296項347文)の分析を行ない、各文の修辞構造を解析し、ユニット分割、修辞関係の付与、論理骨格の生成についての言語特徴を調べた。これらの分析に基づいて、各処理の条件となる決定規則を作成し、これに基づいた修辞構造解析プログラムを作成した。

実験結果では、ユニット間に付与される修辞関係の精度やユニットへの誤った分割もあるが、表層情報だけでは捉えることのできない複数の要件・効果構造を持っているような条文についても解析することができた。

より正確に文の意味的構造を捉えるために、さらに多くの法令文に対して分析を行ない、修辞関係を付与する際の精度を向上させ、システム全体の解析精度を向上させる必要があると考える。また、法令文中に含まれる()等の注釈についても本研究では対象としていないため、これらにも対応できるようシステムの改良を行なうことが今後の課題である。

謝辞

本研究を進めるにあたり、多大なご指導、ご支援を頂いた島津明教授、白井清昭准教授、中村誠助教に心から感謝致します。また、先輩や同期の皆様にも深く感謝致します。

参考文献

- [1] 片山卓也, 「検証進化可能電子社会 -情報科学による安心な電子社会の実現-」, 言語処理, Vol146, N05, pp.512-521, 2005.
- [2] 片山卓也, 「法令工学の提案」, COE Research Monograph Series, Vol.2, pp.13-19, 2007.
- [3] 江尻暁, 「法令文の論理式への変換 -論理構造の生成-」, 言語処理学会, 第12回年次大会, 2006.
- [4] 北田安希雄, 「法令文の論理式への変換 -原子文の生成-」, 言語処理学会, 第12回年次大会, 2006.
- [5] 信岡俊祐, 「法令文の論理式への変換」, 言語処理学会, 第13回年次大会, 2007.
- [6] Mann and Thompson, 「Rhetorical Structure Theory」, Toward a functional theory of text organization, 1988, pp.243-281.
- [7] 田中喜久雄, 川添一郎, 成田一, 「法律条文の標準構造 -自然言語による法知識処理を目ざして-」, 情報処理学会研究報告 93 巻 97 号, pp.79-86, 1993.
- [8] 田中喜久雄, 「法律効果規定部の意味機能について」, 情報処理学会研究報告 98 巻 21 号, pp.1-8, 1998.
- [9] Daniel Marcu, 「From discourse structures to text summaries」, Proceedings of the 14th National Conference on Artificial intelligence 1997, 1997.
- [10] Akihiro SHINMORI, Manabu OKUMURA, Makoto IWAYAMA, 「Rhetorical Structure Analysis of Japanese Patent Claims using Cue Phrases」, Proceedings of the 3rd NTCIR Workshop, 2002, 2002.
- [11] 黒橋禎夫, 河原大輔, 「日本語形態素解析システム JUMAN version4.0 使用説明書」, 東京大学大学院情報理工学系研究科, 2003.
- [12] 黒橋禎夫, 「日本語構文解析システム KNP version2.0 b6 使用説明書」, 京都大学大学院 情報学研究科, 1998.

- [13] 吉野一,「法律エキスパートシステムの基礎」,ぎょうせい, pp12-24, 1986.
- [14] 田島信威,「法律の読解法 改訂版」,ぎょうせい.
- [15] 上田章,笠井真一,「条例規則の読み方・作り方 全訂新版」,学陽書房, 2000.

付 録 A 国民年金法 修辞構造分析結果

- 国民年金法 第一条

国民年金制度は、日本国憲法第二十五条第二項に規定する理念に基づき、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定がそなわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活維持及び向上に寄与することを目的とする。

ユニット分割

- A: 国民年金制度は、
- B: 日本国憲法第二十五条第二項に規定する理念に基づき、
- C: 老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定がそなわれることを国民の共同連帯によって防止し、
- D: もって健全な国民生活維持及び向上に寄与することを目的とする。

論理骨格 (国民年金法 第一条)

$A \wedge B \wedge C \wedge D$

(図 A.1)

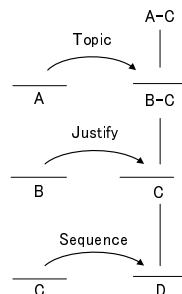


図 A.1: 修辞構造 (国民年金法 第一条)

- 国民年金法 第二条

国民年金は、前条の目的を達成するため、国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な給付を行なうものとする。

ユニット分割 (国民年金法 第二条)

- A: 国民年金は、
- B: 前条の目的を達成するため、
- C: 国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な給付を行なうものとする。

論理骨格 (国民年金法 第二条)

$A \wedge B \wedge C$

(図 A.2)

- 国民年金法 第三条

国民年金事業は、政府が、管掌する。

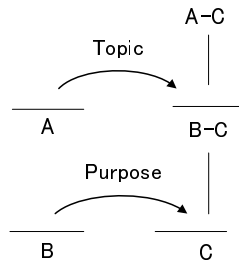


図 A.2: 修辞構造 (国民年金法 第二条)

ユニット分割 (国民年金法 第三条)

A : 国民年金事業は、
B : 政府が、管掌する。

論理骨格 (国民年金法 第三条)

$A \wedge B$

(図 A.3)

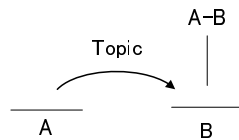


図 A.3: 修辞構造 (国民年金法 第三条)

● 国民年金法 第三条第二項

国民年金事業の事務の一部は、政令の定めるところにより、法律によって組織された共済組合、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会又は私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団に行なわせることができる。

ユニット分割 (国民年金法 第三条第二項)

A : 国民年金事業の事務の一部は、
B : 政令の定めるところにより、
C : 法律によって組織された共済組合、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会又は私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団に行なわせることができる。

論理骨格 (国民年金法 第三条第二項)

$A \wedge B \wedge C$

(図 A.4)

● 国民年金法 第三条第三項

国民年金事業の事務の一部は、政令の定めるところにより、市長村長が行なうこととする。

ユニット分割 (国民年金法 第三条第三項)

A : 国民年金事業の事務の一部は、
B : 政令の定めるところにより、
C : 市長村長が行なうこととすることができる。

論理骨格 (国民年金法 第三条第三項)

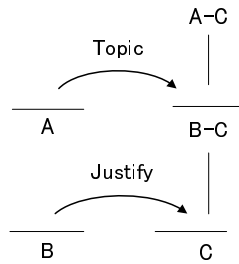


図 A.4: 修辞構造 (国民年金法 第三条第二項)

$A \wedge B \wedge C$

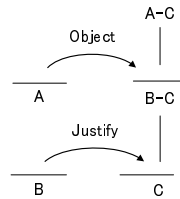
 (図 A.5)


図 A.5: 修辞構造 (国民年金法 第三条第三項)

● 国民年金法 第四条

この法律による年金の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応ずるため、速やかに改定の措置が講ぜられなければならない。

ユニット分割 (国民年金法 第四条)

A : この法律による年金の額は、
 B : 国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、
 C : 変動後の諸事情に応ずるため、
 D : 速やかに改定の措置が講ぜられなければならない。

論理骨格 (国民年金法 第四条)

$A \wedge B \quad C \wedge D$

 (図 A.6)

● 国民年金法 第四条の二

国民年金事業の財政は、長期的にその均衡が保たれたものでなければならず、著しくその均衡を失うと見込まれる場合には、速やかに所要の措置が講ぜられなければならない。

ユニット分割 (国民年金法 第四条の二)

A : 国民年金事業の財政は、
 B : 長期的にその均衡が保たれたものでなければならず、
 C : 著しくその均衡を失うと見込まれる場合には、
 D : 速やかに所要の措置が講ぜられなければならない。

論理骨格 (国民年金法 第四条の二)

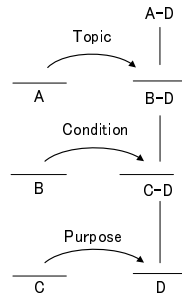


図 A.6: 修辞構造 (国民年金法 第四条)

$A \wedge B \wedge C \quad D$

(図 A.7)

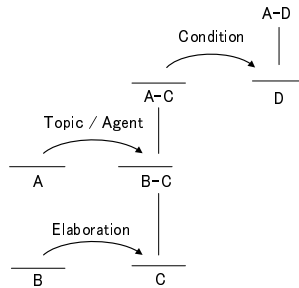


図 A.7: 修辞構造 (国民年金法 第四条の二)

● 国民年金法 第四条の三

政府は、少なくとも五年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びにこの法律による給付に要する費用の額その他の国民年金事業の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通しを作成しなければならない。

ユニット分割 (国民年金法 第四条の三)

A : 政府は、
B : 少なくとも五年ごとに、
C : 保険料及び国庫負担の額並びにこの法律による給付に要する費用の額その他の国民年金事業の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通しを作成しなければならない。

論理骨格 (国民年金法 第四条の三)

$A \wedge B \wedge C$

(図 A.8)

● 国民年金法 第四条の三第二項

前項の財政均衡期間は、財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね百年間とする。

ユニット分割 (国民年金法 第四条の三第二項)

A : 前項の財政均衡期間は、
B : 財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね百年間とする。

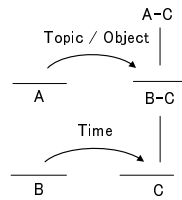


図 A.8: 修辞構造 (国民年金法 第四条の三)

論理骨格 (国民年金法 第四条の三第二項)

$A \wedge B$

(図 A.9)

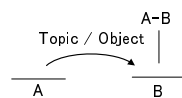


図 A.9: 修辞構造 (国民年金法 第四条の三第二項)

● 国民年金法 第四条の三第三項

政府は、第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

ユニット分割 (国民年金法 第四条の三第三項)

A : 政府は、
B : 第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成したときは、
C : 遅滞なく、これを公表しなければならない。

論理骨格 (国民年金法 第四条の三第三項)

$A \wedge B \quad C$

(図 A.10)

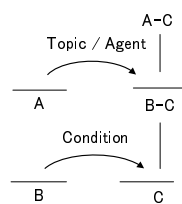


図 A.10: 修辞構造 (国民年金法 第四条の三第三項)

● 国民年金法 第五条

この法律において、「被用者年金各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

ユニット分割 (国民年金法 第五条)

A : この法律において、
 B : 「被用者年金各法」とは、
 C : 次の各号に掲げる法律をいう。

論理骨格 (国民年金法 第五条)

$A \wedge B \wedge C$

(図 A.11)

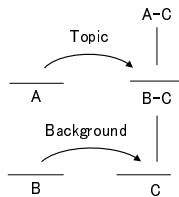


図 A.11: 修辞構造 (国民年金法 第五条)

● 国民年金法 第五条第二項

この法律において、「保険料納付済期間」とは、第七条第一項第一号に規定する被保険者としての被保険者期間のうち納付された保険料に係るもの、第七条第一項第二号に規定する被保険者としての被保険者期間及び同項第三号に規定する被保険者としての被保険者期間を合算した期間をいう。

ユニット分割 (国民年金法 第五条第二項)

A : この法律において、
 B : 「保険料納付済期間」とは、
 C : 第七条第一項第一号に規定する被保険者としての被保険者期間のうち納付された保険料に係るもの、
 D : 第七条第一項第二号に規定する被保険者としての被保険者期間及び同項第三号に規定する被保険者としての被保険者期間を合算した期間をいう。

論理骨格 (国民年金法 第五条第二項)

$A \wedge B \wedge C \wedge D$

(図 A.12)

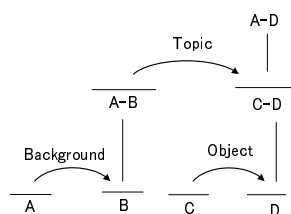


図 A.12: 修辞構造 (国民年金法 第五条第二項)

● 国民年金法 第五条第三項

この法律において、「保険料免除期間」とは、保険料全額免除期間、保険料四分の三免除期間、保険料半額免除期間及び保険料四分の一免除期間を合算した期間をいう。

ユニット分割 (国民年金法 第五条第三項)

- A : この法律において、
 B : 「保険料免除期間」とは、
 C : 保険料全額免除期間、保険料四分の三免除期間、保険料半額免除期間及び
 保険料四分の一免除期間を合算した期間をいう。

論理骨格 (国民年金法 第五条第三項)

$A \wedge B \wedge C$

(図 A.13)

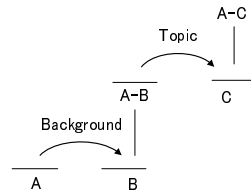


図 A.13: 修辞構造 (国民年金法 第五条第三項)

● 国民年金法 第五条第四項

この法律において、「保険料全額免除期間」とは、第七条第一項第一号に規定する被保険者としての被保険者期間であって第八十九条、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るもののうち、第九十四条第四項の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除いたものを合算した期間をいう。

ユニット分割 (国民年金法 第五条第四項)

- A : この法律において、
 B : 「保険料全額免除期間」とは、
 C : 第七条第一項第一号に規定する被保険者としての被保険者期間であって第八十九条、
 第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないもの
 とされた保険料に係るもののうち、
 D : 第九十四条第四項の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る
 被保険者期間を除いたものを合算した期間をいう。

論理骨格 (国民年金法 第五条第四項)

$A \wedge B \wedge C \wedge D$

(図 A.14)

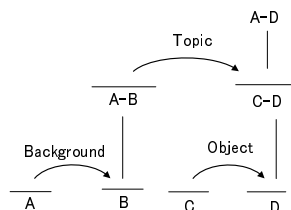


図 A.14: 修辞構造 (国民年金法 第五条第四項)

● 国民年金法 第五条第五項

この法律において、「保険料四分の三免除期間」とは、第七条第一項第一号に規定する被保険者としての被保険者期間であって第九十条の二第一項の規定によりその四分の三の額につき納付することを要しないものとされた保険料に係るもののうち、第九十四条第四項の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除いたものを合算した期間をいう。

ユニット分割 (国民年金法 第五条第五項)

- A : この法律において、
 B : 「保険料四分の三免除期間」とは、
 C : 第七条第一項第一号に規定する被保険者としての被保険者期間であって第九十条の二第一項の規定によりその四分の三の額につき納付することを要しないものとされた保険料に係るもののうち、
 D : 第九十四条第四項の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除いたものを合算した期間をいう。

論理骨格 (国民年金法 第五条第五項)

$A \wedge B \wedge C \wedge D$

(図 A.15)

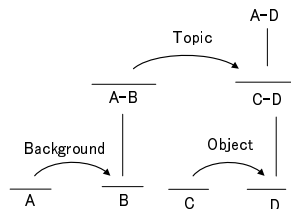


図 A.15: 修辞構造 (国民年金法 第五条第五項)

● 国民年金法 第五条第六項

この法律において、「保険料半額免除期間」とは、第七条第一項第一号に規定する被保険者としての被保険者期間であって第九十条の二第二項の規定によりその半額につき納付することを要しないものとされた保険料に係るもののうち、第九十四条第四項の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除いたものを合算した期間をいう。

ユニット分割 (国民年金法 第五条第六項)

- A : この法律において、
 B : 「保険料半額免除期間」とは、
 C : 第七条第一項第一号に規定する被保険者としての被保険者期間であって第九十条の二第二項の規定によりその半額につき納付することを要しないものとされた保険料に係るもののうち、
 D : 第九十四条第四項の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除いたものを合算した期間をいう。

論理骨格 (国民年金法 第五条第六項)

$A \wedge B \wedge C \wedge D$

(図 A.16)

● 国民年金法 第五条第七項

この法律において、「保険料四分の一免除期間」とは、第七条第一項第一号に規定する被保険者としての被保険者期間であって第九十条の二第三項の規定によりその四分の一の額につき納付することを要しないものとされた保険料に係るもののうち、第九十四条第四項の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除いたものを合算した期間をいう。

ユニット分割 (国民年金法 第五条第七項)

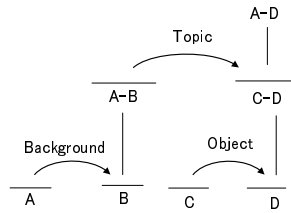


図 A.16: 修辞構造 (国民年金法 第五条第六項)

- A : この法律において、
 B : 「保険料四分の一免除期間」とは、
 C : 第七条第一項第一号に規定する被保険者としての被保険者期間であって
 第九十条の二第三項の規定によりその四分の一の額につき納付することを要しない
 ものとされた保険料に係るもののうち、
 D : 第九十四条第四項の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る
 被保険者期間を除いたものを合算した期間をいう。

論理骨格 (国民年金法 第五条第七項)

$A \wedge B \wedge C \wedge D$

(図 A.17)

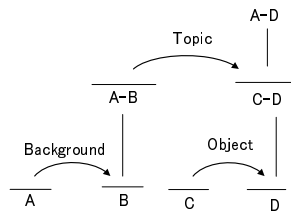


図 A.17: 修辞構造 (国民年金法 第五条第七項)

● 国民年金法 第五条第八項

この法律において、「配偶者」、「夫」及び「妻」には、婚姻の届出をしていないが、
 事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

ユニット分割 (国民年金法 第五条第八項)

- A : この法律において、
 B : 「配偶者」、「夫」及び「妻」には、
 C : 婚姻の届出をしていないが、
 D : 事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

論理骨格 (国民年金法 第五条第八項)

$A \wedge B \wedge C \wedge D$

(図 A.18)

● 国民年金法 第五条第九項

この法律において、「被用者年金保険者」とは、厚生年金保険の管掌者たる政府
 又は年金保険者たる共済組合等をいう。

ユニット分割 (国民年金法 第五条第九項)

- A : この法律において、
 B : 「被用者年金保険者」とは、
 C : 厚生年金保険の管掌者たる政府又は年金保険者たる共済組合等をいう。

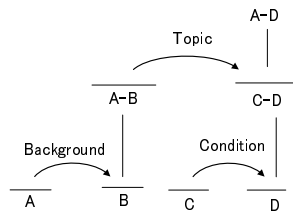


図 A.18: 修辞構造 (国民年金法 第五条第八項)

論理骨格 (国民年金法 第五条第九項)

$A \wedge B \wedge C$

(図 A.19)

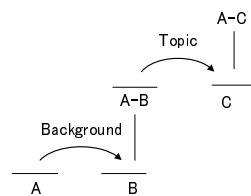


図 A.19: 修辞構造 (国民年金法 第五条第九項)

● 国民年金法 第五条第十項

この法律において、「年金保険者たる共済組合等」とは、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会又は日本私立学校振興・共済事業団をいう。

ユニット分割 (国民年金法 第五条第十項)

A: この法律において、
B: 「年金保険者たる共済組合等」とは、
C: 国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会又は
日本私立学校振興・共済事業団をいう。

論理骨格 (国民年金法 第五条第十項)

$A \wedge B \wedge C$

(図 A.20)

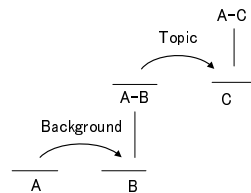


図 A.20: 修辞構造 (国民年金法 第五条第十項)

- 国民年金法 第五条の二

この法律に規定する社会保険庁長官の権限の一部は、政令の定めるところにより、地方社会保険事務局長に委任することができる。

ユニット分割 (国民年金法 第五条の二)

A : この法律に規定する社会保険庁長官の権限の一部は、
B : 政令の定めるところにより、
C : 地方社会保険事務局長に委任することができる。

論理骨格 (国民年金法 第五条の二)

$A \wedge B \wedge C$

(図 A.21)

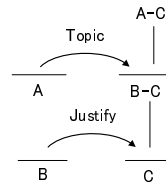


図 A.21: 修辞構造 (国民年金法 第五条の二)

- 国民年金法 第五条の三

第十二条第一項及び第四項並びに第二百五条第一項及び第四項の規定により市町村が処理することとされている事務並びに附則第九条の三の四の規定により市町村が処理することとされる事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

ユニット分割 (国民年金法 第五条の三)

A : 第十二条第一項及び第四項並びに第二百五条第一項及び第四項の規定により市町村が処理することとされている事務並びに附則第九条の三の四の規定により市町村が処理することとされる事務は、
B : 地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

論理骨格 (国民年金法 第五条の三)

$A \wedge B$

(図 A.22)

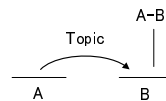


図 A.22: 修辞構造 (国民年金法 第五条の三)

- 国民年金法 第六条 削除

- 国民年金法 第七条

次の各号のいずれかに該当するものは、国民年金の被保険者とする。

ユニット分割 (国民年金法 第七条)

A : 次の各号のいずれかに該当するものは、
B : 国民年金の被保険者とする。

論理骨格 (国民年金法 第七条)

$A \wedge B$

(図 A.23)

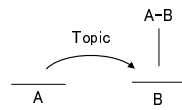


図 A.23: 修辞構造 (国民年金法 第七条)

● 国民年金法 第八条

前条の規定による被保険者は、同条第一項第二号及び第三号のいずれにも該当しない者については第一号から第三号までのいずれかに該当するに至った日に、二十歳未満の者又は六十歳以上の者については第四号に該当するに至った日に、その他の者については 同号又は第五号のいずれかに該当するに至った日に、それぞれ被保険者の資格を取得する。

ユニット分割 (国民年金法 第八条)

A : 前条の規定による被保険者は、
 B : 同条第一項第二号及び第三号のいずれにも該当しない者については第一号から第三号までのいずれかに該当するに至った日に、
 C : 二十歳未満の者又は六十歳以上の者については第四号に該当するに至った日に、
 D : その他の者については同号又は第五号のいずれかに該当するに至った日に、
 E : それぞれ被保険者の資格を取得する。

論理骨格 (国民年金法 第八条)

$A \wedge (B \vee C \vee D) \quad E$

(図 A.24)

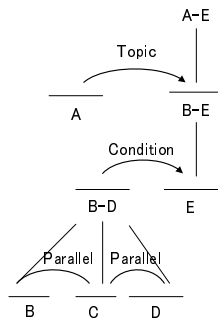


図 A.24: 修辞構造 (国民年金法 第八条)

● 国民年金法 第九条

第七条の規定による被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日に、被保険者の資格を喪失する。

ユニット分割 (国民年金法 第九条)

A : 第七条の規定による被保険者は、
 B : 次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日に、
 C : 被保険者の資格を喪失する。

論理骨格 (国民年金法 第九条)

$A \wedge B \quad C$

(図 A.25)

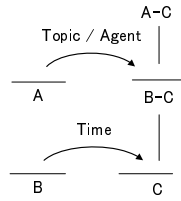


図 A.25: 修辞構造 (国民年金法 第九条)

● 国民年金法 第十条

被保険者でなかった者が第一号被保険者となった場合又は第二号被保険者若しくは第三号被保険者が第一号被保険者となった場合において、その者の次に掲げる期間を合算した期間が 25 年に満たないときは、その者は、第七条第一項の規定にかかわらず、いつでも、社会保険庁長官の承認を受けて、被保険者の資格を喪失することができる。

ユニット分割 (国民年金法 第十条)

A : 被保険者でなかった者が第一号被保険者となった場合
 B : 又は第二号被保険者若しくは第三号被保険者第一号被保険者となった場合において、
 C : その者の次に掲げる期間を合算した期間が 25 年に満たないときは、
 D : その者は、
 D : 第七条第一項の規定にかかわらず、
 F : いつでも、社会保険庁長官の承認を受けて、
 G : 被保険者の資格を喪失することができる。

論理骨格 (国民年金法 第十条)

$(A \vee B) \wedge C \quad D \wedge E \wedge F \wedge G$

(図 A.26)

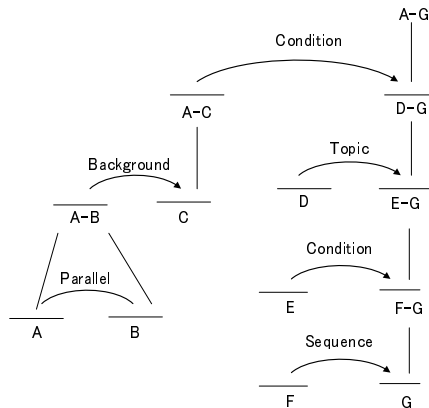


図 A.26: 修辞構造 (国民年金法 第十条)

● 国民年金法 第十一条

被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までをこれに算入する。

ユニット分割 (国民年金法 第十一条)

A : 被保険者期間を計算する場合には、
 B : 月によるものとし、
 C : 被保険者の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までをこれに算入する。

論理骨格 (国民年金法 第十一条)

$A \quad B \wedge C$

(図 A.27)

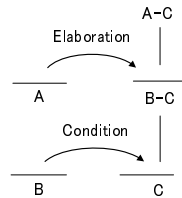


図 A.27: 修辞構造 (国民年金法 第十一条)

● 国民年金法 第十一条第二項

被保険者がその資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月を一箇月として被保険者期間に算入する。

ユニット分割 (国民年金法 第十一条第二項)

A : 被保険者がその資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、
 B : その月を一箇月として被保険者期間に算入する。

論理骨格 (国民年金法 第十一条第二項)

$A \wedge B$

(図 A.28)

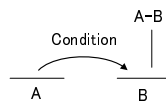


図 A.28: 修辞構造 (国民年金法 第十一条第二項)

● 国民年金法 第十一条第三項

被保険者の資格を喪失した後、さらにその資格を取得した者については、前後の被保険者期間を合算する。

ユニット分割 (国民年金法 第十一条第三項)

A : 被保険者の資格を喪失した後、
 B : さらにその資格を取得した者については、
 C : 前後の被保険者期間を合算する。

論理骨格 (国民年金法 第十一条第三項)

$A \wedge B \wedge C$

(図 A.29)

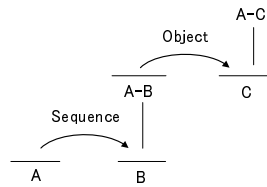


図 A.29: 修辞構造 (国民年金法 第十一条第三項)

● 国民年金法 第十一条の二

第一号被保険者としての被保険者期間、第二号被保険者としての被保険者期間又は第三号被保険者としての被保険者期間を計算する場合には、被保険者の種別に変更があつた月は、変更後の種別の被保険者であつた月とみなす。

ユニット分割 (国民年金法 第十一条の二)

A : 第一号被保険者としての被保険者期間、
 B : 第二号被保険者としての被保険者期間又は第三号被保険者としての被保険者期間を計算する場合には、
 C : 被保険者の種別に変更があつた月は、
 D : 変更後の種別の被保険者であつた月とみなす。

論理骨格 (国民年金法 第十一条の二)

$A \wedge B \quad C \wedge D$

(図 A.30)

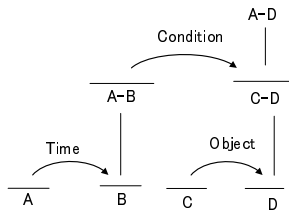


図 A.30: 修辞構造 (国民年金法 第十一条の二)

● 国民年金法 第十二条

被保険者は、厚生労働省の定めるところにより、その資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に係る事項を市長村長に届けでなければならない。

ユニット分割 (国民年金法 第十二条)

A : 被保険者は、
 B : 厚生労働省の定めるところにより、
 C : その資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に係る事項を市長村長に届けでなければならない。

論理骨格 (国民年金法 第十二条)

$A \wedge B \wedge C$

(図 A.31)

● 国民年金法 第十三条

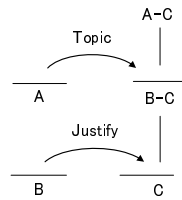


図 A.31: 修辞構造 (国民年金法 第十二条)

社会保険庁長官は、前条第四項の規定により被保険者の資格を取得した旨の報告を受けたとき、又は同条第五項の規定により第三号被保険者の資格の取得に関する届出を受理したときは、当該被保険者について国民年金手帳を作成し、その者にこれを交付するものとする。

ユニット分割 (国民年金法 第十三条)

A : 社会保険庁長官は、
 B : 前条第四項の規定により被保険者の資格を取得した旨の報告を受けたとき、
 C : 又は同条第五項の規定により第三号被保険者の資格の取得に関する届出を受理したときは、
 D : 当該被保険者について国民年金手帳を作成し、
 E : その者にこれを交付するものとする。

論理骨格 (国民年金法 第十三条)

$A \wedge (B \vee C) \quad D \wedge E$

(図 A.32)

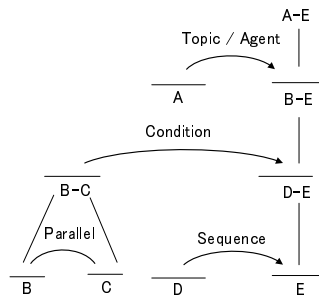


図 A.32: 修辞構造 (国民年金法 第十三条)

● 国民年金法 第十三条 (その 2)

ただし、その被保険者が既に国民年金手帳の交付を受け、それを所持している場合は、この限りでない。

ユニット分割 (国民年金法 第十三条 (その 2))

A : ただし、その被保険者が既に国民年金手帳の交付を受け、
 B : それを所持している場合は、
 C : この限りでない。

論理骨格 (国民年金法 第十三条 (その 2))

$A \wedge B \quad C$

(図 A.33)

● 国民年金法 第十三条第二項

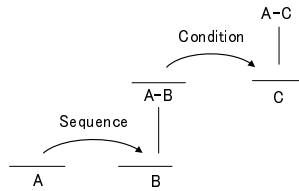


図 A.33: 修辞構造 (国民年金法 第十三条 (その 2))

国民年金手帳の様式及び交付その他国民年金手帳に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

ユニット分割 (国民年金法 第十三条第二項)

A : 国民年金手帳の様式及び交付その他国民年金手帳に関して必要な事項は、
B : 厚生労働省令で定める。

論理骨格 (国民年金法 第十三条第二項)

$A \wedge B$

(図 A.34)

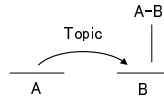


図 A.34: 修辞構造 (国民年金法 第十三条第二項)

● 国民年金法 第十四条

社会保険庁長官は、国民年金原簿を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況その他厚生労働省令で定める事項を記録するものとする。

ユニット分割 (国民年金法 第十四条)

A : 社会保険庁長官は、
B : 国民年金原簿を備え、
C : これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況その他厚生労働省令で定める事項を記録するものとする。

論理骨格 (国民年金法 第十四条)

$A \wedge B \wedge C$

(図 A.35)

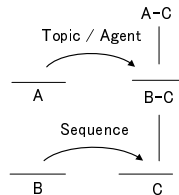


図 A.35: 修辞構造 (国民年金法 第十四条)

- 国民年金法 第十五条

この法律による給付は、次のとおりとする。

ユニット分割 (国民年金法 第十五条)

A : この法律による給付は、
B : 次のとおりとする。

論理骨格 (国民年金法 第十五条)

$A \wedge B$

(図 A.36)

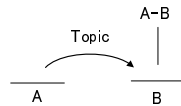


図 A.36: 修辞構造 (国民年金法 第十五条)

- 国民年金法 第十六条

給付を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて、社会保険庁長官が裁定する。

ユニット分割 (国民年金法 第十六条)

A : 給付を受ける権利は、
B : その権利を有する者の請求に基づいて、
C : 社会保険庁長官が裁定する。

論理骨格 (国民年金法 第十六条)

$A \wedge B \wedge C$

(図 A.37)

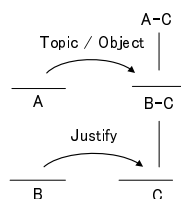


図 A.37: 修辞構造 (国民年金法 第十六条)

- 国民年金法 第十六条の二

政府は、第四条の三第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成するに当たり、国民年金事業の財政が、財政均衡期間の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金を保有しつつ当該財政均衡期間にわたってその均衡を保つことができないと見込まれる場合には、年金たる給付の額を調整するものとし、政令で、給付額を調整する期間の開始年度を定めるものとする。

ユニット分割 (国民年金法 第十六条の二)

- A : 政府は、
 B : 第四条の三第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成するに当たり、
 C : 国民年金事業の財政が、
 D : 財政均衡期間の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な
 積立金を保有しつつ当該財政均衡期間にわたってその均衡を保つことができない
 と見込まれる場合には、
 E : 年金たる給付の額を調整するものとし、
 F : 政令で、給付額を調整する期間の開始年度を定めるものとする。

論理骨格 (国民年金法 第十六条の二)

$A \wedge B \wedge C \wedge D \quad E \wedge F$

(図 A.38)

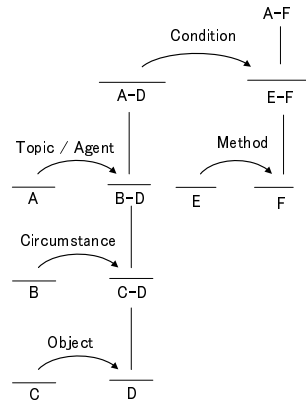


図 A.38: 修辞構造 (国民年金法 第十六条の二)

● 国民年金法 第十六条の二第二項

財政の現況及び見通しにおいて、前項の調整を行う必要がなくなったと認められるときは、
 政令で、調整期間の終了年度を定めるものとする。

ユニット分割 (国民年金法 第十六条の二第二項)

- A : 財政の現況及び見通しにおいて、
 B : 前項の調整を行う必要がなくなったと認められるときは、
 C : 政令で、調整期間の終了年度を定めるものとする。

論理骨格 (国民年金法 第十六条の二第二項)

$A \wedge B \quad C$

(図 A.39)

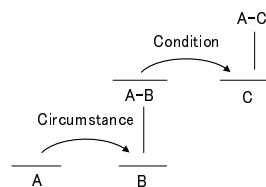


図 A.39: 修辞構造 (国民年金法 第十六条の二第二項)

● 国民年金法 第十六条の二第三項

政府は、調整期間において財政の現況及び見通しを作成するときは、調整期間の終了年度の見通しについても作成し、併せて、これを公表しなければならない。

ユニット分割 (国民年金法 第十六条の二第三項)

A : 政府は、
B : 調整期間において財政の現況及び見通しを作成するときは、
C : 調整期間の終了年度の見通しについても作成し、
D : 併せて、これを公表しなければならない。

論理骨格 (国民年金法 第十六条の二第三項)

$A \wedge B \quad C \wedge D$

(図 A.40)

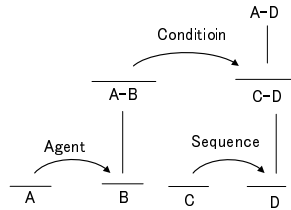


図 A.40: 修辞構造 (国民年金法 第十六条の二第三項)

● 国民年金法 第十七条

年金たる給付を受ける権利を裁定する場合又は年金給付の額を改定する場合において、年金給付の額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。

ユニット分割 (国民年金法 第十七条)

A : 年金たる給付を受ける権利を裁定する場合
B : 又は年金給付の額を改定する場合において、
C : 年金給付の額に五十円未満の端数が生じたときは、
D : これを切り捨て、
E : 五十円以上百円未満の端数が生じたときは、
F : これを百円に切り上げるものとする。

論理骨格 (国民年金法 第十七条)

$(A \vee B) \wedge C \quad D$

$(A \vee B) \wedge E \quad F$

(図 A.41)

● 国民年金法 第十七条第二項

前項に規定するもののほか、年金給付の額を計算する場合において生じる一元未満の端数の処理については、政令で定める。

ユニット分割 (国民年金法 第十七条第二項)

A : 前項に規定するもののほか、
B : 年金給付の額を計算する場合において生じる一元未満の端数の処理については、
C : 政令で定める。

論理骨格 (国民年金法 第十七条第二項)

$A \wedge B \wedge C$

(図 A.42)

● 国民年金法 第十八条

年金給付の支給は、これを支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終るものとする。

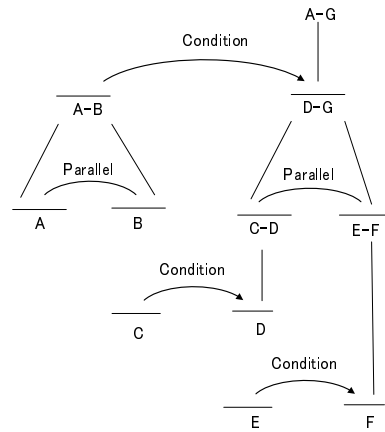


図 A.41: 修辞構造 (国民年金法 第十七条)

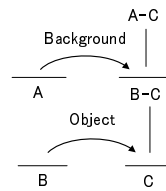


図 A.42: 修辞構造 (国民年金法 第十七条第二項)

ユニット分割 (国民年金法 第十八条)

A : 年金給付の支給は、
B : これを支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から始め、
C : 権利が消滅した日の属する月で終るものとする。

論理骨格 (国民年金法 第十八条)

$A \wedge B \wedge C$

(図 A.43)

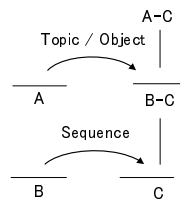


図 A.43: 修辞構造 (国民年金法 第十八条)

● 国民年金法 第十八条第二項

年金給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由が消滅した日の属する月までの分の支給を停止する。

ユニット分割 (国民年金法 第十八条第二項)

A : 年金給付は、
 B : その支給を停止すべき事由が生じたときは、
 C : その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由が消滅した日の属する月までの分の支給を停止する。

論理骨格 (国民年金法 第十八条第二項)

$A \wedge B \quad C$

(図 A.44)

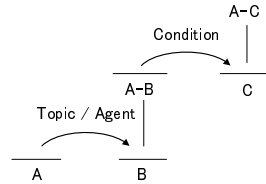


図 A.44: 修辞構造 (国民年金法 第十八条第二項)

● 国民年金法 第十八条第三項

年金給付は、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の六期に、それぞれの前月までの分を支払う。

ユニット分割 (国民年金法 第十八条第三項)

A : 年金給付は、
 B : 毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の六期に、
 C : それぞれの前月までの分を支払う。

論理骨格 (国民年金法 第十八条第三項)

$A \wedge B \wedge C$

(図 A.45)

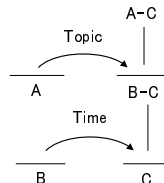


図 A.45: 修辞構造 (国民年金法 第十八条第三項)

● 国民年金法 第十八条の二

船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となった際現にその船舶に乗っていた者若しくは船舶に乗っていてその船舶の航行中に行方不明となった者の生死が三箇月間分らない場合又はこれらの者の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分らない場合には、死亡を支給事由とする給付の支給に関する規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となった日又はその者が行方不明となった日に、その者は、死亡したものと推定する。

ユニット分割 (国民年金法 第十八条の二)

- A : 船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となった際現にその船舶に乗っていた者若しくは船舶に乗っていてその船舶の航行中に行方不明となった者の生死が三箇月間分らない場合
 B : 又はこれらの者の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分らない場合には、
 C : 死亡を支給事由とする給付の支給に関する規定の適用については、
 D : その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となった日又はその者が行方不明となった日に、
 E : その者は、
 F : 死亡したものと推定する。

論理骨格 (国民年金法 第十八条の二)

$(A \vee B) \quad C \wedge D \wedge E \wedge F$

(図 A.46)

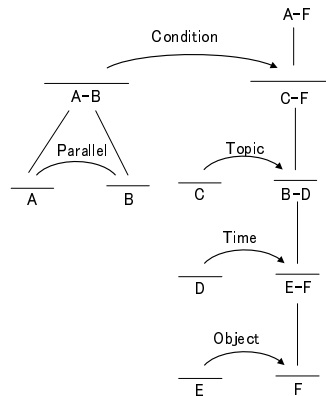


図 A.46: 修辞構造 (国民年金法 第十八条の二)

● 国民年金法 第十八条の三

失踪の宣告を受けたことにより死亡したとみなされた者に係る死亡を支給事由とする給付の支給に関する規定の適用については、第三十七条、第三十七条の二、第四十九条第一項、第五十二条の二第一項及び第五十二条の三第一項中「死亡日」とあるのは「行方不明となった日」とし、「死亡の当時」とあるのは「行方不明となった当時」とする。

ユニット分割 (国民年金法 第十八条の三)

- A : 失踪の宣告を受けたことにより死亡したとみなされた者に係る死亡を支給事由とする給付の支給に関する規定の適用については、
 B : 第三十七条、第三十七条の二、第四十九条第一項、第五十二条の二第一項及び第五十二条の三第一項中「死亡日」とあるのは「行方不明となった日」とし、
 C : 「死亡の当時」とあるのは「行方不明となった当時」とする。

論理骨格 (国民年金法 第十八条の三)

$A \wedge B \wedge C$

(図 A.47)

● 国民年金法 第十九条

年金給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の年金の支給を請求することができる。

ユニット分割 (国民年金法 第十九条)

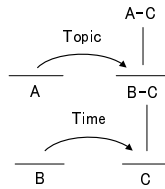


図 A.47: 修辞構造 (国民年金法 第十八条の三)

A :	年金給付の受給権者が死亡した場合において、
B :	その死亡した者に支給すべき年金給付で
	まだその者に支給しなかったものがあるときは、
C :	その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、
D :	その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、
E :	自己の名で、その未支給の年金の支給を請求することができる。

論理骨格 (国民年金法 第十九条)

$A \wedge B$	$C \wedge D \wedge E$
--------------	-----------------------

(図 A.48)

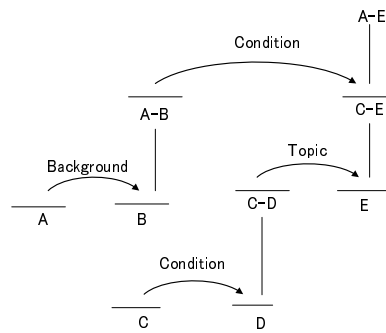


図 A.48: 修辞構造 (国民年金法 第十九条)

- 国民年金法 第十九条第二項

前項の場合において、死亡した者が遺族基礎年金の受給権者であったときは、その者の死亡の当時当該遺族基礎年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となっていた被保険者又は被保険者であった者の子は、同項に規定する子とみなす。

ユニット分割 (国民年金法 第十九条第二項)

A :	前項の場合において、
B :	死亡した者が遺族基礎年金の受給権者であったときは、
C :	その者の死亡の当時当該遺族基礎年金の支給の要件となり、
D :	又はその額の加算の対象となっていた被保険者又は被保険者であった者の子は、
E :	同項に規定する子とみなす。

論理骨格 (国民年金法 第十九条第二項)

$A \wedge B$	$C \wedge D \wedge E$
--------------	-----------------------

(図 A.49)

- 国民年金法 第十九条第三項

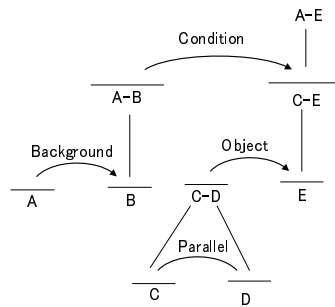


図 A.49: 修辞構造 (国民年金法 第十九条第二項)

第一項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその年金を請求していなかったときは、同項に規定する者は、自己の名で、その年金を請求することができる。

ユニット分割 (国民年金法 第十九条第三項)

A : 第一項の場合において、
B : 死亡した受給権者が死亡前にその年金を請求していなかったときは、
C : 同項に規定する者は、
D : 自己の名で、その年金を請求することができる。

論理骨格 (国民年金法 第十九条第三項)

$A \wedge B \quad C \wedge D$

(図 A.50)

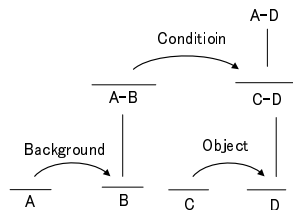


図 A.50: 修辞構造 (国民年金法 第十九条第三項)

- 国民年金法 第十九条第四項

未支給の年金を受けるべき者の順位は、第一項に規定する順序による。

ユニット分割 (国民年金法 第十九条第四項)

A : 未支給の年金を受けるべき者の順位は、
B : 第一項に規定する順序による。

論理骨格 (国民年金法 第十九条第四項)

$A \wedge B$

(図 A.51)

- 国民年金法 第二十条

遺族基礎年金又は寡婦年金は、その受給権者が他の年金給付又は被用者年金各法による年金たる給付を受けることができるときは、その間、その支給を停止する。

ユニット分割 (国民年金法 第二十条)

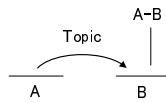


図 A.51: 修辞構造 (国民年金法 第十九条第四項)

A : 遺族基礎年金又は寡婦年金は、
 B : その受給権者が他の年金給付又は被用者年金各法による
 年金たる給付を受けることができるときは、
 C : その間、その支給を停止する。

論理骨格 (国民年金法 第二十条)

$A \wedge B \quad C$

(図 A.52)

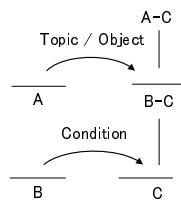


図 A.52: 修辞構造 (国民年金法 第二十条)

● 国民年金法 第二十条第二項

前項の規定によりその支給を停止するものとされた年金給付の受給権者は、同項の規定にかかわらず、その支給の停止の解除を申請することができる。

ユニット分割 (国民年金法 第二十条第二項)

A : 前項の規定によりその支給を停止するものとされた年金給付の受給権者は、
 B : 同項の規定にかかわらず、
 C : その支給の停止の解除を申請することができる。

論理骨格 (国民年金法 第二十条第二項)

$A \wedge B \wedge C$

(図 A.53)

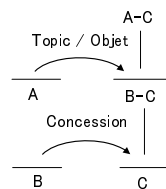


図 A.53: 修辞構造 (国民年金法 第二十条第二項)

- 国民年金法 第二十条第三項

第一項の規定によりその支給を停止するものとされた年金給付について、その支給を停止すべき事由が生じた日の属する月分の支給が行われる場合は、その事由が生じたときにおいて、当該年金給付に係る前項の申請があったものとみなす。

ユニット分割 (国民年金法 第二十条第三項)

A : 第一項の規定によりその支給を停止するものとされた年金給付について、
 B : その支給を停止すべき事由が生じた日の属する月分の支給が行われる場合は、
 C : その事由が生じたときにおいて、
 D : 当該年金給付に係る前項の申請があったものとみなす。

論理骨格 (国民年金法 第二十条第三項)

$A \wedge B \quad C \wedge D$

(図 A.54)

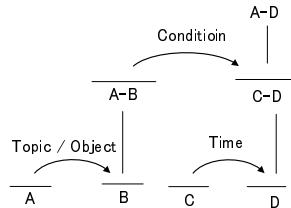


図 A.54: 修辞構造 (国民年金法 第二十条第三項)

- 国民年金法 第二十条第四項

第二項の申請は、いつでも、将来に向かって撤回することができる。

ユニット分割 (国民年金法 第二十条第四項)

A : 第二項の申請は、
 B : いつでも、
 C : 将来に向かって撤回することができる。

論理骨格 (国民年金法 第二十条第四項)

$A \wedge B \wedge C$

(図 A.55)

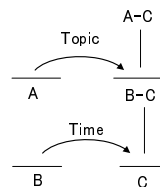


図 A.55: 修辞構造 (国民年金法 第二十条第四項)

- 国民年金法 第二十一条

乙年金の受給権者が甲年金の受給権を取得したため乙年金の受給権が消滅し、又は同一人に対して乙年金の支給を停止して甲年金を支給すべき場合において、乙年金の受給権が消滅し、又は乙年金の支給を停止すべき事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として、乙年金の支払が行われたときは、その支払われた乙年金は、甲年金の内払とみなす。

ユニット分割 (国民年金法 第二十一条)

- A : 乙年金の受給権者が甲年金の受給権を取得したため
 B : 乙年金の受給権が消滅し、
 C : 又は同一人に対して乙年金の支給を停止して甲年金を支給すべき場合において、
 D : 乙年金の受給権が消滅し、
 E : 又は乙年金の支給を停止すべき事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として、
 乙年金の支払が行われたときは、
 F : その支払われた乙年金は、甲年金の内払とみなす。

論理骨格 (国民年金法 第二十一条)

$(A \wedge B) \vee (C \wedge D) \vee E \quad F$

(図 A.56)

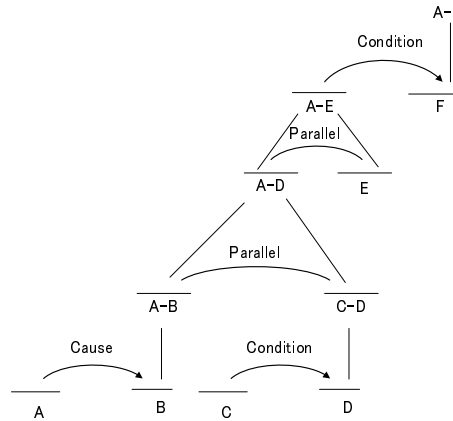


図 A.56: 修辞構造 (国民年金法 第二十一条)

● 国民年金法 第二十一条第二項

年金の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金が支払われたときは、その支払われた年金は、その後支払うべき年金の内払とみなすことができる。

ユニット分割 (国民年金法 第二十一条第二項)

- A : 年金の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、
 B : その停止すべき期間の分として年金が支払われたときは、
 C : その支払われた年金は、
 D : その後支払うべき年金の内払とみなすことができる。

論理骨格 (国民年金法 第二十一条第二項)

$A \wedge B \quad C \wedge D$

(図 A.57)

● 国民年金法 第二十一条第二項 (その 2)

障害基礎年金又は遺族基礎年金を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の障害基礎年金又は遺族基礎年金が支払われた場合における当該障害基礎年金又は遺族基礎年金の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。

ユニット分割 (国民年金法 第二十一条第二項 (その 2))

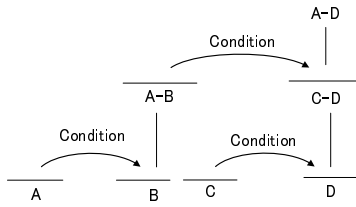


図 A.57: 修辭構造 (国民年金法 第二十一条第二項)

- A : 障害基礎年金又は遺族基礎年金を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、
 B : その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の障害基礎年金
 又は遺族基礎年金が支払われた場合における当該障害基礎年金又は遺族基礎年金の
 当該減額すべきであった部分についても、
 C : 同様とする。

論理骨格 (国民年金法 第二十一条第二項 (その 2))

$A \wedge B \wedge C$

(図 A.58)

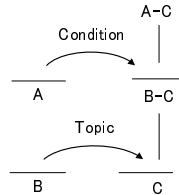


図 A.58: 修辭構造 (国民年金法 第二十一条第二項 (その 2))

● 国民年金法 第二十一条第三項

同一人に対して厚生年金保険法による年金たる保険給付の支給を停止して年金給付を支給すべき場合において、年金給付を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として同法による年金たる保険給付の支払が行われたときは、その支払われた同法による年金たる保険給付は、年金給付の内払とみなすことができる。

ユニット分割 (国民年金法 第二十一条第三項)

- A : 同一人に対して厚生年金保険法による年金たる保険給付の支給を停止して年金給付を支給すべき場合において、
 B : 年金給付を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として同法による年金たる保険給付の支払が行われたときは、
 C : その支払われた同法による年金たる保険給付は、
 D : 年金給付の内払とみなすことができる。

論理骨格 (国民年金法 第二十一条第三項)

$A \wedge B \quad C \wedge D$

(図 A.59)

● 国民年金法 第二十一条の二

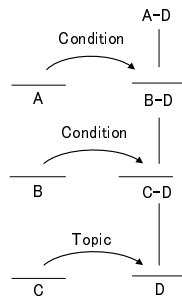


図 A.59: 修辞構造 (国民年金法 第二十一条第三項)

年金給付の受給権者が死亡したためその受給権が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以降の分として当該年金給付の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき年金給付があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該年金給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

ユニット分割 (国民年金法 第二十一条の二)

- A : 年金給付の受給権者が死亡したためその受給権が消滅したにもかかわらず、
 B : その死亡の日の属する月の翌月以降の分として当該年金給付の過誤払が行われた場合において、
 C : 当該過誤払による返還金に係る債権に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき年金給付があるときは、
 D : 厚生労働省令で定めるところにより、
 E : 当該年金給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

論理骨格 (国民年金法 第二十一条の二)

$A \wedge B \wedge C \quad D \wedge E$

(図 A.60)

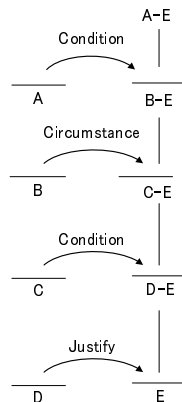


図 A.60: 修辞構造 (国民年金法 第二十一条の二)

● 国民年金法 第二十二条

政府は、障害若しくは死亡又はこれらの直接の原因となった事故が第三者の行為によって生じた場合において、給付をしたときは、その給付の価額の限度で、受給権者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

ユニット分割 (国民年金法 第二十二条)

A : 政府は、
 B : 障害若しくは死亡又はこれらの直接の原因となった事故が第三者の行為によって生じた場合において、
 C : 給付をしたときは、
 D : その給付の価額の限度で、受給権者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

論理骨格 (国民年金法 第二十二條)

$A \wedge B \wedge C \quad D$

(図 A.61)

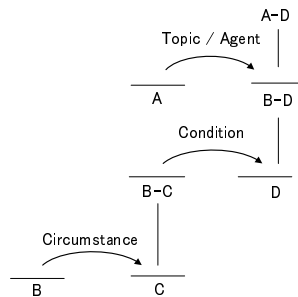


図 A.61: 修辞構造 (国民年金法 第二十二條)

● 国民年金法 第二十三條

偽りその他不正の手段により給付を受けた者があるときは、社会保険庁長官は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

ユニット分割 (国民年金法 第二十三條)

A : 偽りその他不正の手段により給付を受けた者があるときは、
 B : 社会保険庁長官は、
 C : 受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

論理骨格 (国民年金法 第二十三條)

$A \quad B \wedge C$

(図 A.62)

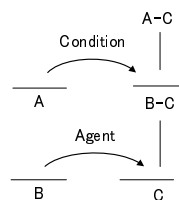


図 A.62: 修辞構造 (国民年金法 第二十三條)

● 国民年金法 第二十四條

給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

ユニット分割 (国民年金法 第二十四條)

A : 給付を受ける権利は、
B : 譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

論理骨格 (国民年金法 第二十四条)

$A \wedge B$

(図 A.63)

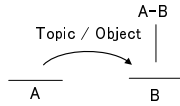


図 A.63: 修辞構造 (国民年金法 第二十四条)

● 国民年金法 第二十五条

租税その他の公課は、給付として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

ユニット分割 (国民年金法 第二十五条)

A : 租税その他の公課は、
B : 給付として支給を受けた金銭を標準として、
C : 課することができない。

論理骨格 (国民年金法 第二十五条)

$A \wedge B \wedge C$

(図 A.64)

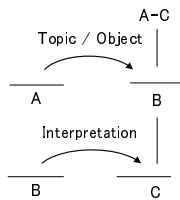


図 A.64: 修辞構造 (国民年金法 第二十五条)

● 国民年金法 第二十六条

老齢基礎年金は、保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者が六十五歳に達したときに、その者に支給する。

ユニット分割 (国民年金法 第二十六条)

A : 老齢基礎年金は、
B : 保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者が六十五歳に達したときに、
C : その者に支給する。

論理骨格 (国民年金法 第二十六条)

$A \wedge B \quad C$

(図 A.65)

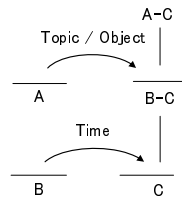


図 A.65: 修辞構造 (国民年金法 第二十六条)

• 国民年金法 第二十七条

老齢基礎年金の額は、七十八万九百円に改定率を乗じて得た額とする。

ユニット分割 (国民年金法 第二十七条)

A : 老齢基礎年金の額は、
B : 七十八万九百円に改定率を乗じて得た額とする。

論理骨格 (国民年金法 第二十七条)

$A \wedge B$

(図 A.66)

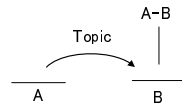


図 A.66: 修辞構造 (国民年金法 第二十七条)

• 国民年金法 第二十七条の二

平成十六年度における改定率は、一とする。

ユニット分割 (国民年金法 第二十七条の二)

A : 平成十六年度における改定率は、
B : 一とする。

論理骨格 (国民年金法 第二十七条の二)

$A \wedge B$

(図 A.67)

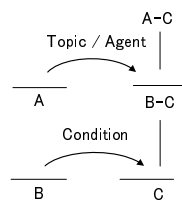


図 A.67: 修辞構造 (国民年金法 第二十七条の二)

- 国民年金法 第二十七条の二第二項

改定率については、毎年度、第一号に掲げる率に第二号及び第三号に掲げる率を乗じて得た率を基準として改定し、当該年度の四月以降の年金たる給付について適用する。

ユニット分割 (国民年金法 第二十七条の二第二項)

A : 改定率については、
 B : 毎年度、
 C : 第一号に掲げる率に第二号及び第三号に掲げる率を乗じて得た率を基準として改定し、
 D : 当該年度の四月以降の年金たる給付について適用する。

論理骨格 (国民年金法 第二十七条の二第二項)

$A \wedge B \wedge C \wedge D$

(図 A.68)

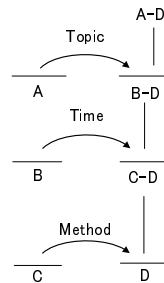


図 A.68: 修辞構造 (国民年金法 第二十七条の二第二項)

- 国民年金法 第二十七条の二第三項

名目手取り賃金変動率がーを下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合における改定率の改定については、前項の規定にかかわらず、物価変動率を基準とする。

ユニット分割 (国民年金法 第二十七条の二第三項)

A : 名目手取り賃金変動率がーを下回り、
 B : かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合における改定率の改定については、
 C : 前項の規定にかかわらず、
 D : 物価変動率を基準とする。

論理骨格 (国民年金法 第二十七条の二第三項)

$A \wedge B \wedge C \wedge D$

(図 A.69)

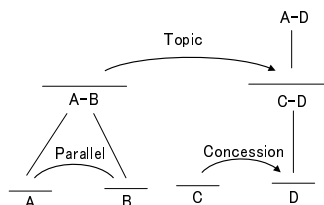


図 A.69: 修辞構造 (国民年金法 第二十七条の二第三項)

- 国民年金法 第二十七条の二第四項

前二項の規定による改定率の改定の措置は、政令で定める。

ユニット分割 (国民年金法 第二十七条の二第四項)

A : 前二項の規定による改定率の改定の措置は、
B : 政令で定める。

論理骨格 (国民年金法 第二十七条の二第四項)

$A \wedge B$

(図 A.70)

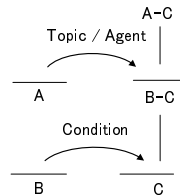


図 A.70: 修辞構造 (国民年金法 第二十七条の二第四項)

- 国民年金法 第二十七条の三

受給権者が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度以後において適用される改定率の改定については、前条の規定にかかわらず、物価変動率を基準とする。

ユニット分割 (国民年金法 第二十七条の三)

A : 受給権者が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度以後において適用される改定率の改定については、
B : 前条の規定にかかわらず、
C : 物価変動率を基準とする。

論理骨格 (国民年金法 第二十七条の三)

$A \wedge B \wedge C$

(図 A.71)

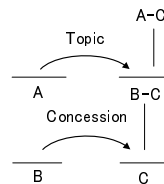


図 A.71: 修辞構造 (国民年金法 第二十七条の三)

- 国民年金法 第二十七条の三第二項

次の各号に掲げる場合における基準年度以後改定率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

ユニット分割 (国民年金法 第二十七条の三第二項)

A : 次の各号に掲げる場合における基準年度以後改定率の改定については、
B : 前項の規定にかかわらず、
C : 当該各号に定める率を基準とする。

論理骨格 (国民年金法 第二十七条の三第二項)

$A \wedge B \wedge C$

(図 A.72)

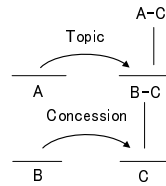


図 A.72: 修辞構造 (国民年金法 第二十七条の三第二項)

● 国民年金法 第二十七条の三第三項

前二項の規定による基準年度以後改定率の改定の措置は、政令で定める。

ユニット分割 (国民年金法 第二十七条の三第三項)

A : 前二項の規定による基準年度以後改定率の改定の措置は、
B : 政令で定める。

論理骨格 (国民年金法 第二十七条の三第三項)

$A \wedge B$

(図 A.73)

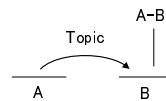


図 A.73: 修辞構造 (国民年金法 第二十七条の三第三項)

● 国民年金法 第二十七条の四

調整期間における改定率の改定については、前二条の規定にかかわらず、
名目手取り賃金変動率に第一号及び第二号に掲げる率を乗じて得た率を基準とする。

ユニット分割 (国民年金法 第二十七条の四)

A : 調整期間における改定率の改定については、
B : 前二条の規定にかかわらず、
C : 名目手取り賃金変動率に第一号及び第二号に掲げる率を
乗じて得た率を基準とする。

論理骨格 (国民年金法 第二十七条の四)

$A \wedge B \wedge C$

(図 A.74)

● 国民年金法 第二十七条の四第二項

次の各号に掲げる場合の調整期間における改定率の改定については、前項の規定にかかわらず、
当該各号に定める率を基準とする。

ユニット分割 (国民年金法 第二十七条の四第二項)

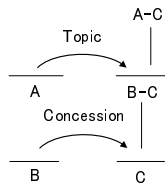


図 A.74: 修辞構造 (国民年金法 第二十七条の四)

A : 次の各号に掲げる場合の調整期間における改定率の改定については、
 B : 前項の規定にかかわらず、
 C : 当該各号に定める率を基準とする。

論理骨格 (国民年金法 第二十七条の四第二項)

$A \wedge B \wedge C$

(図 A.75)

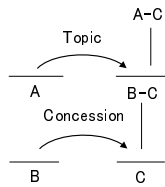


図 A.75: 修辞構造 (国民年金法 第二十七条の四第二項)

● 国民年金法 第二十七条の四第三項

前二項の規定による改定率の改定の措置は、政令で定める。

ユニット分割 (国民年金法 第二十七条の四第三項)

A : 前二項の規定による改定率の改定の措置は、
 B : 政令で定める。

論理骨格 (国民年金法 第二十七条の四第三項)

$A \wedge B$

(図 A.76)

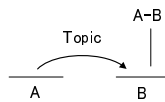


図 A.76: 修辞構造 (国民年金法 第二十七条の四第三項)

● 国民年金法 第二十七条の五

調整期間における基準年度以後改定率の改定については、前条の規定にかかわらず、
 物価変動率に調整率を乗じて得た率を基準とする。

ユニット分割 (国民年金法 第二十七条の五)

- A : 調整期間における基準年度以後改定率の改定については、
 B : 前条の規定にかかわらず、
 C : 物価変動率に調整率を乗じて得た率を基準とする。

論理骨格 (国民年金法 第二十七条の五)

$A \wedge B \wedge C$

(図 A.77)

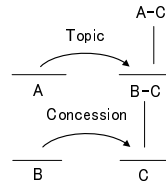


図 A.77: 修辞構造 (国民年金法 第二十七条の五)

● 国民年金法 第二十八条

老齢基礎年金の受給権を有する者であつて六十六歳に達する前に当該老齢基礎年金を請求していなかったものは、社会保険庁長官に当該老齢基礎年金の支給繰下げの申出をすることができる。

ユニット分割 (国民年金法 第二十八条)

- A : 老齢基礎年金の受給権を有する者であつて六十六歳に達する前に当該老齢基礎年金を請求していなかったものは、
 B : 社会保険庁長官に当該老齢基礎年金の支給繰下げの申出をすることができる。

論理骨格 (国民年金法 第二十八条)

$A \wedge B$

(図 A.78)

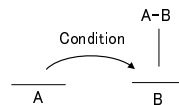


図 A.78: 修辞構造 (国民年金法 第二十八条)

● 国民年金法 第二十八条第二項

六十六歳に達した日後に他の年金給付若しくは被用者年金各法による年金たる給付の受給権者となった者が、他の年金給付若しくは被用者年金各法による年金たる給付を支給すべき事由が生じた日以後前項の申出をしたときは、次項の規定を適用する場合を除き、受給権者となった日において、前項の申出があったものとみなす。

ユニット分割 (国民年金法 第二十八条第二項)

- A : 六十六歳に達した日後に他の年金給付若しくは被用者年金各法による年金たる給付の受給権者となった者が、
 B : 他の年金給付若しくは被用者年金各法による年金たる給付を支給すべき事由が生じた日以後前項の申出をしたときは、
 C : 次項の規定を適用する場合を除き、
 D : 受給権者となった日において、
 E : 前項の申出があったものとみなす。

論理骨格 (国民年金法 第二十八条第二項)

$A \wedge B \quad C \wedge D \wedge E$

(図 A.79)

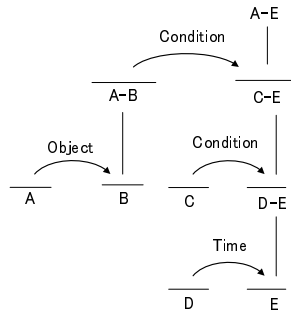


図 A.79: 修辞構造 (国民年金法 第二十八条第二項)

● 国民年金法 第二十八条第三項

第一項の申出をした者に対する老齢基礎年金の支給は、第十八条第一項の規定にかかわらず、当該申出のあった日の属する月の翌月から始めるものとする。

ユニット分割 (国民年金法 第二十八条第三項)

A : 第一項の申出をした者に対する老齢基礎年金の支給は、
B : 第十八条第一項の規定にかかわらず、
C : 当該申出のあった日の属する月の翌月から始めるものとする。

論理骨格 (国民年金法 第二十八条第三項)

$A \wedge B \wedge C$

(図 A.80)

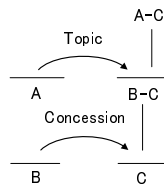


図 A.80: 修辞構造 (国民年金法 第二十八条第三項)

● 国民年金法 第二十九条

老齢基礎年金の受給権は、受給権者が死亡したときは、消滅する。

ユニット分割 (国民年金法 第二十九条)

A : 老齢基礎年金の受給権は、
B : 受給権者が死亡したときは、
C : 消滅する。

論理骨格 (国民年金法 第二十九条)

$A \wedge B \quad C$

(図 A.81)

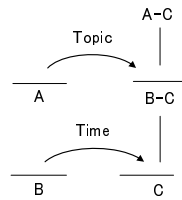


図 A.81: 修辞構造 (国民年金法 第二十九条)

● 国民年金法 第三十条

障害基礎年金は、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日において次の各号のいずれかに該当した者が、当該初診日から起算して一年六月を経過した日において、その傷病により次項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときに、その者に支給する。

ユニット分割 (国民年金法 第三十条)

A : 障害基礎年金は、
 B : 疾病にかかり、
 C : 又は負傷し、
 D : かつ、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病について
 E : 初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日において次の各号のいずれかに
 該当した者が、
 F : 当該初診日から起算して一年六月を経過した日において、
 G : その傷病により次項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときに、
 H : その者に支給する。

論理骨格 (国民年金法 第三十条)

$A \wedge ((B \wedge C) \wedge D) \wedge E \wedge F \wedge G \quad H$

(図 A.82)

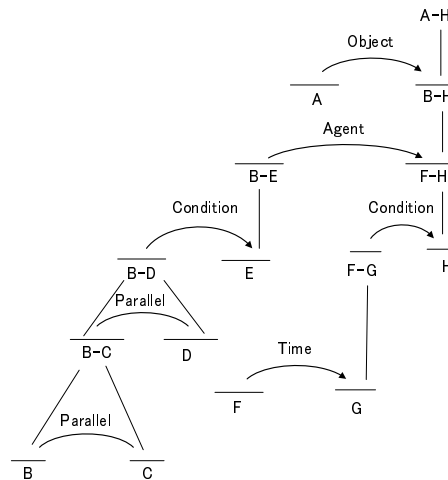


図 A.82: 修辞構造 (国民年金法 第三十条)

● 国民年金法 第三十条の二

疾病にかかり、又は負傷し、かつ、当該傷病に係る初診日において前条第一項各号のいずれかに該当した者であつて、障害認定日において同条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態になかったものが、同日後六十五歳に達する日の前日までの間において、その傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったときは、その者は、その期間内に同条第一項の障害基礎年金の支給を請求することができる。

ユニット分割 (国民年金法 第三十条の二)

- A : 疾病にかかり、又は負傷し、かつ、当該傷病に係る初診日において前条第一項各号のいずれかに該当した者であつて、
 B : 障害認定日において同条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態になかったものが、
 C : 同日後六十五歳に達する日の前日までの間において、
 D : その傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったときは、
 E : その者は、
 F : その期間内に同条第一項の障害基礎年金の支給を請求することができる。

論理骨格 (国民年金法 第三十条の二)

$A \wedge B \wedge C \wedge D \quad E \wedge F$

(図 A.83)

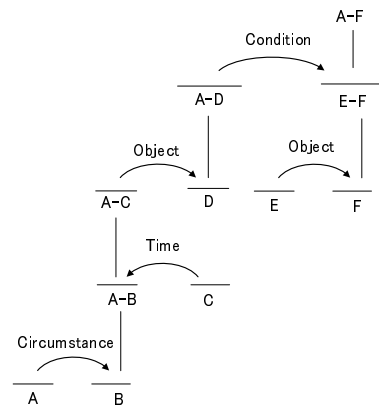


図 A.83: 修辞構造 (国民年金法 第三十条の二)

● 国民年金法 第三十条の三

疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病に係る初診日において第三十条第一項各号のいずれかに該当した者であつて、基準傷病以外の傷病により障害の状態にあるものが、基準傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、初めて、基準傷病による障害と他の障害とを併合して障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったときは、その者に基準障害と他の障害とを併合した障害の程度による障害基礎年金を支給する。

ユニット分割 (国民年金法 第三十条の三)

- A : 疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病に係る初診日において第三十条第一項各号のいずれかに該当した者であつて、
 B : 基準傷病以外の傷病により障害の状態にあるものが、
 C : 基準傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、
 D : 初めて、基準傷病による障害と他の障害とを併合して障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったときは、
 E : その者に基準障害と他の障害とを併合した障害の程度による障害基礎年金を支給する。

論理骨格 (国民年金法 第三十条の三)

$A \wedge B \wedge C \wedge D \quad E$

(図 A.84)

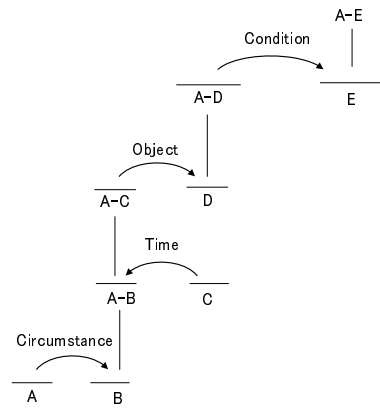


図 A.84: 修辞構造 (国民年金法 第三十条の三)

● 国民年金法 第三十条の四

疾病にかかり、又は負傷し、その初診日において二十歳未満であつた者が、障害認定日以後に二十歳に達したときは二十歳に達した日において、障害認定日が二十歳に達した日後であるときはその障害認定日において、障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、その者に障害基礎年金を支給する。

ユニット分割 (国民年金法 第三十条の四)

A : 疾病にかかり、又は負傷し、その初診日において二十歳未満であつた者が、
 B : 障害認定日以後に二十歳に達したときは二十歳に達した日において、
 C : 障害認定日が二十歳に達した日後であるときはその障害認定日において、
 D : 障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、
 E : その者に障害基礎年金を支給する。

論理骨格 (国民年金法 第三十条の四)

$A \wedge B \wedge C \wedge D \rightarrow E$

(図 A.85)

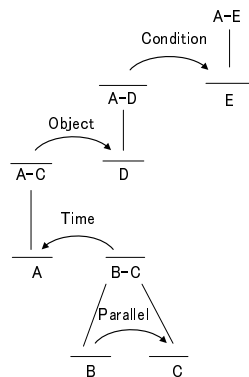


図 A.85: 修辞構造 (国民年金法 第三十条の四)

● 国民年金法 第三十一条

障害基礎年金の受給権者に対して更に障害基礎年金を支給すべき事由が生じたときは、前後の障害を併合した障害の程度による障害基礎年金を支給する。

ユニット分割 (国民年金法 第三十一条)

- A : 障害基礎年金の受給権者に対して更に障害基礎年金を支給すべき事由が生じたときは、
B : 前後の障害を併合した障害の程度による障害基礎年金を支給する。

論理骨格 (国民年金法 第三十一条)

A B

(図 A.86)

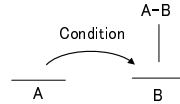


図 A.86: 修辞構造 (国民年金法 第三十一条)

● 国民年金法 第三十一条第二項

- 障害基礎年金の受給権者が前項の規定により前後の障害を併合した障害の程度による
障害基礎年金の受給権を取得したときは、従前の障害基礎年金の受給権は、消滅する。

ユニット分割 (国民年金法 第三十一条第二項)

- A : 障害基礎年金の受給権者が前項の規定により前後の障害を併合した障害の程度による
障害基礎年金の受給権を取得したときは、
B : 従前の障害基礎年金の受給権は、
C : 消滅する。

論理骨格 (国民年金法 第三十一条第二項)

$A \wedge B$ $C \wedge D$

(図 A.87)

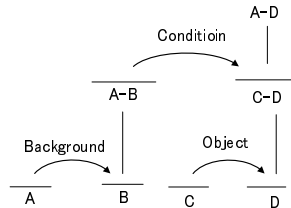


図 A.87: 修辞構造 (国民年金法 第三十一条第二項)

● 国民年金法 第三十二条

- 期間を定めて支給を停止されている障害基礎年金の受給権者に対して更に障害基礎年金
を支給すべき事由が生じたときは、前条第一項の規定により支給する前後の障害を
併合した障害の程度による障害基礎年金は、従前の障害基礎年金の支給を停止すべ
きであった期間、その支給を停止するものとし、その間、その者に従前の障害を併合
しない障害の程度による障害基礎年金を支給する。

ユニット分割 (国民年金法 第三十二条)

- A : 期間を定めて支給を停止されている障害基礎年金の受給権者に対して更に障害基礎年金
を支給すべき事由が生じたときは、
B : 前条第一項の規定により支給する前後の障害を併合した障害の程度による障害基礎年金は、
C : 従前の障害基礎年金の支給を停止すべきであった期間、
D : その支給を停止するものとし、
E : その間、その者に従前の障害を併合しない障害の程度による障害基礎年金を支給する。

論理骨格 (国民年金法 第三十二条)

$A \quad B \wedge C \wedge D \wedge E$

(図 A.88)

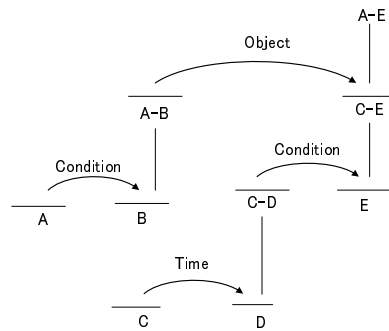


図 A.88: 修辞構造 (国民年金法 第三十二条)

● 国民年金法 第三十二条第二項

障害基礎年金の受給権者が更に障害基礎年金の受給権を取得した場合において、新たに取得した障害基礎年金が第三十六条第一項の規定によりその支給を停止すべきものであるときは、前条第二項の規定にかかわらず、その停止すべき期間、その者に対して従前の障害基礎年金を支給する。

ユニット分割 (国民年金法 第三十二条第二項)

A : 障害基礎年金の受給権者が更に障害基礎年金の受給権を取得した場合において、
 B : 新たに取得した障害基礎年金が第三十六条第一項の規定によりその支給を
 停止すべきものであるときは、
 C : 前条第二項の規定にかかわらず、
 D : その停止すべき期間、
 E : その者に対して従前の障害基礎年金を支給する。

論理骨格 (国民年金法 第三十二条第二項)

$A \wedge B \quad C \wedge D \wedge E$

(図 A.89)

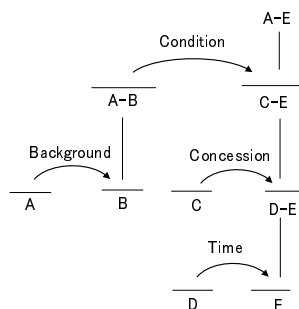


図 A.89: 修辞構造 (国民年金法 第三十二条第二項)

● 国民年金法 第三十三条

障害基礎年金の額は、七十八万九百円に改定率を乗じて得た額とする。

ユニット分割 (国民年金法 第三十三条)

A : 障害基礎年金の額は、
B : 七十八万九百円に改定率を乗じて得た額とする。

論理骨格 (国民年金法 第三十三条)

$A \wedge B$

(図 A.90)

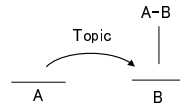


図 A.90: 修辞構造 (国民年金法 第三十三条)

● 国民年金法 第三十三条第二項

障害の程度が障害等級の一級に該当する者に支給する障害基礎年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額の百分の百二十五に相当する額とする。

ユニット分割 (国民年金法 第三十三条第二項)

A : 障害の程度が障害等級の一級に該当する者に支給する障害基礎年金の額は、
B : 前項の規定にかかわらず、
C : 同項に定める額の百分の百二十五に相当する額とする。

論理骨格 (国民年金法 第三十三条第二項)

$A \wedge B \wedge C$

(図 A.91)

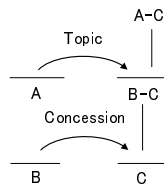


図 A.91: 修辞構造 (国民年金法 第三十三条第二項)

● 国民年金法 第三十四条

社会保険庁長官は、障害基礎年金の受給権者について、その障害の程度を診査し、その程度が従前の障害等級以外の障害等級に該当すると認めるときは、障害基礎年金の額を改定することができる。

ユニット分割 (国民年金法 第三十四条)

A : 社会保険庁長官は、
B : 障害基礎年金の受給権者について、
C : その障害の程度を診査し、
D : その程度が従前の障害等級以外の障害等級に該当すると認めるときは、
E : 障害基礎年金の額を改定することができる。

論理骨格 (国民年金法 第三十四条)

$A \wedge B \wedge C \wedge D \quad E$

(図 A.92)

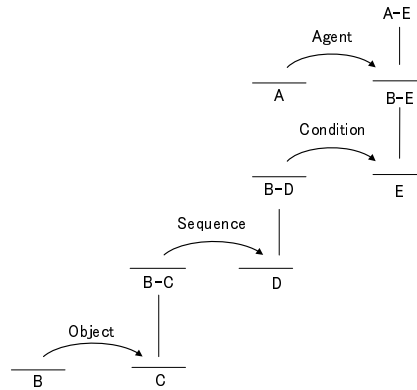


図 A.92: 修辞構造 (国民年金法 第三十四条)

● 国民年金法 第三十四条第二項

障害基礎年金の受給権者は、社会保険庁長官に対し、障害の程度が増進したことによる障害基礎年金の額の改定を請求することができる。

ユニット分割 (国民年金法 第三十四条第二項)

A : 障害基礎年金の受給権者は、
B : 社会保険庁長官に対し、
C : 障害の程度が増進したことによる障害基礎年金の額の改定を請求することができる。

論理骨格 (国民年金法 第三十四条第二項)

$A \wedge B \wedge C$

(図 A.93)

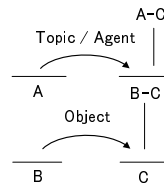


図 A.93: 修辞構造 (国民年金法 第三十四条第二項)

● 国民年金法 第三十四条第三項

前項の請求は、障害基礎年金の受給権を取得した日又は第一項の規定による社会保険庁長官の診査を受けた日から起算して一年を経過した日後でなければ行うことができない。

ユニット分割 (国民年金法 第三十四条第三項)

A : 前項の請求は、
B : 障害基礎年金の受給権を取得した日又は第一項の規定による社会保険庁長官の診査を受けた日から起算して一年を経過した日後でなければ行うことができない。

論理骨格 (国民年金法 第三十四条第三項)

$A \wedge B$

(図 A.94)

● 国民年金法 第三十五条

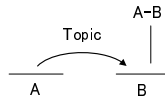


図 A.94: 修辞構造 (国民年金法 第三十四条第三項)

障害基礎年金の受給権は、第三十一条第二項の規定によつて消滅するほか、受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

ユニット分割 (国民年金法 第三十五条)

- A : 障害基礎年金の受給権は、
 B : 第三十一条第二項の規定によつて消滅するほか、
 C : 受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、
 D : 消滅する。

論理骨格 (国民年金法 第三十五条)

$A \wedge B \wedge C \quad D$

(図 A.95)

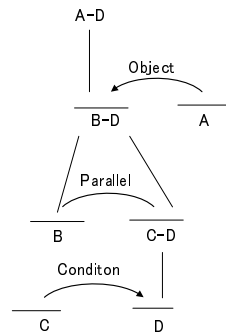


図 A.95: 修辞構造 (国民年金法 第三十五条)

● 国民年金法 第三十六条

障害基礎年金は、その受給権者が当該傷病による障害について、労働基準法の規定による障害補償を受けることができるときは、六年間、その支給を停止する。

ユニット分割 (国民年金法 第三十六条)

- A : 障害基礎年金は、
 B : その受給権者が当該傷病による障害について、
 C : 労働基準法の規定による障害補償を受けることができるときは、
 D : 六年間、その支給を停止する。

論理骨格 (国民年金法 第三十六条)

$A \wedge B \wedge C \quad D$

(図 A.96)

● 国民年金法 第三十六条第二項

障害基礎年金は、受給権者が障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなったときは、その障害の状態に該当しない間、その支給を停止する。

ユニット分割 (国民年金法 第三十六条第二項)

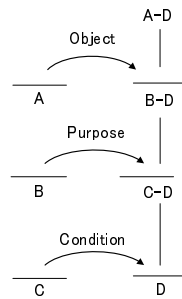


図 A.96: 修辞構造 (国民年金法 第三十六条)

A : 障害基礎年金は、
 B : 受給権者が障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなったときは、
 C : その障害の状態に該当しない間、
 D : その支給を停止する。

論理骨格 (国民年金法 第三十六条第二項)

$A \wedge B \quad C \wedge D$

(図 A.97)

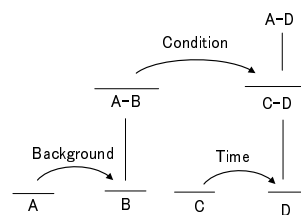


図 A.97: 修辞構造 (国民年金法 第三十六条第二項)

● 国民年金法 第三十六条第三項

第三十条第一項ただし書の規定は、前項ただし書の場合に準用する。

ユニット分割 (国民年金法 第三十六条第三項)

A : 第三十条第一項ただし書の規定は、
 B : 前項ただし書の場合に準用する。

論理骨格 (国民年金法 第三十六条第三項)

$A \wedge B$

(図 A.98)

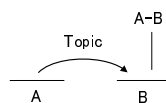


図 A.98: 修辞構造 (国民年金法 第三十六条第三項)

- 国民年金法 第三十六条の二

第三十条の四の規定による障害基礎年金は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間、その支給を停止する。

ユニット分割 (国民年金法 第三十六条の二)

A : 第三十条の四の規定による障害基礎年金は、
B : 受給権者が次の各号のいずれかに該当するときは、
C : その該当する期間、その支給を停止する。

論理骨格 (国民年金法 第三十六条の二)

$A \wedge B \quad C$

(図 A.99)

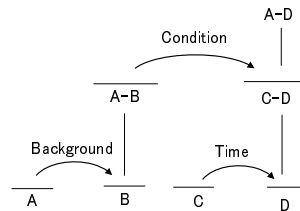


図 A.99: 修辞構造 (国民年金法 第三十六条の二)

- 国民年金法 第三十六条の二第二項

前項第一号に規定する給付が、その全額につき支給を停止されているときは、同項の規定を適用しない。

ユニット分割 (国民年金法 第三十六条の二第二項)

A : 前項第一号に規定する給付が、
B : その全額につき支給を停止されているときは、
C : 同項の規定を適用しない。

論理骨格 (国民年金法 第三十六条の二第二項)

$A \wedge B \quad C$

(図 A.100)

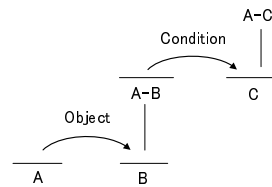


図 A.100: 修辞構造 (国民年金法 第三十六条の二第二項)

- 国民年金法 第三十六条の二第三項

第一項に規定する障害基礎年金の額及び同項第一号に規定する給付の額が、いずれも政令で定める額に満たないときは、第一項の規定を適用しない。

ユニット分割 (国民年金法 第三十六条の二第三項)

A : 第一項に規定する障害基礎年金の額及び同項第一号に規定する給付の額が、
B : いずれも政令で定める額に満たないときは、
C : 第一項の規定を適用しない。

論理骨格 (国民年金法 第三十六条の二第三項)

$A \wedge B \quad C$
(図 A.101)

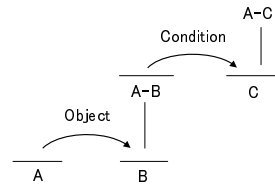


図 A.101: 修辞構造 (国民年金法 第三十六条の二第三項)

● 国民年金法 第三十六条の二第四項

第一項に規定する障害基礎年金の額が、前項に規定する政令で定める額以上であり、かつ、第一項第一号に規定する給付の額を超えるときは、その超える部分については、同項の規定にかかわらず、当該障害基礎年金の支給を停止しない。

ユニット分割 (国民年金法 第三十六条の二第四項)

A : 第一項に規定する障害基礎年金の額が、
B : 前項に規定する政令で定める額以上であり、
C : かつ、第一項第一号に規定する給付の額を超えるときは、
D : その超える部分については、同項の規定にかかわらず、
E : 当該障害基礎年金の支給を停止しない。

論理骨格 (国民年金法 第三十六条の二第四項)

$A \wedge B \wedge C \quad D \wedge E$
(図 A.102)

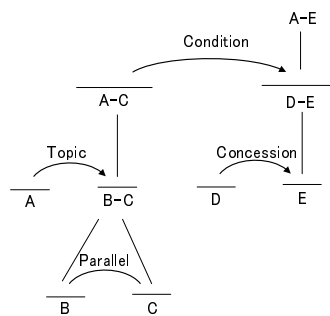


図 A.102: 修辞構造 (国民年金法 第三十六条の二第四項)

● 国民年金法 第三十六条の三

第三十条の四の規定による障害基礎年金は、受給権者の前年の所得が、その者の所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、政令で定める額を超えるときは、その年の八月から翌年の七月まで、政令で定めるところにより、その全部又は二分の一に相当する部分の支給を停止する。

ユニット分割 (国民年金法 第三十六条の三)

A : 第三十条の四の規定による障害基礎年金は、
 B : 受給権者の前年の所得が、
 C : その者の所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、
 D : 政令で定める額を超えるときは、
 E : その年の八月から翌年の七月まで、
 F : 政令で定めるところにより、
 G : その全部又は二分の一に相当する部分の支給を停止する。

論理骨格 (国民年金法 第三十六条の三)

$A \wedge B \wedge C \wedge D \quad E \wedge F \wedge G$

(図 A.103)

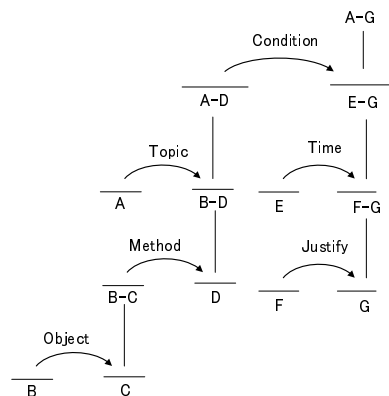


図 A.103: 修辞構造 (国民年金法 第三十六条の三)

● 国民年金法 第三十七条

遺族基礎年金は、被保険者又は被保険者であった者が次の各号のいずれかに該当する場合に、その者の妻又は子に支給する。

ユニット分割 (国民年金法 第三十七条)

A : 遺族基礎年金は、
 B : 被保険者又は被保険者であった者が次の各号のいずれかに該当する場合に、
 C : その者の妻又は子に支給する。

論理骨格 (国民年金法 第三十七条)

$A \wedge B \quad C$

(図 A.104)

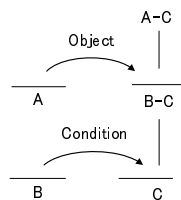


図 A.104: 修辞構造 (国民年金法 第三十七条)

- 国民年金法 第三十七条 (その 2)

ただし、第一号又は第二号に該当する場合にあっては、死亡した者につき、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二に満たないときは、この限りでない。

ユニット分割 (国民年金法 第三十七条 (その 2))

A : ただし、第一号又は第二号に該当する場合にあっては、死亡した者につき、
 B : 死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、
 C : かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が
 当該被保険者期間の三分の二に満たないときは、
 D : この限りでない。

論理骨格 (国民年金法 第三十七条 (その 2))

$A \wedge B \wedge C \quad D$

(図 A.105)

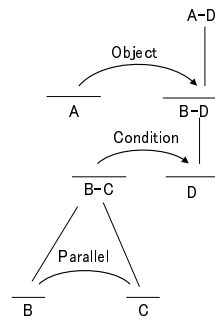


図 A.105: 修辞構造 (国民年金法 第三十七条 (その 2))

- 国民年金法 第三十八条

遺族基礎年金の額は、七十八万九百円に改定率を乗じて得た額とする。

ユニット分割 (国民年金法 第三十八条)

A : 遺族基礎年金の額は、
 B : 七十八万九百円に改定率を乗じて得た額とする。

論理骨格 (国民年金法 第三十八条)

$A \wedge B$

(図 A.106)

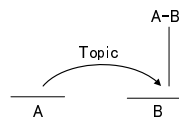


図 A.106: 修辞構造 (国民年金法 第三十八条)

- 国民年金法 第三十九条

妻に支給する遺族基礎年金の額は、前条の規定にかかわらず、同条に定める額に妻が遺族基礎年金の受給権を取得した当時第三十七条の二第一項に規定する要件に該当し、かつ、その者と生計を同じくした子につきそれぞれ七万四千九百円に改定率を乗じて得た額を加算した額とする。

ユニット分割 (国民年金法 第三十九条)

- A : 妻に支給する遺族基礎年金の額は、
 B : 前条の規定にかかわらず、
 C : 同条に定める額に妻が遺族基礎年金の受給権を取得した当時第三十七条の二第一項に規定する要件に該当し、
 D : かつ、その者と生計を同じくした子につきそれぞれ七万四千九百円に改定率を乗じて得た額を加算した額とする。

論理骨格 (国民年金法 第三十九条)

$A \wedge B \wedge C \wedge D \wedge E$

(図 A.107)

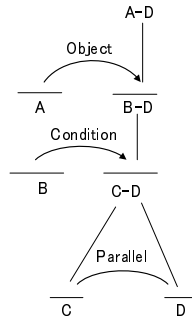


図 A.107: 修辞構造 (国民年金法 第三十九条)

● 国民年金法 第四十条

遺族基礎年金の受給権は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、消滅する。

ユニット分割 (国民年金法 第四十条)

- A : 遺族基礎年金の受給権は、
 B : 受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、
 C : 消滅する。

論理骨格 (国民年金法 第四十条)

$A \wedge B \quad C$

(図 A.108)

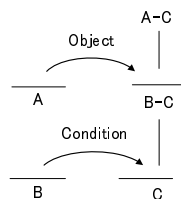


図 A.108: 修辞構造 (国民年金法 第四十条)

● 国民年金法 第四十条第二項

妻の有する遺族基礎年金の受給権は、前項の規定によって消滅するほか、第三十九条第一項に規定する子が一人であるときはその子が、同項に規定する子が二人以上であるときは同時に又は時を異にしてそのすべての子が、同条第三項各号のいずれかに該当するに至ったときは、消滅する。

ユニット分割 (国民年金法 第四十条第二項)

- A : 妻の有する遺族基礎年金の受給権は、
 B : 前項の規定によって消滅するほか、
 C : 第三十九条第一項に規定する子が一人であるときはその子が、同項に規定する子が二人以上であるときは同時に
 D : 又は時を異にしてそのすべての子が、同条第三項各号のいずれかに該当するに至ったときは、
 E : 消滅する。

論理骨格 (国民年金法 第四十条第二項)

$A \wedge B \wedge (C \vee D)$ E

(図 A.109)

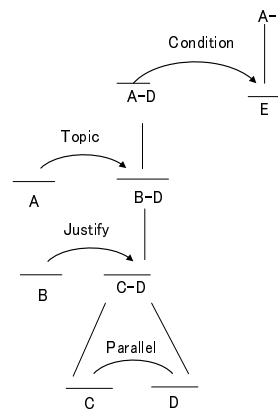


図 A.109: 修辞構造 (国民年金法 第四十条第二項)

● 国民年金法 第四十条第三項

子の有する遺族基礎年金の受給権は、第一項の規定によって消滅するほか、子が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、消滅する。

ユニット分割 (国民年金法 第四十条第三項)

- A : 子の有する遺族基礎年金の受給権は、
 B : 第一項の規定によって消滅するほか、
 C : 子が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、
 D : 消滅する。

論理骨格 (国民年金法 第四十条第三項)

$A \wedge B \wedge C$ D

(図 A.110)

● 国民年金法 第四十一条

遺族基礎年金は、当該被保険者又は被保険者であった者の死亡について、労働基準法の規定による遺族補償が行われるべきものであるときは、死亡日から六年間、その支給を停止する。

ユニット分割 (国民年金法 第四十一条)

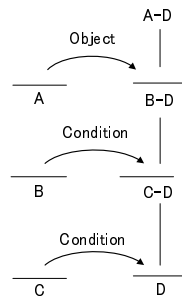


図 A.110: 修辞構造 (国民年金法 第四十条第三項)

A : 遺族基礎年金は、
 B : 当該被保険者又は被保険者であった者の死亡について、
 C : 労働基準法の規定による遺族補償が行われるべきものであるときは、
 D : 死亡日から六年間、
 E : その支給を停止する。

論理骨格 (国民年金法 第四十一条)

$A \wedge B \wedge C \quad D \wedge E$

(図 A.111)

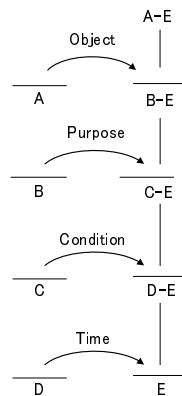


図 A.111: 修辞構造 (国民年金法 第四十一条)

● 国民年金法 第四十一条第二項

子に対する遺族基礎年金は、妻が遺族基礎年金の受給権を有するとき、又は生計を同じくするその子の父若しくは母があるときは、その間、その支給を停止する。

ユニット分割 (国民年金法 第四十一条第二項)

A : 子に対する遺族基礎年金は、
 B : 妻が遺族基礎年金の受給権を有するとき、
 C : 又は生計を同じくするその子の父若しくは母があるときは、
 D : その間、その支給を停止する。

論理骨格 (国民年金法 第四十一条第二項)

$A \wedge (B \wedge C) \quad D$

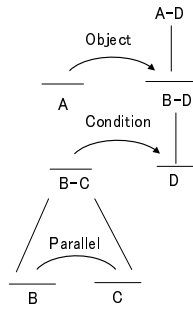


図 A.112: 修辞構造 (国民年金法 第四十一条第二項)

(図 A.112)

● 国民年金法 第四十一条の二

妻に対する遺族基礎年金は、その者の所在が一年以上明らかでないときは、遺族基礎年金の受給権を有する子の申請によって、その所在が明らかでなくなった時にさかのぼって、その支給を停止する。

ユニット分割 (国民年金法 第四十一条の二)

A : 妻に対する遺族基礎年金は、
 B : その者の所在が一年以上明らかでないときは、
 C : 遺族基礎年金の受給権を有する子の申請によって、
 D : その所在が明らかでなくなった時にさかのぼって、
 E : その支給を停止する。

論理骨格 (国民年金法 第四十一条の二)

$A \wedge B \quad C \wedge D \wedge E$

(図 A.113)

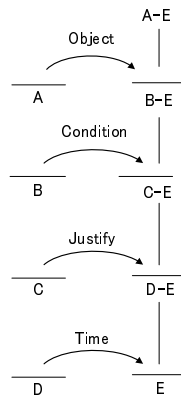


図 A.113: 修辞構造 (国民年金法 第四十一条の二)

● 国民年金法 第四十二条

遺族基礎年金の受給権を有する子が二人以上ある場合において、その子のうち一人以上の子の所在が一年以上明らかでないときは、その子に対する遺族基礎年金は、他の子の申請によって、その所在が明らかでなくなった時にさかのぼって、その支給を停止する。

ユニット分割 (国民年金法 第四十二条)

A : 遺族基礎年金の受給権を有する子が二人以上ある場合において、
 B : その子のうち一人以上の子の所在が一年以上明らかでないときは、
 C : その子に対する遺族基礎年金は、
 D : 他の子の申請によって、
 E : その所在が明らかでなくなった時にさかのぼって、
 F : その支給を停止する。

論理骨格 (国民年金法 第四十二条)

$A \wedge B \quad C \wedge D \wedge E \wedge F$

(図 A.114)

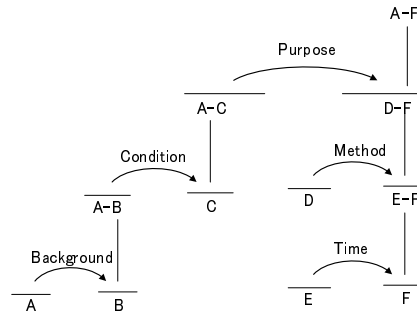


図 A.114: 修辞構造 (国民年金法 第四十二条)

● 国民年金法 第四十二条第二項

前項の規定によって遺族基礎年金の支給を停止された子は、いつでも、その支給の停止の解除を申請することができる。

ユニット分割 (国民年金法 第四十二条第二項)

A : 前項の規定によって遺族基礎年金の支給を停止された子は、
 B : いつでも、
 C : その支給の停止の解除を申請することができる。

論理骨格 (国民年金法 第四十二条第二項)

$A \wedge B \wedge C$

(図 A.115)

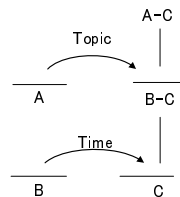


図 A.115: 修辞構造 (国民年金法 第四十二条第二項)

● 国民年金法 第四十二条第三項

第三十九条の二第二項の規定は、第一項の規定により遺族基礎年金の支給が停止され、又は前項の規定によりその停止が解除された場合に準用する。

ユニット分割 (国民年金法 第四十二条第三項)

A : 第三十九条の二第二項の規定は、
B : 第一項の規定により遺族基礎年金の支給が停止され、
C : 又は前項の規定によりその停止が解除された場合に準用する。

論理骨格 (国民年金法 第四十二条第三項)

$A \wedge B \wedge C$

(図 A.116)

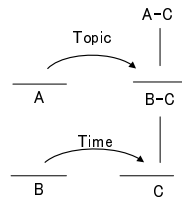


図 A.116: 修辞構造 (国民年金法 第四十二条第三項)

- 国民年金法 第四十二条第三項 (その 2)

この場合において、同条第二項中「増減を生じた日」とあるのは、
「支給が停止され、又はその停止が解除された日」と読み替えるものとする。

ユニット分割 (国民年金法 第四十二条第三項 (その 2))

A : この場合において、同条第二項中「増減を生じた日」とあるのは、
B : 「支給が停止され、又はその停止が解除された日」と読み替えるものとする。

論理骨格 (国民年金法 第四十二条第三項 (その 2))

$A \wedge B$

(図 A.117)

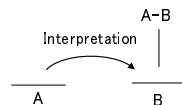


図 A.117: 修辞構造 (国民年金法 第四十二条第三項 (その 2))

- 国民年金法 第四十三条

付加年金は、第八十七条の二第一項の規定による保険料に係る保険料納付済期間を
有する者が老齢基礎年金の受給権を取得したときに、その者に支給する。

ユニット分割 (国民年金法 第四十三条)

A : 付加年金は、
B : 第八十七条の二第一項の規定による保険料に係る保険料納付済期間を有する者が
老齢基礎年金の受給権を取得したときに、
C : その者に支給する。

論理骨格 (国民年金法 第四十三条)

$A \wedge B \quad C$

(図 A.118)

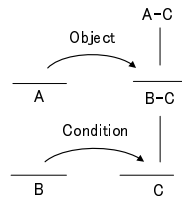


図 A.118: 修辞構造 (国民年金法 第四十三条)

● 国民年金法 第四十四条

付加年金の額は、二百円に第八十七条の二第一項の規定による保険料に係る保険料納付済期間の月数を乗じて得た額とする。

ユニット分割 (国民年金法 第四十四条)

A : 付加年金の額は、
B : 二百円に第八十七条の二第一項の規定による保険料に係る保険料納付済期間の月数を乗じて得た額とする。

論理骨格 (国民年金法 第四十四条)

$A \wedge B$

(図 A.119)

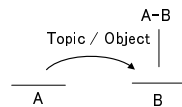


図 A.119: 修辞構造 (国民年金法 第四十四条)

● 国民年金法 第四十五条

国民年金基金又は国民年金基金連合会が解散したときは、次の各号に掲げる期間は、それぞれ、第八十七条の二第一項の規定による保険料に係る保険料納付済期間とみなして、前二条の規定を適用する。

ユニット分割 (国民年金法 第四十五条)

A : 国民年金基金又は国民年金基金連合会が解散したときは、
B : 次の各号に掲げる期間は、
C : それぞれ、第八十七条の二第一項の規定による保険料に係る保険料納付済期間とみなして、
D : 前二条の規定を適用する。

論理骨格 (国民年金法 第四十五条)

$A \quad B \wedge C \wedge D$

(図 A.120)

● 国民年金法 第四十五条第二項

前項の場合において、国民年金基金の加入員であった者が付加年金の受給権を取得した後に当該国民年金基金又はその者に対し年金の支給に関する義務を負っていた国民年金基金連合会が解散したものであるときは、その国民年金基金又は国民年金基金連合会が解散した月の翌月から、当該付加年金の額を改定する。

ユニット分割 (国民年金法 第四十五条第二項)

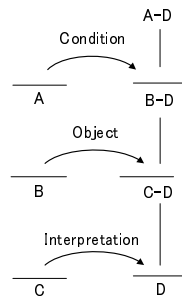


図 A.120: 修辞構造 (国民年金法 第四十五条)

- A : 前項の場合において、
 B : 国民年金基金の加入員であった者が付加年金の受給権を取得した後に
 当該国民年金基金又はその者に対し年金の支給に関する義務を負っていた国民年金基金連合会が
 解散したものであるときは、
 C : その国民年金基金又は国民年金基金連合会が解散した月の翌月から、
 D : 当該付加年金の額を改定する。

論理骨格 (国民年金法 第四十五条第二項)

$A \wedge B \quad C \wedge D$

(図 A.121)

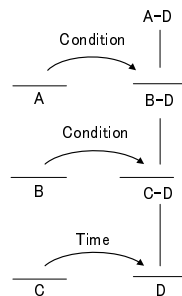


図 A.121: 修辞構造 (国民年金法 第四十五条第二項)

● 国民年金法 第四十五条第三項

- 第一項の場合において、国民年金基金の加入員であった者が老齢基礎年金の受給権を取得した後に
 当該国民年金基金又はその者に対し年金の支給に関する義務を負っていた国民年金基金連合会
 が解散したものである場合におけるその者に対する第四十三条の規定の適用については、
 同条中「老齢基礎年金の受給権を取得」とあるのは、「加入員であった国民年金基金又は
 その者に対し年金の支給に関する義務を負っていた国民年金基金連合会が解散」と読み替える
 ものとする。

ユニット分割 (国民年金法 第四十五条第三項)

- A : 第一項の場合において、
 B : 国民年金基金の加入員であった者が老齢基礎年金の受給権を取得した後に
 当該国民年金基金又はその者に対し年金の支給に関する義務を負っていた国民年金基金連合会
 が解散したものである場合におけるその者に対する第四十三条の規定の適用については、
 C : 同条中「老齢基礎年金の受給権を取得」とあるのは、
 D : 「加入員であった国民年金基金又はその者に対し年金の支給に関する義務を負っていた
 国民年金基金連合会が解散」と読み替えるものとする。

論理骨格 (国民年金法 第四十五条第三項)

$A \wedge B \wedge C \wedge D$

(図 A.122)

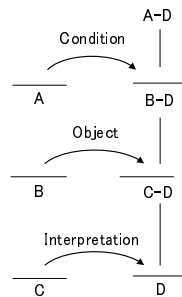


図 A.122: 修辞構造 (国民年金法 第四十五条第三項)

● 国民年金法 第四十六条

付加年金の支給は、その受給権者が第二十八条第一項に規定する支給繰下げの申出を行ったときは、第十八条第一項の規定にかかわらず、当該申出のあった日の属する月の翌月から始めるものとする。

ユニット分割 (国民年金法 第四十六条)

A : 付加年金の支給は、
B : その受給権者が第二十八条第一項に規定する支給繰下げの申出を行ったときは、
C : 第十八条第一項の規定にかかわらず、
D : 当該申出のあった日の属する月の翌月から始めるものとする。

論理骨格 (国民年金法 第四十六条)

$A \wedge B \quad C \wedge D$

(図 A.123)

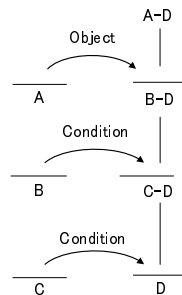


図 A.123: 修辞構造 (国民年金法 第四十六条)

● 国民年金法 第四十六条第二項

第二十八条第四項の規定は、前項の規定によって支給する付加年金の額について準用する。

ユニット分割 (国民年金法 第四十六条第二項)

A : 第二十八条第四項の規定は、
B : 前項の規定によって支給する付加年金の額について準用する。

論理骨格 (国民年金法 第四十六条第二項)

$A \wedge B$

(図 A.124)

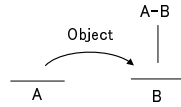


図 A.124: 修辞構造 (国民年金法 第四十六条第二項)

● 国民年金法 第四十六条第二項 (その 2)

この場合において、同条第四項中「第二十七条」とあるのは、「第四十四条」と読み替えるものとする。

ユニット分割 (国民年金法 第四十六条第二項 (その 2))

A : この場合において、
B : 同条第四項中「第二十七条」とあるのは、
C : 「第四十四条」と読み替えるものとする。

論理骨格 (国民年金法 第四十六条第二項 (その 2))

$A \wedge B \wedge C$

(図 A.125)

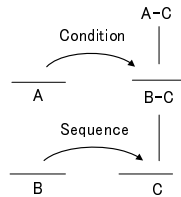


図 A.125: 修辞構造 (国民年金法 第四十六条第二項 (その 2))

● 国民年金法 第四十七条

付加年金は、老齢基礎年金がその全額につき支給を停止されているときは、その間、その支給を停止する。

ユニット分割 (国民年金法 第四十七条)

A : 付加年金は、
B : 老齢基礎年金がその全額につき支給を停止されているときは、
C : その間、その支給を停止する。

論理骨格 (国民年金法 第四十七条)

$A \wedge B \quad C$

(図 A.126)

● 国民年金法 第四十八条

付加年金の受給権は、受給権者が死亡したときは、消滅する。

ユニット分割 (国民年金法 第四十八条)

A : 付加年金の受給権は、
B : 受給権者が死亡したときは、
C : 消滅する。

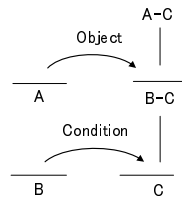


図 A.126: 修辞構造 (国民年金法 第四十七条)

論理骨格 (国民年金法 第四十八条)



(図 A.127)

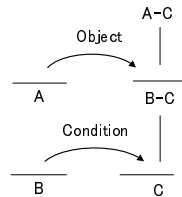


図 A.127: 修辞構造 (国民年金法 第四十八条)

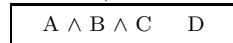
● 国民年金法 第四十九条

寡婦年金は、死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である夫が死亡した場合において、夫の死亡の当時夫によって生計を維持し、かつ、夫との婚姻関係が十年以上継続した六十五歳未満の妻があるときに、その者に支給する。

ユニット分割 (国民年金法 第四十九条)

- A: 寡婦年金は、
- B: 死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である夫が死亡した場合において、
- C: 夫の死亡の当時夫によって生計を維持し、かつ、夫との婚姻関係が十年以上継続した六十五歳未満の妻があるときに、
- D: その者に支給する。

論理骨格 (国民年金法 第四十九条)



(図 A.128)

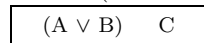
● 国民年金法 第四十九条 (その2)

ただし、その夫が障害基礎年金の受給権者であったことがあるとき、又は老齢基礎年金の支給を受けていたときは、この限りでない。

ユニット分割 (国民年金法 第四十九条 (その2))

- A: ただし、その夫が障害基礎年金の受給権者であったことがあるとき、
- B: 又は老齢基礎年金の支給を受けていたときは、
- C: この限りでない。

論理骨格 (国民年金法 第四十九条 (その2))



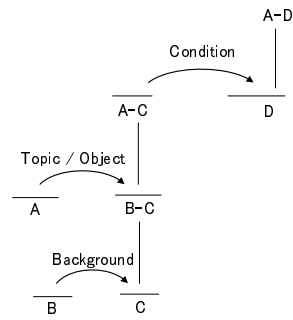


図 A.128: 修辞構造 (国民年金法 第四十九条)

(図 A.129)

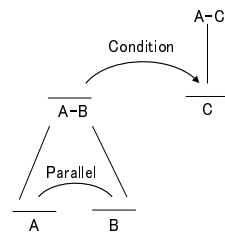


図 A.129: 修辞構造 (国民年金法 第四十九条 (その2))

● 国民年金法 第四十九条第二項

第三十七条の二第三項の規定は、前項の場合に準用する。

ユニット分割 (国民年金法 第四十九条第二項)

A : 第三十七条の二第三項の規定は、
B : 前項の場合に準用する。

論理骨格 (国民年金法 第四十九条第二項)

$A \wedge B$

(図 A.130)

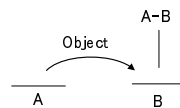


図 A.130: 修辞構造 (国民年金法 第四十九条第二項)

● 国民年金法 第四十九条第三項

六十歳未満の妻に支給する寡婦年金は、第十八条第一項の規定にかかわらず、妻が六十歳に達した日の属する月の翌月から、その支給を始める。

ユニット分割 (国民年金法 第四十九条第三項)

- A : 六十歳未満の妻に支給する寡婦年金は、
 B : 第十八条第一項の規定にかかわらず、
 C : 妻が六十歳に達した日の属する月の翌月から、
 D : その支給を始める。

論理骨格 (国民年金法 第四十九条第三項)

$A \wedge B \wedge C \wedge D$

(図 A.131)

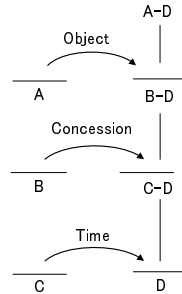


図 A.131: 修辞構造 (国民年金法 第四十九条第三項)

● 国民年金法 第五十条

寡婦年金の額は、死亡日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間及び保険料免除期間につき、第二十七条の規定の例によって計算した額の四分の三に相当する額とする。

ユニット分割 (国民年金法 第五十条)

- A : 寡婦年金の額は、
 B : 死亡日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間及び保険料免除期間につき、
 C : 第二十七条の規定の例によって計算した額の四分の三に相当する額とする。

論理骨格 (国民年金法 第五十条)

$A \wedge B \wedge C$

(図 A.132)

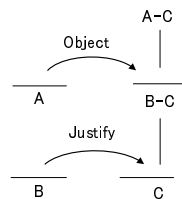


図 A.132: 修辞構造 (国民年金法 第五十条)

● 国民年金法 第五十一条

寡婦年金の受給権は、受給権者が六十五歳に達したとき、又は第四十条第一項各号のいずれかに該当するに至ったときは、消滅する。

ユニット分割 (国民年金法 第五十一条)

A : 寡婦年金の受給権は、
 B : 受給権者が六十五歳に達したとき、
 C : 又は第四十条第一項各号のいずれかに該当するに至ったときは、
 D : 消滅する。

論理骨格 (国民年金法 第五十一条)

$A \wedge (B \vee C) \quad D$

(図 A.133)

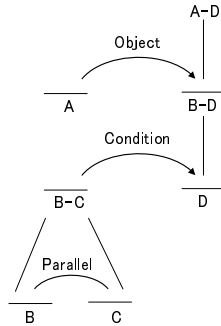


図 A.133: 修辞構造 (国民年金法 第五十一条)

● 国民年金法 第五十二条

寡婦年金は、当該夫の死亡について第四十一条第一項に規定する給付が行われるべきものであるときは、死亡日から六年間、その支給を停止する。

ユニット分割 (国民年金法 第五十二条)

A : 寡婦年金は、
 B : 当該夫の死亡について第四十一条第一項に規定する給付が行われるべきものであるときは、
 C : 死亡日から六年間、
 D : その支給を停止する。

論理骨格 (国民年金法 第五十二条)

$A \wedge B \quad C \wedge D$

(図 A.134)

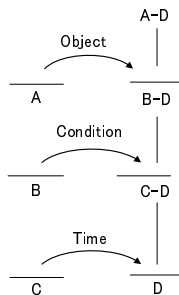


図 A.134: 修辞構造 (国民年金法 第五十二条)

- 国民年金法 第五十二条の二

死亡一時金は、死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数の四分の三に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の二分の一に相当する月数及び保険料四分の三免除期間の月数の四分の一に相当する月数を合算した月数が三十六月以上である者が死亡した場合において、その者に遺族があるときに、その遺族に支給する。

ユニット分割 (国民年金法 第五十二条の二)

A : 死亡一時金は、
 B : 死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数の四分の三に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の二分の一に相当する月数及び保険料四分の三免除期間の月数の四分の一に相当する月数を合算した月数が三十六月以上である者が死亡した場合において、
 C : その者に遺族があるときに、
 D : その遺族に支給する。

論理骨格 (国民年金法 第五十二条の二)

A ∧ B ∧ C D

(図 A.135)

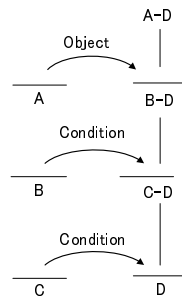


図 A.135: 修辞構造 (国民年金法 第五十二条の二)

- 国民年金法 第五十二条の二 (その 2)

ただし、老齢基礎年金又は障害基礎年金の支給を受けたことがある者が死亡したときは、この限りでない。

ユニット分割 (国民年金法 第五十二条の二 (その 2))

A : ただし、老齢基礎年金又は障害基礎年金の支給を受けたことがある者が死亡したときは、
 B : この限りでない。

論理骨格 (国民年金法 第五十二条の二 (その 2))

A B

(図 A.136)

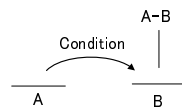


図 A.136: 修辞構造 (国民年金法 第五十二条の二 (その 2))

● 国民年金法 第五十二条の二第二項

前項の規定にかかわらず、死亡一時金は、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

ユニット分割 (国民年金法 第五十二条の二第二項)

A : 前項の規定にかかわらず、
B : 死亡一時金は、
C : 次の各号のいずれかに該当するときは、
D : 支給しない。

論理骨格 (国民年金法 第五十二条の二第二項)

$A \wedge B \wedge C \quad D$

(図 A.137)

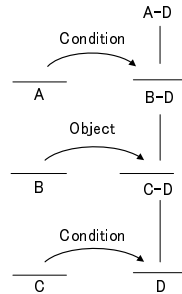


図 A.137: 修辞構造 (国民年金法 第五十二条の二第二項)

● 国民年金法 第五十二条の二第三項

第一項に規定する死亡した者の子がその者の死亡により遺族基礎年金の受給権を取得した場合であって、その受給権を取得した当時その子と生計を同じくするその子の父又は母があることにより第四十一条第二項の規定によって当該遺族基礎年金の支給が停止されるものであるときは、前項の規定は適用しない。

ユニット分割 (国民年金法 第五十二条の二第三項)

A : 第一項に規定する死亡した者の子がその者の死亡により遺族基礎年金の受給権を取得した場合であって、
B : その受給権を取得した当時その子と生計を同じくするその子の父又は母があることにより第四十一条第二項の規定によって当該遺族基礎年金の支給が停止されるものであるときは、
C : 前項の規定は適用しない。

論理骨格 (国民年金法 第五十二条の二第三項)

$A \wedge B \quad C$

(図 A.138)

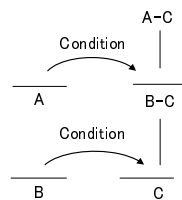


図 A.138: 修辞構造 (国民年金法 第五十二条の二第三項)

- 国民年金法 第五十二条の三

死亡一時金を受けることができる遺族は、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものとする。

ユニット分割 (国民年金法 第五十二条の三)

A : 死亡一時金を受けることができる遺族は、
B : 死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、
C : その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものとする。

論理骨格 (国民年金法 第五十二条の三)

$A \wedge B$

(図 A.139)

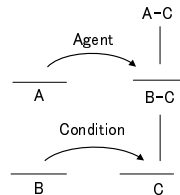


図 A.139: 修辞構造 (国民年金法 第五十二条の三)

- 国民年金法 第五十二条の三 (その二)

ただし、前条第三項の規定に該当する場合において支給する死亡一時金を受けることができる遺族は、死亡した者の配偶者であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものとする。

ユニット分割 (国民年金法 第五十二条の三 (その二))

A : ただし、前条第三項の規定に該当する場合において支給する死亡一時金を受けることができる遺族は、
B : 死亡した者の配偶者であって、
C : その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものとする。

論理骨格 (国民年金法 第五十二条の三 (その二))

$A \wedge B \wedge C$

(図 A.140)

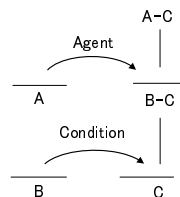


図 A.140: 修辞構造 (国民年金法 第五十二条の三 (その二))

- 国民年金法 第五十二条の三第二項

死亡一時金を受けるべき者の順位は、前項に規定する順序による。

ユニット分割 (国民年金法 第五十二条の三第二項)

A : 死亡一時金を受けるべき者の順位は、
B : 前項に規定する順序による。

論理骨格 (国民年金法 第五十二条の三第二項)

$A \wedge B$
(図 A.141)

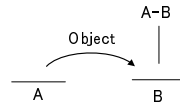


図 A.141: 修辞構造 (国民年金法 第五十二条の三第二項)

● 国民年金法 第五十二条の三第三項

死亡一時金を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

ユニット分割 (国民年金法 第五十二条の三第三項)

A: 死亡一時金を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるときは、
B: その一人のした請求は、
C: 全員のためその全額につきしたものとみなし、
D: その一人に対してした支給は、
E: 全員に対してしたものとみなす。

論理骨格 (国民年金法 第五十二条の三第三項)

$A \quad B \wedge C \wedge D \wedge E$

(図 A.142)

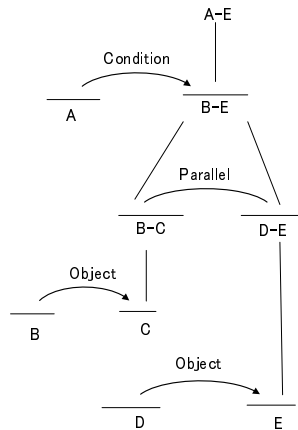


図 A.142: 修辞構造 (国民年金法 第五十二条の三第三項)

● 国民年金法 第五十二条の四

死亡一時金の額は、死亡日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数の四分の三に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の二分の一に相当する月数及び保険料四分の三免除期間の月数の四分の一に相当する月数を合算した月数に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

ユニット分割 (国民年金法 第五十二条の四)

- A : 死亡一時金の額は、
 B : 死亡日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数の四分の三に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の二分の一に相当する月数及び保険料四分の三免除期間の月数の四分の一に相当する月数を合算した月数に応じて、
 C : それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

論理骨格 (国民年金法 第五十二条の四)

$A \wedge B \wedge C$

(図 A.143)

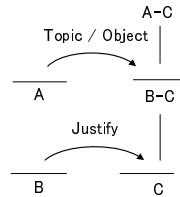


図 A.143: 修辞構造 (国民年金法 第五十二条の四)

● 国民年金法 第五十二条の四第二項

死亡日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る死亡日の前日における第八十七条の二第一項の規定による保険料に係る保険料納付済期間が三年以上である者の遺族に支給する死亡一時金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に八千五百円を加算した額とする。

ユニット分割 (国民年金法 第五十二条の四第二項)

- A : 死亡日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る死亡日の前日における第八十七条の二第一項の規定による保険料に係る保険料納付済期間が三年以上である者の遺族に支給する死亡一時金の額は、
 B : 前項の規定にかかわらず、
 C : 同項に定める額に八千五百円を加算した額とする。

論理骨格 (国民年金法 第五十二条の四第二項)

$A \wedge B \wedge C$

(図 A.144)

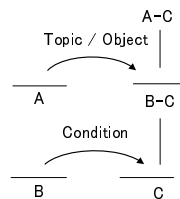


図 A.144: 修辞構造 (国民年金法 第五十二条の四第二項)

● 国民年金法 第五十二条の五

第四十五条第一項の規定は、死亡一時金について準用する。

ユニット分割 (国民年金法 第五十二条の五)

- A : 第四十五条第一項の規定は、
 B : 死亡一時金について準用する。

論理骨格 (国民年金法 第五十二条の五)

$A \wedge B$
(図 A.145)

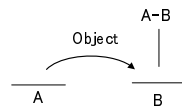


図 A.145: 修辞構造 (国民年金法 第五十二条の五)

● 国民年金法 第五十二条の六

第五十二条の三の規定により死亡一時金の支給を受ける者が、第五十二条の二第一項に規定する者の死亡により寡婦年金を受けることができるときは、その者の選択により、死亡一時金と寡婦年金とのうち、その一を支給し、他は支給しない。

ユニット分割 (国民年金法 第五十二条の六)

A : 第五十二条の三の規定により死亡一時金の支給を受ける者が、
B : 第五十二条の二第一項に規定する者の死亡により寡婦年金を受けることができるときは、
C : その者の選択により、
D : 死亡一時金と寡婦年金とのうち、その一を支給し、他は支給しない。

論理骨格 (国民年金法 第五十二条の六)

$A \wedge B \quad C \wedge D$
(図 A.146)

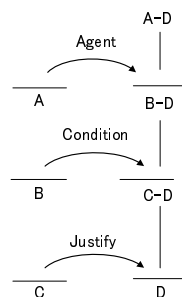


図 A.146: 修辞構造 (国民年金法 第五十二条の六)

- 国民年金法 第五十三条 削除
- 国民年金法 第五十四条 削除
- 国民年金法 第五十五条 削除
- 国民年金法 第五十六条 削除
- 国民年金法 第五十七条 削除
- 国民年金法 第五十八条 削除
- 国民年金法 第五十九条 削除

- 国民年金法 第六十条 削除
- 国民年金法 第六十一条 削除
- 国民年金法 第六十二条 削除
- 国民年金法 第六十三条 削除
- 国民年金法 第六十四条 削除
- 国民年金法 第六十五条 削除
- 国民年金法 第六十六条 削除
- 国民年金法 第六十七条 削除
- 国民年金法 第六十八条 削除

● 国民年金法 第六十九条

故意に障害又はその直接の原因となった事故を生じさせた者の当該障害については、これを支給事由とする障害基礎年金は、支給しない。

ユニット分割 (国民年金法 第六十九条)

A : 故意に障害又はその直接の原因となった事故を生じさせた者の当該障害については、
B : これを支給事由とする障害基礎年金は、
C : 支給しない。

論理骨格 (国民年金法 第六十九条)

$A \wedge B \wedge C$

(図 A.147)

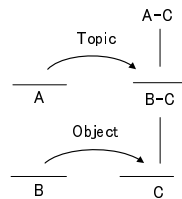


図 A.147: 修辞構造 (国民年金法 第六十九条)

● 国民年金法 第七十条

故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、障害若しくはその原因となった事故を生じさせ、又は障害の程度を増進させた者の当該障害については、これを支給事由とする給付は、その全部又は一部を行わないことができる。

ユニット分割 (国民年金法 第七十条)

A : 故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、
B : 又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、
C : 障害若しくはその原因となった事故を生じさせ、
D : 又は障害の程度を増進させた者の当該障害については、
E : これを支給事由とする給付は、
F : その全部又は一部を行わないことができる。

論理骨格 (国民年金法 第七十条)

$(A \vee B) \wedge (C \vee D) \quad E \wedge F$

(図 A.148)

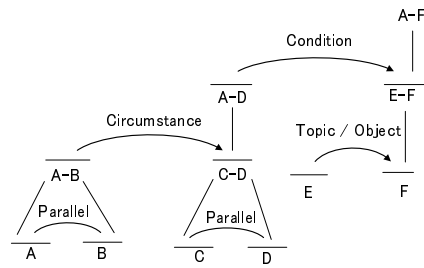


図 A.148: 修辞構造 (国民年金法 第七十条)

● 国民年金法 第七十条 (その 2)

自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、死亡又はその原因となった事故を生じさせた者の死亡についても、同様とする。

ユニット分割 (国民年金法 第七十条 (その 2))

A: 自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、
B: 又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、
C: 死亡又はその原因となった事故を生じさせた者の死亡について、
D: 同様とする。

論理骨格 (国民年金法 第七十条 (その 2))

$(A \wedge B) \wedge C \wedge D$

(図 A.149)

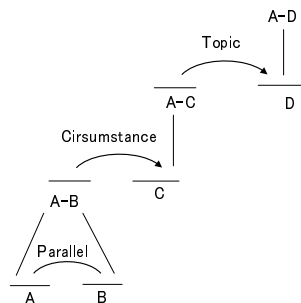


図 A.149: 修辞構造 (国民年金法 第七十条 (その 2))

● 国民年金法 第七十一条

遺族基礎年金、寡婦年金又は死亡一時金は、被保険者又は被保険者であった者を故意に死亡させた者には、支給しない。

ユニット分割 (国民年金法 第七十一条)

A: 遺族基礎年金、寡婦年金又は死亡一時金は、
B: 被保険者又は被保険者であった者を故意に死亡させた者には、
C: 支給しない。

論理骨格 (国民年金法 第七十一条)

$A \wedge B \wedge C$

(図 A.150)

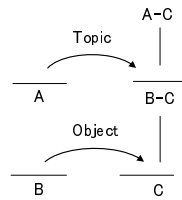


図 A.150: 修辞構造 (国民年金法 第七十一条)

● 国民年金法 第七十一条 (その 2)

被保険者又は被保険者であった者の死亡前に、その者の死亡によって遺族基礎年金又は死亡一時金の受給権者となるべき者を故意に死亡させた者についても、同様とする。

ユニット分割 (国民年金法 第七十一条 (その 2))

A : 被保険者又は被保険者であった者の死亡前に、
B : その者の死亡によって遺族基礎年金又は死亡一時金の受給権者となるべき者を故意に死亡させた者についても、
C : 同様とする。

論理骨格 (国民年金法 第七十一条 (その 2))

$A \wedge B \wedge C$

(図 A.151)

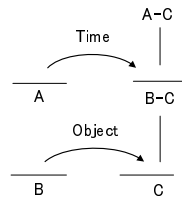


図 A.151: 修辞構造 (国民年金法 第七十一条 (その 2))

● 国民年金法 第七十一条第二項

遺族基礎年金の受給権は、受給権者が他の受給権者を故意に死亡させたときは、消滅する。

ユニット分割 (国民年金法 第七十一条第二項)

A : 遺族基礎年金の受給権は、
B : 受給権者が他の受給権者を故意に死亡させたときは、
C : 消滅する。

論理骨格 (国民年金法 第七十一条第二項)

$A \wedge B \quad C$

(図 A.152)

● 国民年金法 第七十二条

年金給付は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部につき、その支給を停止することができる。

ユニット分割 (国民年金法 第七十二条)

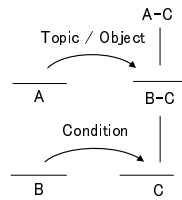


図 A.152: 修辞構造 (国民年金法 第七十一条第二項)

A : 年金給付は、
B : 次の各号のいずれかに該当する場合には、
C : その額の全部又は一部につき、
D : その支給を停止することができる。

論理骨格 (国民年金法 第七十二条)

$A \wedge B \quad C \wedge D$

(図 A.153)

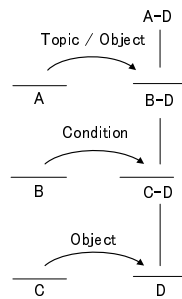


図 A.153: 修辞構造 (国民年金法 第七十二条)

● 国民年金法 第七十三条

受給権者が、正当な理由がなくて、第百五条第三項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、年金給付の支払を一時差し止めることができる。

ユニット分割 (国民年金法 第七十三条)

A : 受給権者が、
B : 正当な理由がなくて、
C : 第百五条第三項の規定による届出をせず、
D : 又は書類その他の物件を提出しないときは、
E : 年金給付の支払を一時差し止めることができる。

論理骨格 (国民年金法 第七十三条)

$A \wedge (B \wedge (C \vee D)) \quad E$

(図 A.154)

● 国民年金法 第七十四条

政府は、第一号被保険者及び第一号被保険者であった者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる。

ユニット分割 (国民年金法 第七十四条)

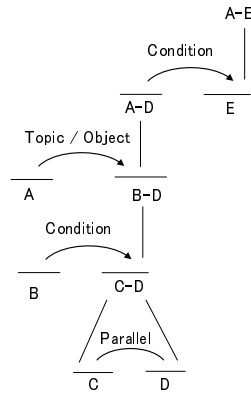


図 A.154: 修辞構造 (国民年金法 第七十三条)

A : 政府は、
B : 第一号被保険者及び第一号被保険者であった者の福祉を増進するため、
C : 必要な施設をすることができる。

論理骨格 (国民年金法 第七十四条)

$A \wedge B \wedge C$

(図 A.155)

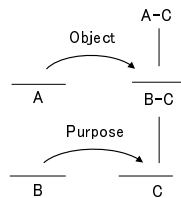


図 A.155: 修辞構造 (国民年金法 第七十四条)

● 国民年金法 第七十五条

積立金の運用は、積立金が国民年金の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら国民年金の被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって、国民年金事業の運営の安定に資することを目的として行うものとする。

ユニット分割 (国民年金法 第七十五条)

A : 積立金の運用は、
B : 積立金が国民年金の被保険者から徴収された保険料の一部であり、
C : かつ、将来の給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、
D : 専ら国民年金の被保険者の利益のために、
E : 長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、
F : 将来にわたって、国民年金事業の運営の安定に資することを目的として行うものとする。

論理骨格 (国民年金法 第七十五条)

$A \wedge B \wedge C \wedge D \wedge E \wedge F$

(図 A.156)

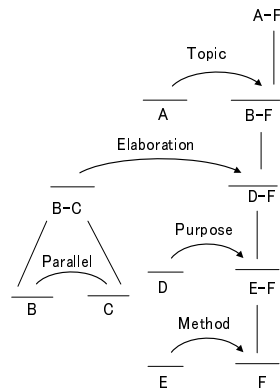


図 A.156: 修辞構造 (国民年金法 第七十五条)

● 国民年金法 第七十六条

積立金の運用は、厚生労働大臣が、前条の目的に沿った運用に基づく納付金の納付を目的として、年金積立金管理運用独立行政法人に対し、積立金を寄託することにより行うものとする。

ユニット分割 (国民年金法 第七十六条)

A : 積立金の運用は、
B : 厚生労働大臣が、
C : 前条の目的に沿った運用に基づく納付金の納付を目的として、
D : 年金積立金管理運用独立行政法人に対し、
E : 積立金を寄託することにより行うものとする。

論理骨格 (国民年金法 第七十六条)

$A \wedge B \wedge C \wedge D \wedge E$

(図 A.157)

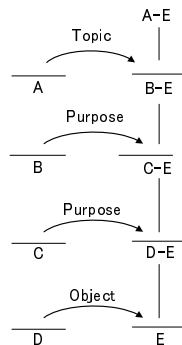


図 A.157: 修辞構造 (国民年金法 第七十六条)

● 国民年金法 第七十六条第二項

厚生労働大臣は、前項の規定にかかわらず、同項の規定に基づく寄託をするまでの間、財政融資資金に積立金を預託することができる。

ユニット分割 (国民年金法 第七十六条第二項)

A : 厚生労働大臣は、
 B : 前項の規定にかかわらず、
 C : 同項の規定に基づく寄託をするまでの間、
 D : 財政融資資金に積立金を預託することができる。

論理骨格 (国民年金法 第七十六条第二項)

$A \wedge B \wedge C \wedge D$

(図 A.158)

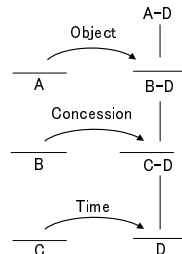


図 A.158: 修辞構造 (国民年金法 第七十六条第二項)

● 国民年金法 第七十七条

積立金の運用に係る行政事務に従事する厚生労働省の職員は、積立金の運用の目的に沿って、慎重かつ細心の注意を払い、全力を挙げてその職務を遂行しなければならない。

ユニット分割 (国民年金法 第七十七条)

A : 積立金の運用に係る行政事務に従事する厚生労働省の職員は、
 B : 積立金の運用の目的に沿って、
 C : 慎重かつ細心の注意を払い、
 D : 全力を挙げてその職務を遂行しなければならない。

論理骨格 (国民年金法 第七十七条)

$A \wedge B \wedge C \wedge D$

(図 A.159)

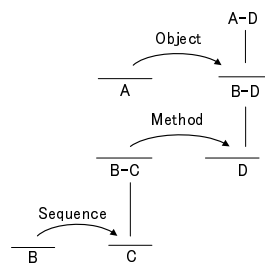


図 A.159: 修辞構造 (国民年金法 第七十七条)

● 国民年金法 第七十八条

運用職員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

ユニット分割 (国民年金法 第七十八条)

A : 運用職員は、
B : その職務に関して知り得た秘密を漏らし、
C : 又は盗用してはならない。

論理骨格 (国民年金法 第七十八条)

$A \wedge (B \vee C)$

(図 A.160)

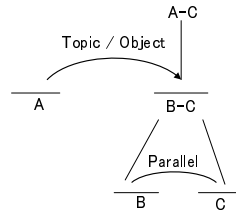


図 A.160: 修辞構造 (国民年金法 第七十八条)

● 国民年金法 第七十九条

運用職員が前条の規定に違反したと認めるときは、厚生労働大臣は、その職員に対し
国家公務員法に基づく懲戒処分をしなければならない。

ユニット分割 (国民年金法 第七十九条)

A : 運用職員が前条の規定に違反したと認めるときは、
B : 厚生労働大臣は、
C : その職員に対し国家公務員法に基づく懲戒処分をしなければならない。

論理骨格 (国民年金法 第七十九条)

$A \quad B \wedge C$

(図 A.161)

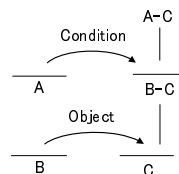


図 A.161: 修辞構造 (国民年金法 第七十九条)

● 国民年金法 第八十条

積立金の運用については、この法律に定めるもののほか、
年金積立金管理運用独立行政法人法の定めるところによる。

ユニット分割 (国民年金法 第八十条)

A : 積立金の運用については、
B : この法律に定めるもののほか、
C : 年金積立金管理運用独立行政法人法の定めるところによる。

論理骨格 (国民年金法 第八十条)

$A \wedge B \wedge C$

(図 A.162)

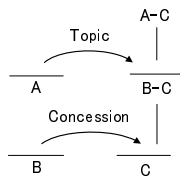


図 A.162: 修辞構造 (国民年金法 第八十条)

- 国民年金法 第八十一条 削除
- 国民年金法 第八十二条 削除
- 国民年金法 第八十三条 削除
- 国民年金法 第八十四条 削除

• 国民年金法 第八十五条

国庫は、毎年度、国民年金事業に要する費用に充てるため、次に掲げる額を負担する。

ユニット分割 (国民年金法 第八十五条)

A : 国庫は、
B : 毎年度、
C : 国民年金事業に要する費用に充てるため、
D : 次に掲げる額を負担する。

論理骨格 (国民年金法 第八十五条)

$A \wedge B \wedge C \wedge D$

(図 A.163)

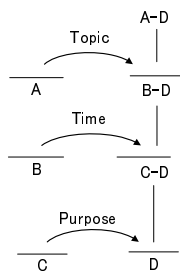


図 A.163: 修辞構造 (国民年金法 第八十五条)

• 国民年金法 第八十五条第二項

国庫は、毎年度、予算の範囲内で、国民年金事業の事務の執行に要する費用を負担する。

ユニット分割 (国民年金法 第八十五条第二項)

A : 国庫は、
B : 毎年度、
C : 予算の範囲内で、
D : 国民年金事業の事務の執行に要する費用を負担する。

論理骨格 (国民年金法 第八十五条第二項)

$A \wedge B \wedge C \wedge D$

(図 A.164)

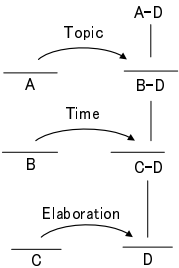


図 A.164: 修辞構造 (国民年金法 第八十五条第二項)

• 国民年金法 第八十六条

政府は、政令の定めるところにより、市町村に対し、市町村長がこの法律又はこの法律に基づく政令の規定によって行う事務の処理に必要な費用を交付する。

 ユニット分割 (国民年金法 第八十六条)

A : 政府は、
 B : 政令の定めるところにより、
 C : 市町村に対し、
 D : 市町村長がこの法律又はこの法律に基づく政令の規定によって
 E : 行う事務の処理に必要な費用を交付する。

 論理骨格 (国民年金法 第八十六条)

$A \wedge B \wedge C \wedge D \wedge E$

(図 A.165)

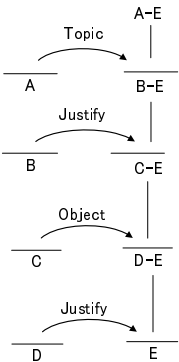


図 A.165: 修辞構造 (国民年金法 第八十六条)

• 国民年金法 第八十七条

政府は、国民年金事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収する。

 ユニット分割 (国民年金法 第八十七条)

A : 政府は、
B : 国民年金事業に要する費用に充てるため、
C : 保険料を徴収する。

論理骨格 (国民年金法 第八十七条)

$A \wedge B \wedge C$

(図 A.166)

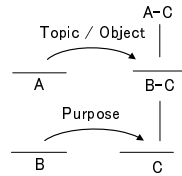


図 A.166: 修辞構造 (国民年金法 第八十七条)

- 国民年金法 第八十八条

被保険者は、保険料を納付しなければならない。

ユニット分割 (国民年金法 第八十八条)

A : 被保険者は、
B : 保険料を納付しなければならない。

論理骨格 (国民年金法 第八十八条)

$A \wedge B$

(図 A.167)

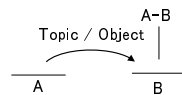


図 A.167: 修辞構造 (国民年金法 第八十八条)

- 国民年金法 第八十九条

被保険者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その該当するに至った日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、既に納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、納付することを要しない。

ユニット分割 (国民年金法 第八十九条)

A : 被保険者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、
B : その該当するに至った日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、
C : 既に納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、
D : 納付することを要しない。

論理骨格 (国民年金法 第八十九条)

$A \quad B \wedge C \wedge D$

(図 A.168)

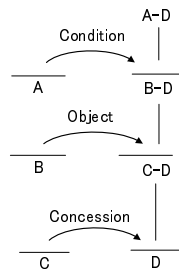


図 A.168: 修辞構造 (国民年金法 第八十九条)

● 国民年金法 第九十一条

毎月の保険料は、翌月末日までに納付しなければならない。

ユニット分割 (国民年金法 第九十一条)

A : 毎月の保険料は、
B : 翌月末日までに納付しなければならない。

論理骨格 (国民年金法 第九十一条)

$A \wedge B$

(図 A.169)

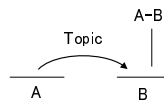


図 A.169: 修辞構造 (国民年金法 第九十一条)

● 国民年金法 第九十二条

社会保険庁長官は、毎年度、被保険者に対し、各年度の各月に係る保険料について、保険料の額、納期限その他厚生労働省令で定める事項を通知するものとする。

ユニット分割 (国民年金法 第九十二条)

A : 社会保険庁長官は、
B : 毎年度、
C : 被保険者に対し、
D : 各年度の各月に係る保険料について、
E : 保険料の額、納期限その他厚生労働省令で定める事項を通知するものとする。

論理骨格 (国民年金法 第九十二条)

$A \wedge B \wedge C \wedge D \wedge E$

(図 A.170)

● 国民年金法 第九十二条の二

社会保険庁長官は、被保険者から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があった場合には、その納付が確実に認められ、かつ、その申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

ユニット分割 (国民年金法 第九十二条の二)

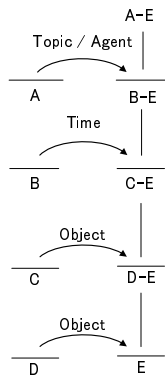


図 A.170: 修辞構造 (国民年金法 第九十二条)

- A : 社会保険庁長官は、
 B : 被保険者から、
 C : 預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座
 又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があった場合には、
 D : その納付が確実と認められ、
 E : かつ、その申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるときに限り、
 F : その申出を承認することができる。

論理骨格 (国民年金法 第九十二条の二)

$A \wedge B \wedge C \quad D \wedge E \wedge F$

(図 A.171)

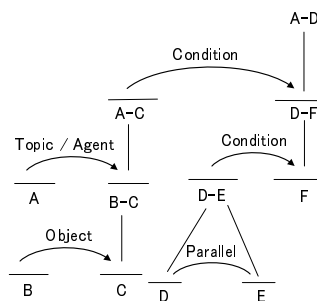


図 A.171: 修辞構造 (国民年金法 第九十二条の二)

● 国民年金法 第九十二条の三

次に掲げる者は、被保険者の委託を受けて、保険料の納付に関する事務を行うことができる。

ユニット分割 (国民年金法 第九十二条の三)

- A : 次に掲げる者は、
 B : 被保険者の委託を受けて、
 C : 保険料の納付に関する事務を行うことができる。

論理骨格 (国民年金法 第九十二条の三)

$A \wedge B \wedge C$

(図 A.172)

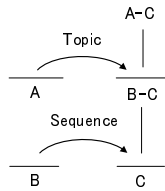


図 A.172: 修辞構造 (国民年金法 第九十二条の三)

● 国民年金法 第九十二条の三第二項

国民年金基金又は国民年金基金連合会が前項の委託を受けて納付事務を行う場合には、第百四十五条第五号中「この章」とあるのは、「第九十二条の三第一項又はこの章」とするほか、この法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

ユニット分割 (国民年金法 第九十二条の三第二項)

A : 国民年金基金又は国民年金基金連合会が前項の委託を受けて納付事務を行う場合には、
 B : 第百四十五条第五号中「この章」とあるのは、
 C : 「第九十二条の三第一項又はこの章」とするほか、
 D : この法律の規定の適用に関し必要な事項は、
 E : 政令で定める。

論理骨格 (国民年金法 第九十二条の三第二項)

A ((B ∧ C) ∨ D) ∧ E

(図 A.173)

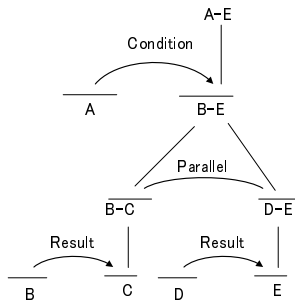


図 A.173: 修辞構造 (国民年金法 第九十二条の三第二項)

● 国民年金法 第九十三条

被保険者は、将来の一定期間の保険料を前納することができる。

ユニット分割 (国民年金法 第九十三条)

A : 被保険者は、
 B : 将来の一定期間の保険料を前納することができる。

論理骨格 (国民年金法 第九十三条)

A ∧ B

(図 A.174)

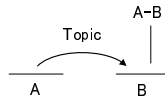


図 A.174: 修辞構造 (国民年金法 第九十三条)

● 国民年金法 第九十三条第二項

前項の場合において前納すべき額は、当該期間の各月の保険料の額から政令で定める額を控除した額とする。

ユニット分割 (国民年金法 第九十三条第二項)

A : 前項の場合において前納すべき額は、
B : 当該期間の各月の保険料の額から政令で定める額を控除した額とする。

論理骨格 (国民年金法 第九十三条第二項)

$A \wedge B$

(図 A.175)

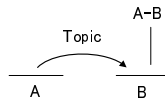


図 A.175: 修辞構造 (国民年金法 第九十三条第二項)

● 国民年金法 第九十四条

被保険者又は被保険者であった者は、社会保険庁長官の承認を受け、第八十九条、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料及び第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料の全部又は一部につき追納をすることができる。

ユニット分割 (国民年金法 第九十四条)

A : 被保険者又は被保険者であった者は、
B : 社会保険庁長官の承認を受け、
C : 第八十九条、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料及び第九十条の二第一項から第三項までの規定により
D : その一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料の全部又は一部につき追納をすることができる。

論理骨格 (国民年金法 第九十四条)

$A \wedge B \wedge C \wedge D$

(図 A.176)

● 国民年金法 第九十五条

保険料その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除くほか、国税徴収の例によって徴収する。

ユニット分割 (国民年金法 第九十五条)

A : 保険料その他この法律の規定による徴収金は、
B : この法律に別段の規定があるものを除くほか、
C : 国税徴収の例によって徴収する。

論理骨格 (国民年金法 第九十五条)

$A \wedge B \wedge C$

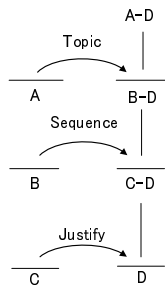


図 A.176: 修辞構造 (国民年金法 第九十四条)

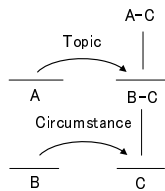


図 A.177: 修辞構造 (国民年金法 第九十五条)

(図 A.177)

● 国民年金法 第九十六条

保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納する者があるときは、社会保険庁長官は、期限を指定して、これを督促することができる。

ユニット分割 (国民年金法 第九十六条)

A : 保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納する者があるときは、
 B : 社会保険庁長官は、
 C : 期限を指定して、
 D : これを督促することができる。

論理骨格 (国民年金法 第九十六条)

A B ∧ C ∧ D

(図 A.178)

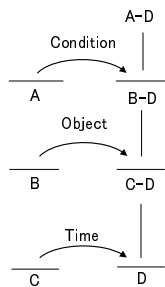


図 A.178: 修辞構造 (国民年金法 第九十六条)

- 国民年金法 第九十七条

前条第一項の規定によって督促をしたときは、社会保険庁長官は、徴収金額につき年十四・六パーセントの割合で、納期限の翌日から徴収金完納又は財産差押の日の前日までの日数によって計算した延滞金を徴収する。

ユニット分割 (国民年金法 第九十七条)

A : 前条第一項の規定によって督促をしたときは、
 B : 社会保険庁長官は、
 C : 徴収金額につき年十四・六パーセントの割合で、
 D : 納期限の翌日から徴収金完納又は財産差押の日の前日までの日数によって計算した延滞金を徴収する。

論理骨格 (国民年金法 第九十七条)

A B ∧ C ∧ D

(図 A.179)

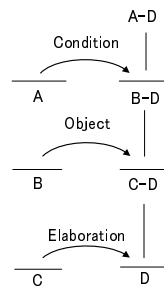


図 A.179: 修辞構造 (国民年金法 第九十七条)

- 国民年金法 第九十七条 (その 2)

ただし、徴収金額が五百円未満であるとき、又は滞納につきやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

ユニット分割 (国民年金法 第九十七条 (その 2))

A : ただし、徴収金額が五百円未満であるとき、
 B : 又は滞納につきやむを得ない事情があると認められるときは、
 C : この限りでない。

論理骨格 (国民年金法 第九十七条 (その 2))

(A ∨ B) C

(図 A.180)

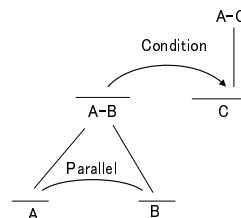


図 A.180: 修辞構造 (国民年金法 第九十七条 (その 2))

- 国民年金法 第九十八条

保険料その他この法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

ユニット分割 (国民年金法 第九十八条)

A : 保険料その他この法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、
B : 国税及び地方税に次ぐものとする。

論理骨格 (国民年金法 第九十八条)

$A \wedge B$

(図 A.181)

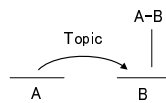


図 A.181: 修辞構造 (国民年金法 第九十八条)

- 国民年金法 第九十九条 削除
- 国民年金法 第百条 削除